

神奈川県監査委員公表第 25 号

令和 7 年度包括外部監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 5 項の規定に基づき、神奈川県知事が包括外部監査契約を締結した包括外部監査人田中友里子から、次のとおり令和 7 年度包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第 252 条の 38 第 3 項の規定により公表する。

令和 7 年 12 月 19 日

神奈川県監査委員	大	竹	准	一
同	吉	川	知	惠 子
同	中	家	華	江
同	柳	下		剛
同	齊	藤	た	かみ

令和 7 年 12 月 19 日

神奈川県監査委員	大	竹	准	一 様
同	吉	川	知	惠 子 様
同	中	家	華	江 様
同	柳	下		剛 様
同	齊	藤	た	かみ 様

包括外部監査人 田 中 友 里 子

令和 7 年度包括外部監査の結果に関する報告（提出）

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づき実施した包括外部監査の結果に関する報告について、同条第 5 項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

<別紙>

令和 7 年度

包括外部監査報告書

「試験研究機関の財務事務の執行について」

令和 7 年 12 月

神奈川県包括外部監査人

田 中 友里子

(本報告書における記載内容の注意事項)

・監査の「指摘」

今後、神奈川県において何らかの措置が必要であると認められる事項。主に、合規性に関する事項（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項）となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合には、経済性、効率性及び有効性の視点からの結論も含まれる。

・監査の「意見」

監査の「指摘」には該当しないが、経済性、効率性及び有効性の視点から、施策や事務事業の運営の合理化等のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、神奈川県がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するもの。

・端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

・報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として神奈川県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出典を明示していない場合がある。

報告書の数値等のうち、神奈川県以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

目次

第1章 監査の概要	1
1 監査の種類	1
2 選定した特定の事件（監査のテーマ）	1
3 特定の事件（監査のテーマ）を選定した理由	1
4 監査の対象期間	2
5 監査の視点	2
6 監査手続	2
7 監査対象所属	2
8 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格	3
9 監査の実施期間	3
10 利害関係	3
第2章 監査対象の基本的事項	4
1 神奈川県科学技術政策大綱	4
2 基本目標及び計画期間	7
3 県の役割と施策の基本的な方向	8
4 県試験研究機関等の活動の方向性	10
5 施策例	11
6 施策の展開に当たって	16
第3章 外部監査の結果に係る指摘及び意見の一覧	19
第4章 監査の結果及び意見一総論一	23
1 試験研究機関の施設整備及び薬品等の管理に関する主な規定	23
2 主な監査の結果及び意見の内容	27
(1) 固定資産の計画的な廃棄	27
(2) 毒劇物等の適正な管理について	28
(3) 予定価格の算定等	31
第5章 監査の結果及び意見一各論一	33
1 温泉地学研究所	33
2 環境科学センター	48
3 自然環境保全センター	65
4 農業技術センター〈本所、横浜川崎地区事務所〉	86
5 農業技術センター〈北相地区事務所〉	99
6 農業技術センター〈三浦半島地区事務所〉	109
7 畜産技術センター	117

8 水産技術センター〈本所〉	132
9 水産技術センター〈内水面試験場〉	153
10 水産技術センター〈相模湾試験場〉	161
11 衛生研究所.....	172

第1章 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査のテーマ）

試験研究機関の財務事務の執行について

3 特定の事件（監査のテーマ）を選定した理由

神奈川県は、県政運営を科学技術の面から支えるため、1990（平成2）年に科学技術政策の基本的な方向を示す「神奈川県科学技術政策大綱」を全国に先駆けて策定し、県試験研究機関や（地独）神奈川県立産業技術総合研究所を中心に、科学技術政策に取り組んできた。

「少子高齢化」への対応や「脱炭素社会」の実現などの大きな社会課題が顕在化してきている中で、将来にわたり、社会が持続的に発展していくためには、県民目線や現場の視点を大切にしながら、科学技術の成果を生み出し、未来への投資を行っていくことが必要不可欠である。

具体的には、県は、県試験研究機関を軸として、国や市町村・大学・企業・研究機関と、社会全体の立場に立った「公（おおやけ）のビジョン」を共有し、国内外の関係機関などと連携するとともに、科学技術を生活・環境に繋いでいく役割、科学技術を市場や産業にまで繋げる役割、科学技術の基盤を共創の場と未来社会に繋いでいく役割を担っている。

一方、我が国の労働市場においては、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が進んでおり、今後労働力の供給に制約が生じることが想定される。また、人材の流動化が進む中で、民間企業との採用競合も激しくなると考えられ、県試験研究機関においても、人材の確保がますます困難になるものと想定される。

このことは、県庁各部局とは地理的・制度的に離れた組織となる県試験研究機関にとっては、内部統制上の問題点につながる可能性もあり、特に、高額な設備投資・システム投資が行われることが多い県試験研究機関では、業務に関わる法令等の遵守や資産の保全について監査する必要性は高いと考える。更に、人材の確保が困難な状況では、業務の効率的かつ効果的な遂行が益々重要な視点となる。

私は、このような考え方から、県試験研究機関における財務事務が適切に管理されているかについて検証する必要を感じ、令和7年度の神奈川県包括外部監査における特定の事件（監査テーマ）を「試験研究機関の財務事務の執行について」

とした。

4 監査の対象期間

原則として令和6年度

必要に応じて令和5年度以前及び令和7年度の執行分を含む。

5 監査の視点

(1) 財務事務の合規性に問題はないか

神奈川県の試験研究機関に関する事業の管理及び財務事務は、地方自治法、地方自治法施行令、神奈川県が定める条例及びその他の法令等に従い適切に行われているか。

(2) 財務事務の経済性、効率性及び有効性に問題はないか

神奈川県の試験研究機関に関する事業の管理及び財務事務は、経済性、効率性及び有効性に充分配慮して行われているか。

6 監査手続

- ・関係書類の閲覧
- ・試験研究機関への質問
- ・試験研究機関での現地調査
- ・検出された問題点に関する改善策の検討
- ・その他必要とした手続

7 監査対象所属

(くらし安全防災局)

- ・温泉地学研究所

(環境農政局)

- ・環境科学センター
- ・自然環境保全センター
- ・農業技術センター
- ・畜産技術センター
- ・水産技術センター

(健康医療局)

- ・衛生研究所

8 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

(1) 包括外部監査人

田 中 友里子 税理士

(2) 補助者

江 口 一 生	税理士
小田島 真佐子	税理士
木 下 哲	公認会計士・税理士
本 田 彰 宏	公認会計士・税理士
柳 原 匠 巳	公認会計士・税理士
吉 田 歌 純	税理士
和 田 路 子	税理士

9 監査の実施期間

令和7年4月1日から令和7年12月19日まで

10 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定による利害関係はない。

第2章 監査対象の基本的事項

1 神奈川県科学技術政策大綱

神奈川県では、県政運営を科学技術の面から支えるため、1990（平成2）年に科学技術政策の基本的な方向を示す「神奈川県科学技術政策大綱」（以下「大綱」という。）を全国に先駆けて策定し、県試験研究機関や（地独）神奈川県立産業技術総合研究所（以下「産技総研」という。）を中心に、科学技術政策に取り組んできた。今般の包括外部監査において対象とした県立試験研究機関の今後の在り方についても関連するため、県立試験研究機関が関係している箇所を中心に紹介する。

第7期大綱においては、社会情勢の変化や、国の第6期科学技術・イノベーション基本計画の方向性などを踏まえ、「科学技術」と「社会」の対話の視点を大切にしながら、科学技術イノベーションを推進し、その成果を社会に実装していくことで「豊かな未来社会創り」を実現することを目指している。

（1）神奈川の地域の特徴

大綱においては、まず、神奈川県の地域の特徴を以下の4つの側面から捉えている。

① くらしやすさと進取の精神に富む県民性

首都東京に隣接しながらも、多彩な自然環境に恵まれ、都市の利便性と自然が調和した「職」「住」「学」「遊」のバランスがとれた生活が可能な地域である。また、近代日本の幕開けの地として西洋文明の窓口となった歴史があり、進取の精神に富み、開放的な県民性が培われている。この文化・風土が、創造性が求められる科学技術分野の醸成に適しているとされている。

② 知的資源の充実

理化学研究所や海洋研究開発機構、情報通信研究機構、宇宙航空研究開発機構など、世界的にも最先端の研究機関が立地しているのに加えて、県内には、54の大学が立地し、理工系大学の研究活動が活発であるほか、研究開発型企業や高度なものづくり技術・技能を持つ中小企業など、高度先端産業の集積が進んでいる。

また、県内在住の研究者や技術者は約38万人にのぼり、知的財産の発明者等の在住者数も全国トップクラスである。多彩な知的資源の集積が進むことで、異

分野間の交流による新たな知的財産の創造や技術革新が期待できる地域である。

③ 活発な産業活動

県内には約29万の事業所が立地し、年間の工業製品出荷額は約18兆円で全国第2位、県内総生産は欧州の中堅国一国分に匹敵し、国際経済に大きな影響力を持つ企業が多くある。

また、起業支援施設の整備によりベンチャー企業の創出が促進されている一方で、鎌倉や箱根などでは、全国的にも知名度の高い伝統工芸品が生産されており、伝統技術を育む文化も魅力的な地域である。

④ 科学技術振興の取組の蓄積

1978年（昭和53年）の「頭脳センター構想」以来、頭脳型（知識集約型・技術集約型）の産業構造への転換を促す政策を積極的に展開してきた。

1989年（平成元年）には、全国初の都市型サイエンスパークである「かながわサイエンスパーク」が整備され、研究開発型企業が生まれ、育ち、集い、交流する拠点として、全国から注目を集めてきた。

また、高度成長期の環境問題対応の歴史から、汚染状況の測定・分析を通じ、安全で安心な県民生活のセーフティネットとしての機能を担ってきた。

（2）課題先進地域・神奈川

神奈川県は、海・山・川と都市群があり、その特性から、下記の社会課題解決に向けて先進的に挑戦することが求められている。

① 社会課題・生活ニーズの多様化・複雑化への対応

- ・災害への対策や、環境と調和しながら、今後の社会経済活動を支えていくエネルギーの開発や利活用方策の応用展開
- ・生活の様々な場面で高度情報通信技術の活用
- ・「介護や福祉」などの分野における機器や技術の開発

② 少子化、高齢化と人口減少への対応

- ・少子化の進行及び高齢化の進展による生産年齢人口の減少への対応

③ 産業構造の転換と社会合意形成の重要性

- ・京浜臨海部等を中心とする、企業等の研究開発機能の集約・再編やオープンイノベーション拠点の整備
- ・科学技術基盤（人材、コミュニケーション、リスクや失敗を許容する風土）の形成

（3）神奈川県の近年の科学技術の取組

前大綱の計画期間（2017（平成29）年度～2022（令和4）年度）においては、県の政策に沿った重点研究目標の設定を行い、県試験研究機関等を中心に以下のような成果を挙げてきた。

健康長寿社会と新たな市場・産業の創出を目指し、科学技術の実用化や普及・活用を図る取組の推進
大学や企業の研究者・技術者が、組織と分野の枠を超えた異分野融合でオープンイノベーションを展開していく取組の推進
2016（平成28）年度から感染症対策の検査技術開発にも取り組み、横浜国立大学や保健福祉大学等との一層の組織的連携

（4）人・社会・未来に応える科学技術の重要性

第7期大綱においては、人・社会・未来に応える科学技術は、下記の課題を解決するために重要な役割を果たすものとして位置付けられており、県試験研究機関等には、神奈川の产学研連携のリード役を発揮することが求められている。

少子化と超高齢社会等の課題への対応
「脱炭素社会」の実現
自然災害への防災・減災
自然環境の保全、持続可能な生活・環境と調和する経済活動
食やエネルギー分野における科学技術の創出
東京集中のビジネスからの脱却
イノベーションの創出局面における自然科学と人文科学との連携・協働
DX（デジタルトランスフォーメーション）やGX（グリーントランスフォーメーション）の進展及び活用
科学技術イノベーション・エコシステム（産官学の協働・競争による、イノベーション誘発システム）の構築と運営

2 基本目標及び計画期間

(1) 基本目標

第7期大綱においては、社会情勢の変化や国の第6期科学技術・イノベーション基本計画の方向性などを踏まえ、次の3つの基本目標を掲げている。

目標1：安全・安心で豊かな生活・環境を県民が実感できる地域社会の実現

目標2：持続可能な産業の創出・育成による地域経済の活性化

目標3：課題解決と未来創生に挑戦するイノベーション人材が輝く共創の場の形成

(2) 計画期間

第7期大綱の計画期間は、2023（令和5）年度から2026（令和8）年度（4年間）である。

3 県の役割と施策の基本的な方向

(1) 県の役割

前述の「基本目標」を実現するために、県は、県試験研究機関を軸として、国や市町村・大学・企業・研究機関と、「公（おおやけ）のビジョン」を共有し、次の役割を担う。

① 地域活力の形成と地域社会への貢献

- ア 「科学技術」と「生活・環境」との間を繋ぐ役割を担う。
- イ 「科学技術」と「市場・産業」との間を繋ぐ役割を担う。
- ウ 「科学技術」と「人・社会」との間を繋ぐ役割を担う。

② 国内外との交流・連携・展開

県は、世界の知見を導入し、神奈川発の技術を世界展開できるよう、国内外との交流・連携・展開も図るとともに、これらを担う人材を育成し、活躍していく場を形成するための役割を担う。

(2) 施策の基本的な方向

前述の「基本目標」を実現し、また、県の役割を担うため、以下の3つの柱で施策を展開する。

① 安全・安心で豊かな生活・環境を実現する科学技術活動の展開

- ア 健康長寿社会の実現に寄与する科学技術活動の展開
- イ 自然災害等に対応する研究・モニタリング活動の推進
- ウ 自然・生活環境の保全など県民生活に繋がる活動の推進
- エ フィールドを活用した実証活動の展開と科学的データの蓄積と利活用

② 持続可能な産業の創出・育成を実現する科学技術活動の展開

- ア 知的創造活動の展開と产学研連携による共同研究の推進
- イ 中小企業支援などによる研究成果の産業への活用
- ウ 市場展開を見据えた産業支援

- エ 成長産業の創出・育成支援に向けた研究活動等の展開
- オ サイエンスパーク等のイノベーション拠点の活動

③ イノベーション人材が輝く共創の場を実現する科学技術活動の展開

- ア イノベーションを生み出す人材の育成
- イ 子どもたちの科学技術に対する興味・関心の喚起
- ウ 科学技術に係る活動等の情報発信と科学技術と社会の対話
- エ 関係者がビジョン・課題を共有し、共に取り組む共創の場の形成

4 県試験研究機関等の活動の方向性

(1) 重点的な研究活動の展開

県試験研究機関等においては、次の重点的な研究活動を展開する。

① 基本原則

- | |
|--------------------------|
| ア 社会課題に沿った研究 |
| イ 頸在的・潜在的ニーズを意識した産学公連携活動 |

② 重点研究目標

- | |
|-----------------------|
| 目標1 安全・安心で豊かな生活・環境の実現 |
| 目標2 持続可能な産業の創出・育成 |

(2) 各機関の活動の方向性

県試験研究機関等における活動の方向性は下記である。

- ① 研究職員の育成や研究シーズ（技術、ノウハウ等）の蓄積などによる研究機能の強化
- ② 生活・環境の安全確保や食の提供等、地域課題の解決に向けた研究やモニタリング・普及・実証活動
- ③ 幅広い分野への成果展開や、大学や企業との連携強化
- ④ 県民生活の質の向上や産業の振興

5 施策例

県の役割と施策の基本的な方向、及び、県試験研究機関の活動の方向性を踏まえ、県が取り組む主な施策例のうち、今般の包括外部監査において対象とした県試験研究機関に関するものは次のとおりである。

(1) 安全・安心で豊かな生活・環境を実現する科学技術活動の展開

① 健康長寿社会の実現に寄与する科学技術活動の展開

項目	内容
診断・治療などの医療福祉技術の革新	がんの新たな診断・治療方法の開発等、より良い診断法や治療法を確立するための臨床研究及び重粒子線治療の推進(病院機構、衛生研究所)
	化学物質等の安全性評価法の確立と国際標準化(衛生研究所)
	アレルギー免疫療法における治療効果予測のための新規評価系の構築(衛生研究所)
	細菌・ウイルス感染症対策に関する研究開発(衛生研究所)
疾病対策の推進	マスギャザリングイベントにおける感染症対策の推進(衛生研究所)
	感染症サーベイランスシステム運用体制の構築(衛生研究所)
生活の安全を確保する調査・研究	生活環境の安全に関する調査・研究(衛生研究所)
安全・安心で豊かな食品提供	安全・安心な農産物を提供するための技術の開発(農業技術センター)
	水産物由来セレノネインの栄養生理機能を活かした魚食の有効性(水産技術センター)
	食品・飲料水等の安全確保に向けた試験検査(衛生研究所)

② 自然災害等に対応する研究・モニタリング活動の推進

項目	内容
防災、減災対策に繋がる活動	地震・地殻変動観測の実施及び県内の地震活動(温泉地学研究所)、箱根の火山活動に関する調査・研究(温泉地学研究所、環境科学センター)

項目	内容
放射線等のモニタリング活動等	大気・水・食品・工業製品・土壌等に係る放射線等のモニタリング及び検査(衛生研究所)
	放射線等に係る知識の普及活動、出前講座の実施(衛生研究所)

③ 自然・生活環境の保全など県民生活に繋がる活動の推進

項目	内容
生活環境の保全等に関する調査研究・モニタリング活動	大気汚染・水質汚濁等の幅広い環境問題の解決に向けた調査研究・環境モニタリング(環境科学センター)
	健全な水循環を確保するための、河川・溪流・湖沼等の水質や生態のモニタリング(環境科学センター、自然環境保全センター)
	温泉等豊かな地下水資源の保全及び有効利用のための水収支・湧出メカニズムの解明(温泉地学研究所)
自然環境・水源環境に係る活動	丹沢大山や水源地域の自然環境・水源環境の保全と再生に向けた取組(自然環境保全センター)
	花粉のないスギ・ヒノキの開発等による森林・林業の再生への支援(自然環境保全センター)
	海洋や河川等の水域環境の改善に向けた取組(水産技術センター)
	豊かな生態系を育むための漁場環境や水産資源の管理、栽培漁業に関する研究(水産技術センター)
気候変動に対応する技術の開発及び調査研究	気候変動に対応した農畜産物の生産技術の開発(農業技術センター、畜産技術センター)
	未利用農地等における飼料作物栽培技術の開発(畜産技術センター)
	気候変動に伴う海洋環境の変化に対応した新たな技術の開発(水産技術センター)
化学物質やシックハウス原因物質等の研究・評価	工場等の事業活動に伴い排出される化学物質、シックハウス原因物質や排気ガスなどの健康及び環境への影響評価(環境科学センター、衛生研究所)
環境保全型農畜産業の推進	環境に調和する農業を推進するための技術開発(農業技術センター)
	未利用農地等における飼料作物栽培の技術開発(畜産技術センター)

項目	内容
	タ一)【再掲】 畜舎における臭気の発生抑制・脱臭の技術開発(畜産技術センター)
	家畜排せつ物処理における環境負荷低減技術の開発(畜産技術センター)

④ フィールドを活用した実証活動の展開と科学的データの蓄積と利活用

項目	内容
未来社会創造に繋がる取組の推進	ドローンなどの最新・最先端技術の社会実装の取組の推進

(2) 持続可能な産業の創出・育成を実現する科学技術活動の展開

① 知的創造活動の展開と产学研公連携による共同研究の推進

項目	内容
地域に密着した研究推進	产学研公の連携による大綱の重点研究目標に沿った研究活動の展開(県試験研究機関等)
県有知的財産等の創出・活用	県試験研究機関等の研究活動による知的財産の創出及び活用の促進
国立研究開発法人の活動の地域展開	世界最先端の研究を行っている国立研究開発法人と県試験研究機関等との共同研究等の推進(県試験研究機関等)
大学、企業等との研究開発・ネットワークの構築	県内大学等との包括連携協定の活用及び共同研究・人材育成の促進(県試験研究機関等)

② 中小企業支援などによる研究成果の産業への活用

項目	内容
オープンラボの開設	中小企業等が参加する共同研究開発へ結びつける場を提供する、オープンラボの展開(農業技術センター)
製品化・商品化支援	県内中小企業等に対する製品化・商品化支援(県試験研究機関等)

項目	内容
林業振興のための技術開発	花粉のないスギ・ヒノキの開発等による森林・林業の再生への支援(自然環境保全センター)【再掲】
農業振興のための技術開発	かながわらしい地産地消を推進するための技術開発(農業技術センター)
	農業経営の高度化・安定化を促進するための技術開発(農業技術センター)
	農業の多様な担い手を育成・確保するための技術開発(農業技術センター)
畜産業振興のための技術開発	県産畜産物の高品質化・高付加価値化及び生産性向上の推進(畜産技術センター)
	家畜の繁殖性向上技術に関する開発(畜産技術センター)
	県産畜産物の有利販売を支援する技術開発(畜産技術センター)
水産業振興のための技術開発	栽培漁業における優良種等の安定生産技術の開発(水産技術センター)
	漁業現場へのロボット等の導入による省力化技術の開発(水産技術センター)
	科学的知見に基づいた資源管理・評価体制の強化に向けた漁業資源の変動及び漁場環境の調査・研究(水産技術センター)

③ 市場展開を見据えた産業支援

項目	内容
デザイン支援・ブランド戦略	組織的な生産体制に基づき、品質・生産量並びに供給体制の向上・安定を目指すことによる県産農林水産物のブランド戦略の実施(県試験研究機関等)

④ 成長産業の創出・育成支援に向けた研究活動等の展開

項目	内容
脱炭素・エネルギー政策の推進に向けた技術の開発・活用の推進	地中熱利用と地下水保全に関する研究及び地域に適した地熱利用のあり方の検討(温泉地学研究所)
	海藻及び貝類増養殖等によるブルーカーボン技術の開発(水産技術センター)

(3) イノベーション人材が輝く共創の場を実現する科学技術活動の展開

① イノベーションを生み出す人材の育成

項目	内容
ヘルスケア・ニュー フロンティアを支える人材の育成	保健衛生に関する行政職員や海外研修生等の人材の育成(衛生研究所)
地域で活躍する科学技術系人材の育成	地域の環境活動の中心的役割を果たす環境学習リーダー等の育成・支援(環境科学センター)

② 子どもたちの科学技術に対する興味・関心の喚起

項目	内容
かながわサイエンスサマーの実施	夏休み期間中に県内の各機関で実施される科学技術関連行事の情報提供及び県試験研究機関等による行事の開催

③ 科学技術に係る活動等の情報発信と科学技術と社会の対話

項目	内容
活動・成果の発信	施設公開、成果発表会、対話型の活動成果の紹介及びホームページや成果資料集等を通じた積極的な情報の発信(県試験研究機関等)
県民に身近な情報の発信	県民が利用しやすく分かりやすい情報発信及び県民との協働活動等の推進(県試験研究機関等)
研究者からの発信	研究者自らが県民に語りかける双方向のコミュニケーション活動等の実施(県試験研究機関等)
県民、NPOとの連携	自然環境の保全・再生に向けた取組における県民やNPO等との連携・協働(自然環境保全センター、水産技術センター)
生涯学習推進、博物館等との連携	箱根ジオパーク活動の推進等により県の地学的特異性・重要性を周知し、知的好奇心を喚起する取組(温泉地学研究所、生命の星・地球博物館)

6 施策の展開に当たって

各施策の展開にあたっては、以下の視点や考え方などを共通認識として進めるものとされている。

(1) 施策展開の軸となる3つの視点

以下の3つの視点を軸として活動を展開する。

- ① 「科学技術」と「社会」の対話の視点
- ② 地域における科学技術イノベーション・エコシステム構築の視点
- ③ 神奈川県自らによるコーディネートの視点

(2) デジタル技術などの活用

本県においては、知識集約型・技術集約型の産業構造や、県全域特区などの強みを生かして、ロボットを始めとした基盤技術の開発・実用化、IoTやビッグデータ解析などを取り入れた施策を展開し、最先端の科学技術によって社会基盤を支える取組などを推進する。

また、行政の立場から獲得・保有できるデータなどについては、大学等のデータサイエンス人材や人文科学の研究者等と解析・分析で連携することでより効果的な施策展開に繋げる。

特に、県試験研究機関等が調査やモニタリング活動を通じて取得する科学的データについては、公的資産として着実に蓄積した上で、価値の可視化やオープン化を検討する。

(3) 地域における科学技術振興、国や市町村との連携・協働

施策の効果が最大限発揮されるよう、県は広域的な視点を持ち、密に連携を取りながら、国や市町村と連携・協働し科学技術政策を推進する。

(4) 科学技術の成果を県民に届けるために

「神奈川県科学技術会議」に主な施策の取組状況を定期的に報告し、着実に施策を推進する。また、施策の具体的な展開に当たっては、有識者等から意見をもらうことで、「科学技術」と「社会」の対話に努めながら、推進する。

※用語の意義

	用語	説明
あ	IoT(アイオーティー)	Internet of Things の略。あらゆるモノがインターネットに繋がり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというもの
	ICT (アイシーティー)	Information and Communication Technology の略で、情報通信技術一般の総称
い	イノベーション	「技術」「科学」「研究」における新しいアイデアや発見・発明などをきっかけとして、新しい「モノ」や「仕組み」などを創造して新しい「価値」を生み出すこと
	イノベーション・エコシステム	産官学にわたる多様な組織が相互に協働、競争を続け、イノベーションを誘発するように働くシステム
え	AI (エーアイ)	Artificial Intelligence の略で、いわゆる人工知能。具体的には、人間の脳が行っている記憶・推論・判断・学習などの知的機能をコンピューターで代行できるようにモデル化されたソフトウェアやシステム
お	オープンイノベーション	自社だけでなく他社や大学など外部機関が持つ技術やアイデアなどを組み合わせ、革新的なビジネスモデルや製品・サービス開発に繋げるイノベーションの方法
	オープンラボ	外部の企業などが利用できる開放型の研究施設
か	科学技術イノベーション	科学的な発見や発明等による新たな知識を基にした知的・文化的価値の創造と、それらの知識を発展させて経済的、社会的・公共的価値の創造に結び付ける革新のこと
く	GX(グリーントランスフォーメーション)	産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すること
け	研究シーズ	将来花開き実を結ぶ可能性の高い研究の種
こ	国際標準化	グローバルな経済活動を促進するために、国際的に共通な基準を定めること
さ	サイエンスパーク	産業都市を目指す地域のインフラ。世界的な技術・事業競争やイノベーションを追求する企業や大学、研究機関を政策的に誘致、集積させ、そこからまた新産業の担い手となる研

第2章 監査対象の基本的事項

	用語	説明
		究者や企業を生み出すエコシステムを有する
し	ジオパーク	大地の公園のことで、地形や地質などを土台として、その上で育まれた生態系や歴史・文化との繋がりを楽しく学習することができる場所
	シックハウス	建物の高気密化や化学物質を放散する建材、家具などの使用により、室内空気中の化学物質が増加し、居住者や利用者に体調不良が生じている状態
	重粒子線治療	陽子と比べて約 12 倍の質量がある炭素イオンを光の速さのおよそ 70%まで加速し、からだの奥のがん細胞に照射する放射線治療の 1 つ
	人文科学	政治・経済・社会・歴史・文芸・言語など、人類の文化全般に関する学問の総称。狭義には、自然科学・社会科学に対して、歴史・哲学・言語などに関する学問をいう
た	脱炭素社会	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸收量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにする、カーボンニュートラルを達成した社会のこと。※人為的なもの
て	DX(デジタルトランスフォーメーション)	企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること
ひ	ビッグデータ	ICT の進展により、生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータ
ま	マスギャザリング	一定期間、限定された地域において、同一目的で集合した大人数の集団
め	免疫療法(アレルゲン免疫療法)	アレルギー疾患の原因であるアレルゲンを投与していくことにより、アレルゲンに暴露された場合に引き起こされる関連症状を緩和する治療法
り	臨床研究	病気の解明や治療法の確立などを対象とする医学研究のこと

第3章 外部監査の結果に係る指摘及び意見の一覧

監査の結果、発見された指摘及び意見の一覧は、次のとおりである。なお、指摘は28件、意見は37件である。

施設名	指摘及び意見	参照頁
温泉地学研究所	【意見 1-1】 現在使用していない備品の取扱いについて	37
	【意見 1-2】 毒物及び放射性物質の保有の見直しについて	39
	【意見 1-3】 同種の研究用消耗品に係る調達頻度の集約化について	41
	【意見 1-4】 研究用消耗品調達時における、より慎重な予定価格積算等について	41
	【意見 1-5】 清掃業務に係る業務報告書の徴取について	42
	【意見 1-6】 外部研究資金等の活用に係る評価基準の明確化について	44
環境科学センター	【指摘 2-1】 廃棄備品の登録不備について	54
	【指摘 2-2】 使用する必要のない物品の不用決定の未実施	55
	【意見 2-3】 管理シールの劣化について	56
	【指摘 2-4】 劇物の取扱いの適正化	56
	【意見 2-5】 所内薬品管理システムの運用見直しについて	59
	【意見 2-6】 ポンプ更新工事の発注時期について	60
	【意見 2-7】 契約変更時における変更内容の報告書類への反映等について	61
自然環境保全センター	【指摘 3-1】 備品台帳の登録不備について	74
	【指摘 3-2】 使用する必要のない物品の不用決定の未実施	75
	【指摘 3-3】 危険物等の在庫把握改善について	76
	【指摘 3-4】 鳥獣保護棟における医薬品管理不備について	80
	【意見 3-5】 鳥獣保護棟における長期未使用医薬	82

施設名	指摘及び意見	参照頁
	品の廃棄について	
	【意見 3-6】 委託契約における提出物事務処理の効率化について	82
農業技術センター〈本所、横浜川崎地区事務所〉	【指摘 4-1】 廃棄希望備品の不用決定の未実施	97
	【意見 4-2】 使用予定の無い試薬・農薬の取扱いについて	97
農業技術センター〈北相地区事務所〉	【意見 5-1】 殺虫剤・殺菌剤・除草剤等の取扱いについて	102
	【指摘 5-2】 劇物等の化学物質の取扱いについて	103
	【指摘 5-3】 予定価格の算定誤りについて	105
	【指摘 5-4】 現金領収書の記載誤りについて	107
	【意見 5-5】 請書に係る印紙の取扱いについて	108
農業技術センター〈三浦半島地区事務所〉	【指摘 6-1】 管理シールの貼付漏れ	112
	【指摘 6-2】 破損した物品の不用決定の未実施	112
	【意見 6-3】 管理シールの作成・貼付方法について	113
	【意見 6-4】 現在使用していない備品の取扱いについて	114
	【意見 6-5】 施設の有効利用に向けた整備について	115
畜産技術センター	【指摘 7-1】 備品台帳の管理不備について	122
	【指摘 7-2】 寄附物件に係る手続の不備について	125
	【指摘 7-3】 借用物品の台帳の不備について	126
	【意見 7-4】 旧庁舎建物の管理について	127
	【指摘 7-5】 農薬の管理不備について	129
	【意見 7-6】 庁舎の使用許可について	130
	【指摘 7-7】 動物台帳の正確性の確保について	131
水産技術センター〈本所〉	【指摘 8-1】 備品台帳の登録不備について	140
	【意見 8-2】 現在使用していない備品の取扱いについて	141
	【指摘 8-3】 消耗品を備品台帳へ誤登録している事例について	142

施設名	指摘及び意見	参照頁
	【指摘 8-4】 薬品在庫量の把握について	142
	【意見 8-5】 生物測定室におけるホルマリンの管理状況について	145
	【指摘 8-6】 契約書における契約金額の記載漏れについて	147
	【指摘 8-7】 予定価格の算定誤りについて	148
	【指摘 8-8】 最低制限価格率の計算方法について	149
	【意見 8-9】 請書に係る印紙の取扱いについて	151
水産技術センター〈内水面試験場〉	【指摘 9-1】 破損した物品の不用決定の未実施	156
	【意見 9-2】 毒劇物の管理方法の見直しについて	156
	【指摘 9-3】 廊下保管の標本の管理方法の見直しについて	157
	【意見 9-4】 予定価格の鉛筆書きについて	158
	【意見 9-5】 予定価格の積算単価について	158
	【意見 9-6】 請書に係る印紙の取扱いについて	159
	【意見 9-7】 金券受取簿の日付の記載誤りについて	160
水産技術センター〈相模湾試験場〉	【指摘 10-1】 使用できない備品（物品）等への対応について	165
	【意見 10-2】 水産工学実験用回流水槽の使用計画の策定について	167
	【意見 10-3】 劇物の管理方法の見直しについて	169
	【意見 10-4】 化学物質の使用期限管理について	170
	【意見 10-5】 廃棄処理に関する手続の確立について	171
衛生研究所	【意見 11-1】 広域防災活動備蓄拠点に置かれた廃棄用備品について	179
	【指摘 11-2】 使用できない備品（物品）等への対応について	181
	【意見 11-3】 試験実験機器類の取得時におけるリース契約の検討について	182
	【意見 11-4】 備品更新計画への廃棄費用等の反映について	183
	【意見 11-5】 中期的な機関運営及び研究に関する	183

第3章 外部監査の結果に係る指摘及び意見の一覧

施設名	指摘及び意見	参照頁
	方針・計画等の策定について	
	【意見 11-6】 事務棟使用方法の見直しについて	184

第4章 監査の結果及び意見－総論－

1 試験研究機関の施設整備及び薬品等の管理に関する主な規定

(1) 固定資産に関する主な規定

① 神奈川県財務規則

神奈川県財務規則より抜粋

(分類)

第159条 物品の分類は、次の各号に掲げるとおりとし、その意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 備品 県の所有に属する動産で比較的長期間にわたって、その性質又は形状を変えることなく使用に耐えるもの（第3号及び第4号に定める物を除く。）

(2) 消耗品 県の所有に属する動産で通常の方法による短期間の使用によつて、その性質又は形状を失なうことにより使用に耐えなくなるもの（次号及び第4号に定める物を除く。）

(3) 生産物 試験、研究、実習、作業等により生産、製作又は漁獲した物で県の所有に属するもの（次号に定める物を除く。）

(4) 動物 県の所有に属する獣類、鳥類、魚類等で飼育するもの

(5) 借用物品 県の所有に属しない動産で使用のため保管しているもの

2 前項第1号及び第4号の規定にかかわらず、次に掲げる物品は、消耗品とする。

(1) 備品に該当する物のうち、第169条に定める価額（以下「帳簿価額」という。）が10万円未満の物（資料価値の高い図書その他保存の必要のある図書を除く。）並びに美術品及び骨とう品以外のガラス製品、陶磁器等の破損しやすい物

(2) 記念品、褒賞品その他これらに類する物

(3) 実験解剖用の動物

(4) 観賞用小動物及び試験研究又は種苗放養のため必要な水産動物等

(5) 試験研究機関等において試験又は実験の対象とする物

(6) 前各号に掲げる物のほか、使用目的が特殊なため、備品又は動物として扱うことが不適当である物として別に定める物

3 物品（借用物品を除く。）の細分類は、別に定める。

(備品等の照合等)

第167条 物品管理者は、備品を受け入れたときは、当該備品に管理シールを適宜の方法により貼付しなければならない。ただし、受入れ後直ちに管理換えする備品にあつては、この限りでない。

2 物品管理者は、少なくとも毎年度1回、その管理する備品及び借用物品（職員に使用させている備品及び借用物品を含む。）の管理の状況を、備品台帳若しくは借用物品台帳に記録されている事項又は物品管理票若しくは借用物品管理票に記載されている事項と照合するとともに、その結果を備品台帳又は借用物品台帳に記録しなければならない。

（不用の決定等）

第174条 物品管理者は、使用する必要のない物品又は破損した物品のうち管理換え、修理等により使用のできない物があるときは、物品処分調書により不用の決定をしなければならない。

（不用物品の処分）

第175条 課長又は所長は、前条第1項の規定により不用の決定がされた物品について、解体その他の方法により使用することができる部分を除き売払手続をしなければならない。ただし、買受人がいないとき、売払費用が売払価額を超えるとき又は売り払うことが不適当と認めるときには、廃棄することができる。

（物品出納員が備える帳簿）

第193条 物品出納員は、次に掲げる帳簿を備えなければならない。

- (1) 備品台帳
- (2) 印紙類出納簿
- (3) 生産物出納簿
- (4) 動物台帳
- (5) 借用物品台帳

2 備品台帳等は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができるものを含む。）をもつて調製しなければならない。

3 備品台帳等には、次に掲げる事項（借用物品台帳にあつては、第5号及び第10号に掲げる事項を除く。）に係る電磁的記録を記録しなければならない。

- (1) 物品管理番号
- (2) 細分類
- (3) 品目名
- (4) 規格
- (5) 價額
- (6) 単位
- (7) 出納の年月日及び相手方
- (8) 出納の理由

- (9) 使用者及び使用場所
- (10) 売扱価額又は貸付け価額
- (11) 照合年月日及び照合の結果
- (12) その他会計管理者が必要と認める事項

② 備品の現物照合等実施要領

備品の現物照合等実施要領より抜粋

5 現物照合の方法

(3) 現物確認作業等

ア 備品等（イからエを除く）

現物確認者は、実際に現物に当たり、確認用帳票を基に4（1）～（4）の照合事項について確認し、更に物品使用者が保管する物品管理票等に記載されている事項と突合し、その結果及び確認日を確認用帳票の余白に記入するものとする。その際、現物に故障等を発見した場合には、併せて物品管理者に報告するものとする。

イ～エ （略）

(4) 結果報告等

物品管理者は、（3）についての報告を受け、内容を確認のうえ、その結果を所属長に報告する。ただし、次のアからウのような不一致の場合（以下「不一致等の場合」という。）が認められたときは、対応方針について所属長の決裁等を得て、適切な対策（指定の変更、台帳等の修正、修理又は遊休物品への登録等）を適宜講じるものとする。

ア. 現物の管理状況と備品台帳等に記録又は物品管理票等に記載されている事項（使用者、使用場所等）とが一致しなかった場合

イ. 要修理・使用不能等の状態にある備品等を確認した場合

ウ. 自所属では使用しないことが明らかなため遊休物品登録を行って他所属への管理換え等を検討すべき備品等を認めた場合

（2）薬品等の管理に関する主な規定

毒物及び劇物取締法より抜粋

（毒物又は劇物の取扱）

第11条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盜難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその製造所、営業所若しくは店舗又は研

究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

- 3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
- 4 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

(3) その他の主な規定

印紙税法より抜粋

(非課税文書)

第5条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。

- 一 別表第一の非課税物件の欄に掲げる文書
- 二 国、地方公共団体又は別表第二に掲げる者が作成した文書
- 三 別表第三の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる者が作成したもの

(印紙による納付等)

第8条 課税文書の作成者は、次条から第十二条までの規定の適用を受ける場合を除き、当該課税文書に課されるべき印紙税に相当する金額の印紙（以下「相当印紙」という。）を、当該課税文書の作成の時までに、当該課税文書にはり付ける方法により、印紙税を納付しなければならない。

- 2 課税文書の作成者は、前項の規定により当該課税文書に印紙をはり付ける場合は、政令で定めるところにより、当該課税文書と印紙の彩紋とにかく、判明に印紙を消さなければならない。

印紙税法施行令より抜粋

(印紙を消す方法)

第5条 課税文書の作成者は、法第八条第二項の規定により印紙を消す場合には、自己又はその代理人（法人の代表者を含む。）、使用人その他の従業者の印章又は署名で消さなければならない。

2 主な監査の結果及び意見の内容

(1) 固定資産の計画的な廃棄

今回の包括外部監査においては、備品の廃棄に関する問題点が多く発見された。「不用の決定等」について、財務規則第174条第1項で、物品管理者は、使用する必要のない物品又は破損した物品のうち管理換え、修理等により使用のできない物があるときは、物品処分調書により不用の決定をしなければならないと定めている。

時間の経過による老朽化や機能の滅失・低下等により使用できない状態にある物品や、物品自体の破損や機能的な低下等は生じておらず、使用可能な状態にあるが、業務上の必要性が低下し、今後の使用計画から外れる物品も存在する。いずれにしても、今後の使用が見込まれない物品を保有し続けることは、管理上の効率性を害するため、稼働を前提とする物品とそれ以外の物品は峻別することで、管理対象を明確化し、効率的な物品管理の実施が求められる。

ここで、不用決定についての注意点としては、使用できない又は使用予定のない物品を直ちに不用決定することを規定しているものではなく、財務規則第174条第1項では「管理換え、修理等により」検討を行った上で使用できない状態にあることを確かめることを規定している。

実務的には、備品の現物照合等実施要領、物品の効率的活用に関する実施要領に基づき、遊休物品登録リストに掲載し、再活用を図ることが求められる。なお、遊休物品は「各所属で不用となった物品又は将来確実に不用となる物品」と定義される。

遊休物品に登録後、使用希望がない場合には、不用決定を行うことになる。不用決定された物品は売り扱うことが原則とされるが、買受人がいないとき、売扱費用が売扱価額を超えるとき又は売り扱うことが不適当と認めるときには、廃棄することができる（財務規則第175条）。

試験研究機関を監査するにあたっては、固定資産の実在性や有用性が重要な監査要点になるが、固定資産は取得、使用、減価償却、改良・更新、売却・廃棄の一連のプロセスを経て事業の用に供されるため、使用不能や不用になった固定資産が適時に処理されていることについても、重要な監査要点となる。

備品の現状を正確に把握するための手続として現物照合があり、財務規則には少なくとも年1回は現物照合を実施することが規定されている。また、監査の過程においても、物品台帳からサンプリングを行い、現物照合を実施した結果、複数の不備が発見された。

例えば、「【指摘 3-1】 備品台帳の登録不備について」に記載のとおり、所属で現物照合を実施済であるがその結果を備品台帳に反映していないケースがあった。また、「【指摘 8-1】 備品台帳の登録不備について」に記載のとおり、既に廃棄済みの物品が、備品台帳上は「廃棄済みに」なっていないケースも見受けられた。更には、「【指摘 9-1】 破損した物品の不用決定の未実施」に記載のとおり、故障のため使用不能であり、代替資産への取り替えが行われているものの、不用決定等は行われず、備品自体は元々使用されていた場所の前の廊下に移動されたままになっているケースも発見された。

試験研究機関では、備品を多く使用し、特に特殊で専門的な用途の備品については金額も高額になるものも多い。これらを廃棄するには費用もかかり、予算等の制約から適時に処分が行われないこともある。しかし、処分が行われない備品も管理対象から外れることはなく、現物照合も行わなければならない。更には、限られたスペースの研究機関において不用な備品が研究室や倉庫あるいは敷地を占有することになり、他の資産の有効活用を妨げる結果にもなりかねない。

適時に不用決定が行われず、廃棄できない備品が存在する状況については、財務規則に反するため、指摘事項としての監査結果となるが、その背景には効率的な資産の活用が求められるケースも多いため、今後は積極的な改善が期待される。

(2) 毒劇物等の適正な管理について

試験研究機関では、研究に使用する目的で多くの化学物資等を保有している。化学物質等の取扱いには、購入、保管、使用、廃棄の各段階において適正なルールに基づき、適正に管理することが必要となる。今回の包括外部監査の実施にあたっては、化学物質等について、取扱マニュアルの閲覧、保管場所の視察、使用記録の閲覧、在庫量計算結果の再実施、担当者への質問等の監査手続を実施し、その管理状況の適正性について監査した。

各研究機関においては、その研究内容や実施業務の違いにより、保有する化学物質の種類や量にも違いがあり、研究機関ごとに管理マニュアル等を作成していた。一方、農薬取締法に規定する農薬や、毒物及び劇物取締法（以下「毒劇法」という。）に規定する毒物・劇物等を保有する場合には、それぞれの法令に準拠しての運用となることは、各研究機関に共通する管理となる。

各研究機関の監査で発見された主な問題点は以下に記載の内容となる。

① 保管管理について

毒物及び劇物取締法第11条第1項においては、毒劇物は盜難及び紛失防止に

必要な措置を講じなければならないとされる。また、毒劇物の盗難・紛失の危害を未然に防止する措置として、「毒物及び劇物の保管管理について」(昭和52年3月26日) (薬発第313号) (各都道府県あて厚生省薬務局長通知) では、毒劇物の保管場所は他の物と区分された毒劇物専用の場所に保管することとされている。

この規定に反している問題点として、「【指摘2-4】劇物の取扱いの適正化」や、「【指摘9-3】廊下保管の標本の管理方法の見直しについて」に記載した。

【指摘2-4】では、毒物については盗難及び紛失防止措置が講じられていたものの、劇物の一部について同様の措置が講じられていなかった事実が発見された。また、【指摘9-3】においては、一時的ではあるが、劇物の一部について、適切な保管場所ではない場所(保管庫前の廊下)に保管されている事実が発見された。

② 在庫数量の把握について

毒物及び劇物取締法第11条において「毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。」と規定している。特に、その保管管理における注意喚起として、厚生労働省より「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について(平成30年7月24日)(薬生薬審発0724第1号)」(以下「通知」という。)が発出されている。

通知では、在庫管理について、管理簿等への記載及び実際の数量との一致を確認することを求めている。具体的には、毒物及び劇物の在庫量の定期点検等を行うことで、不要な在庫の早期把握ができ、より適切な在庫管理の実施につながるとされている。また、毒物及び劇物の盗難、紛失があった場合の早期発見等にもつながるため、次の①、②、③の措置を講じることが求められている。

- ① 管理簿又は帳簿を備え、入出庫や在庫量の定期点検の際の記録をつける等、適切に毒物又は劇物の在庫管理を行うこと。この際、管理簿等に記載された数量と実際の毒物又は劇物の数量が一致していることを確認すること。
- ② 毒物又は劇物の種類等に応じて、使用量の把握を行うこと。
- ③ 在庫量の定期点検を適切な頻度で行うこと。

在庫数量の把握については、多くの施設で問題点が発見された。その全てが上記毒劇法や通知に反するものではないが、管理上の問題点も含めると、代表的なものは次のとおりである。

「【指摘3-3】危険物等の在庫把握改善について」では、年に1度全薬品の在庫確認を行っているが、容器の個数、及び開封又は未開封の記録にとどまっ

ており、在庫量の確認は行っていない点が問題となった。通知では、管理簿等に記載された数量と実際の毒物又は劇物の数量が一致していることを確認することが、盗難・紛失があった場合の早期発見等につながるとされている。

また、「【指摘 5-2】劇物等の化学物質の取扱いについて」では、監査の過程でサンプリングを行い、使用記録簿及び管理補助簿上の残量理論値と実際の残量とを照合したところ、数量一致を確認することができなかつたことが問題となった。点検を行う頻度やその実施時期及び実施方法等についての見直しが求められる。

更に、「【意見 8-5】生物測定室におけるホルマリンの管理状況について」では、当該薬品台帳を確認したところ、その一部について、10%希釀液は増加しているにもかかわらず、原液は減少していない等、各薬品台帳間の整合性がとれていない記載が見受けられ、問題とされた。現在の管理方法及び薬品台帳の記載内容については正確性に欠けており、その見直しを検討されたい。

③ 廃棄について

試験研究機関では、当然に、研究に使用する目的で多くの化学物資等を保有しているが、研究内容や業務内容の変更により、調達した全ての化学物質等を使い切ることなく在庫として保管していることもある。また、その在庫中には、今後の使用予定や他機関での転用の予定もなく、結果として、不要な在庫となる場合も考えられる。

化学物質等は、その使用や保管に関してだけでなく、その廃棄についても厳しい法規制の基に実施する必要があり、簡単な廃棄はできない。一方で、使用予定のない在庫を保管し続けることは、安全面や管理面で様々な影響が想定される。

例えば、毒物、劇物及び放射性物質は毒性が強く、少量でも身体を著しく害する性質を持っている。また、引火性、爆発性の高いものも多く、事故が発生した場合、大きな被害を及ぼす恐れがある。更には、地震発生時には毒物劇物及び放射性物質の飛散、流出等による二次災害も懸念されるため、被害を拡大させないための措置とその準備が必要とされる。

また、期限切れの農薬等を保管する場合には、誤使用を防止するための措置も必要となる。したがって、通常の在庫とは別の場所で管理する等、通常の在庫とは区別しての管理方法についても検討することが求められる。

これらの問題点について、「【意見 1-2】毒物及び放射性物質の保有の見直しについて」、「【意見 3-5】鳥獣保護棟における長期未使用医薬品の廃棄について」、「【意見 5-1】殺虫剤・殺菌剤・除草剤等の取扱いについて」や「【意見 10-5】廃棄処理に関する手続の確立について」で記載した。

(3) 予定価格の算定等

神奈川県の会計事務の手引によれば、予定価格については次のように記載されている。

予定価格とは、地方公共団体が契約を締結するに際し、その契約金額を決定する基準として長があらかじめ設定するものであるが、その設定の方法については法律及び政令には特に明確な規定がない。これは、予定価格の設定方法等が重要な事項ではあるが、法令で画一的に規制するのではなく、各地方公共団体が独自に財務規則等において定めることが適当であるとする趣旨によるものである。

予定価格の設定については、一般競争入札、指名競争入札、随意契約のいずれの場合においても同様の考え方で決定されるべきである。競争入札によって契約を締結する場合には、落札の決定に当たり長にその競争入札にかかる入札価格についての適否の判断を与えないで、あらかじめ決定された予定価格を基準として自動的に落札者を決定することにより、競争の公正性を確保しようとするものであるから、予定価格の決定は極めて重要な意義を有するのみでなく、その決定にあたっては、常に厳正・公平に行わなければならない。

予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短、消費税等を考慮して適正に定める必要があり、工事の請負、物件の買入れの場合は、通常設計額を下回ることになる。

以上のように、予定価格の設定については多くの留意事項があるが、今回の包括外部監査を実施した結果、いくつかの問題点が発見された。

まず、予定価格の算定誤りとして、「【指摘 5-3】 予定価格の算定誤りについて」及び「【指摘 8-7】 予定価格の算定誤りについて」が挙げられる。共に、予定価格の積算に当たり、税込額を税抜額欄に転記するという誤りにより、予定価格が事前に調査した市場価格より 10%ほど高い価格となっていた。結果的に、10%ほど高い価格での契約が成立したケースもあり、予定価格積算時の確認を徹底し、誤りのない予定価格の積算が求められる。

「【指摘 8-8】 最低制限価格率の計算方法について」においては、工事における工事設計額について、積算基準は使用せず、1者より参考見積を入手し、その見積額を工事設計額としていた。また、最低制限価格率に影響する「共通仮設費（率分）」「現場管理費」「一般管理費」については、積算基準に記載の算式から求められる数値を代入すべきところ、参考見積に記載の共通仮設費（率分）・現場管理費・一般管理費の数値をそのまま代入して計算していた点が問題点として発見された。

積算基準に則った計算が、契約担当の事務職職員では技術的に極めて困難であることから、従前より、事前に入手した参考見積の数値を基に最低制限価格率

を算出しているとのことであり、結果的に3件の最低制限価格率は予定価格の97%、98%という極めて高い水準となっていた。最低制限価格制度は公共工事の品質確保や、ダンピング防止を目的とした制度ではあるものの、このような高水準の最低制限価格率は、入札業者に価格競争の余地をほとんど与えないこととなり、競争入札の原則から外れてしまう懸念もあると考えられる。

より経済的で適正な入札を妨げることがないよう最低制限価格率を計算しなければならない旨を指摘した。

第5章 監査の結果及び意見－各論－

1 温泉地学研究所

(1) 研究施設の概要

① 設立目的等

温泉地学研究所は、「温泉及び地下水の保護、開発等並びに地震対策に必要な調査研究」を行うために設置された試験研究機関であり、県土の地質に関する研究を中心に、所内外の様々な分野の研究者と連携を図りながら、地震火山災害の軽減や地下環境の保全に役立つ様々な研究を進めている。

なお、所管区域は神奈川県全域であり、神奈川県西部を中心に地震・地殻変動・地下水などの観測点網を展開している。

神奈川県行政組織規則より抜粋

(温泉地学研究所)

第19条 温泉及び地下水の保護、開発等並びに地震対策に必要な調査研究を行わせるため、神奈川県温泉地学研究所を小田原市入生田586番地に設置する。

2 神奈川県温泉地学研究所に次の課を置く。

管理課

研究課

3 前項の課は、次の事務を分掌する。

管理課

- (1) 公印に関すること。
- (2) 人事に関すること。
- (3) 文書の收受、発送、保存及び閲覧等に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関すること。
- (5) 予算の経理に関すること。
- (6) 物品の調達及び処分に関すること。
- (7) 財産の管理に関すること。
- (8) 所内の取締りに関すること。
- (9) その他他部の主管に属しないこと。

研究課

- (1) 温泉の調査研究及び保護並びに温泉源の開発のための技術指導に関すること。
- (2) 温泉、地下水及び岩石の分析に関すること。

- (3) 地震活動及び地震予知の調査研究に関すること。
- (4) 火山活動の調査研究に関すること。
- (5) 地盤沈下による公害防止に必要な調査研究に関すること。
- (6) 地下水の調査研究及び開発のための技術指導に関すること。
- (7) 文献、図書その他の資料の収集、編集及び保管に関すること。

② 所在地

神奈川県小田原市入生田 586 番地

③ 施設の概要

ア 庁舎等

[温泉地学研究所敷地及び庁舎] 小田原市入生田 586 番地

- ・敷地：敷地面積 3,515.19 m²
- ・建物：延床面積 2,918.16 m² 鉄筋コンクリート造（地上3階建）

[水位観測施設：テストボーリング用地] 足柄上郡山北町中川 649-4

- ・敷地：敷地面積 32.00 m²

イ 局舎（観測施設）

名称	敷地面積 (m ²)	延床面積 (m ²)
塔の峰地震・傾斜観測施設	20.00	7.29
GPS 観測施設（中井町岩倉）	20.00	7.29
寄地震・傾斜観測施設	20.00	7.29
大又沢地震観測施設	13.62	6.48
裾野地震・傾斜観測施設	20.00	6.48
GPS 観測施設（小山町竹之下）	52.82	6.81
合計	146.44	41.64
(注) 土地は全て借地。		

ウ 借用不動産

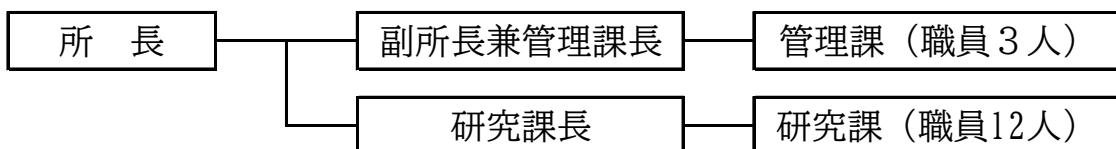
区分	面積 (m ²)	件数 (件)
土地	1,393.93	45
建物	12.71	15
(注) 観測機器設置を目的とする借用不動産。		

④ 沿革

昭和 36 年 10 月	神奈川県温泉研究所を小田原市山王原 235 番地に設立 (温泉源の保護、開発、利用についての調査研究を実施)
昭和 43 年 4 月	神奈川県小田原土木事務所の所管であった地震観測業務が当所に移管 (火山観測事業として箱根火山の活動による温泉源への影響調査を実施)
昭和 46 年 4 月	新庁舎落成により、足柄下郡箱根町湯本 997 番地に移転
昭和 46 年 6 月	研究科を廃止し、温泉地質科及び地下水科を設置
昭和 52 年 8 月	神奈川県温泉研究所を神奈川県温泉地学研究所と改称 研究部門として温泉科、地質科及び地下水科の 3 科を設置
昭和 55 年 8 月	研究部門の 3 科を廃止し、研究部を設置
平成 7 年 4 月	新庁舎落成により、小田原市入生田 586 番地に移転
平成 22 年 4 月	研究部を廃止し、研究課を設置

⑤ 組織と職員数（令和6年4月1日現在）

令和6年4月1日現在において2課体制であり、事務職員2人、技術職員12人他計18人が配置されている。



「職員の配置状況及び分掌事務」

組織 (長の職名)	事務 職員	技術 職員	臨時的 任用職員	暫定再任 用職員	非常勤 職員	計
所長	一人	1人	一人	一人	一人	1人
副所長兼管理課長	1人	一人	一人	一人	一人	1人
管理課	1人	一人	一人	1人	1人	3人
研究課長	一人	1人	一人	一人	一人	1人
研究課	一人	10人	一人	1人	1人	12人
合計	2人	12人	一人	2人	2人	19人

(注) 暫定再任用職員：地方公務員の定年が段階的に引き上げられる期間中（令和5年度から令和13年度）に、定年退職後に改めて採用される職員

組織 (長の職名)	事務 職員	技術 職員	臨時的 任用職員	暫定再任 用職員	非常勤 職員	計
非常勤職員	：会計年度任用職員					

⑥ 実施事業

項目	実施内容等
試験検査	温泉水・地下水の化学分析及び電気検層、温度検層を実施。
経常研究	地震対策や地下水保全対策等防災、環境、地学に関する行政課題について、迅速・的確に対応するため、県民の安全・安心、資源の保全を課題に地震、地下水、温泉、地質の4つの分野について、総合的に調査研究を実施。
地震観測調査事業	地震観測施設、地殻変動観測施設及び所内観測センターを運用して、県西部地域の地震活動等のテレメータ観測を実施。
地震波速度構造調査 研究事業	文部科学省の「次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト」に東京大学地震研究所と共同で参加し、箱根火山の詳細な地下構造の推定等を実施。
誘発地震等緊急対策 事業	箱根火山の群発地震活動に伴う地震による局所的な揺れの大きさを把握するため、強震観測施設を整備し、防災関係機関で情報共有するとともに、県民に向けた情報発信のための仕組みの構築。
総合研究システム運営	神奈川県西部地震や地下水、温泉、地質等の問題に迅速かつ的確に対応することを目的として開発された所内ネットワークシステムの維持運営。
地震・火山観測事業	平成20、21年度に強化・更新した地震・火山観測網を運用した県西部地震、箱根火山の観測、監視。
箱根火山観測・監視体制強化事業	箱根山に整備した長周期地震計、熱赤外線カメラや火山ガス観測機器類等についての保守・点検 ホームページサーバの強化等の情報発信機能の強化による箱根火山の活動や県土の地震・地殻変動に関わる観測データの安定的な発信
温泉指導監督事業	温泉保護対策についての調査を基礎とした技術支援(県健康医療局生活衛生部生活衛生課からの依頼)。
地下水・土壤保全対策 推進事業	地下水汚染地域の地下水流动、地質等の地下環境についての技術指導(県環境農政局環境部環境課からの依頼)。
研究成果の普及啓発、	(ア) 発表会・講演会等

項目	実施内容等
広報	(イ) 学会発表・論文発表等 (ウ) 施設見学受入れ等 (エ) ホームページの活用

⑦ 決算の推移

ア 収入

(単位：千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総務手数料	2,785	3,273	4,644
財産貸付収入	29	56	56
総務受託事業収入	1,300	1,300	1,800
総務立替収入	29	32	40
合計	4,143	4,661	6,540

イ 支出

(単位：千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
温泉地学研究所費	142,649	111,826	133,706
合計	142,649	111,826	133,706

(2) 監査の結果

① 施設・設備の管理

【意見 1－1】 現在使用していない備品の取扱いについて

備品の管理に関しては、物品管理者である所長は、少なくとも毎年度1回、管理する備品について備品台帳等の記録と照合することが神奈川県財務規則第167条第2項に定められており、温泉地学研究所（以下「研究所」という。）では、令和6年12月に現物照合が実施されている。

また、具体的な照合方法を定める「備品の現物照合等実施要領（平成28年11月28日付け会指第58号）」（以下「要領」という。）においては、現物照合の結果、現物と備品台帳等に記録されている事項との間に不一致の存在を確認した場合や使用不能等の状態を確認した場合には、内容を吟味の上対応方針を立て、

所属長の決裁を得て、適切な対策を適宜講ずるものとされている。

温泉地学研究所の研究課では、備品の状態を適切に把握するため、照合結果の備品を下記5つに分類し、現物照合結果報告の確認リストに記録していた。

図表1 研究所における現物照合した備品の分類方法

分類番号	分類内容
①	故障・型落ちなどにより使用不可で、今後も使用予定の無い廃棄検討物品
②	故障等により使用不可であるが、今後使用する可能性がある要修理不使用物品
③	故障等により使用不可であるが、所有しておく必要がある修理不要不使用物品
④	使用可能であるが、現在不使用で今後も使用予定の無い不用物品
⑤	上記以外の物品（現状のまま継続使用・所有する物品）

現物照合結果を受けて、研究所では次のように対応していた。

図表2 現物照合結果後の備品の取扱い

分類番号	令和6年度中の対応
①	廃棄の検討後、8個の備品につき令和6年度中に不用決定され、同年度中に廃棄されていた。
②	使用予定期間に合わせて、令和6年度に修理又は翌年度以後修理の予定とされている。
③	不用決定の可否についての検討を行った結果、今後使用する可能性（代替もしくは部品用として利用等）を考慮して、継続所有とした。
④	物品管理者からの報告を受け、将来的な研究計画等を踏まえて、継続所有、廃棄もしくは遊休物品登録等の検討を実施している。
⑤	現状のまま継続使用・所有

財務規則第174条第1項では、使用する必要のない物品又は破損した物品のうち管理換え、修理等により使用のできない物があるときは、物品処分調書により不用の決定をしなければならないと規定されている。

また、不用の決定等に関する、財務規則運用通知「第174条（不用の決定等）関係」においても、物品管理者が不用の決定を行うときの留意事項として、不用になった物品のうち使用に耐えるものがあるときは、直ちに不用の決定を行う

ことなく当該物品を必要とする機関があれば、できる限り管理換え等の手続を行ない物品の効率的な利用を図ることが示されている。

ここで、④は使用可能な状態ではあるが現在不使用で今後の使用予定のない不用物品を集計する分類であるため、④に分類された備品の対応としては、遊休物品登録を行った後、利用者がいなければ廃棄等を実施することを想定していると考えられる。

分類④の備品については、令和6年度に実施した現物確認において、物品管理者より、計12件の報告が行われていた。研究課では物品管理者からの報告を受け、令和7年度に実施する予定の次期機関運営計画や機器整備方針、次期中期研究計画等を踏まえて、所有の継続か廃棄、もしくは遊休物品登録等の検討を行うこととしていた。

今後、研究所における各計画や方針等の検討結果を踏まえて、不用と判断された物品については、速やかに不用決定を行い、必要があれば、遊休物品登録等の対応を行い、他所属への管理換え等についても十分に検討すべきと考えられる。

なお、研究課の対応として、少なくとも「継続所有」の可能性がある物品については、④ではなく⑤への分類が適しているように思われる。

② 薬品等の管理

【意見 1－2】 毒物及び放射性物質の保有の見直しについて

温泉地学研究所では、業務において使用する化学物質、高圧ガスを保有し、これらについては「環境安全管理規定」、「化学物質に関する取り扱い要領」、「高圧ガスに関する取り扱い要領」を策定、整備している。

化学物質としては、消防法に掲げる危険物、毒物及び劇物取締法に掲げる毒物及び劇物、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に掲げる核燃料物質を保有している。

これら化学物質の保管状況等について確認したところ、施錠される薬品庫で、危険物、毒物及び劇物は、毒物劇物の表示と施錠される棚又は冷蔵庫に保管されていた。放射性物質は、放射性物質の表示と施錠される専用の強固な貯蔵場所に保管されていた。

また、管理簿にて受入（購入）量・払出（使用・廃棄）量を記録し、年度末に在庫量を確認し、環境安全管理者により環境安全統括者に管理状況等が報告されていた。

更に、核燃料物質については、原子力規制委員会に、令和6年上期核燃料物質管理報告書及び令和6年下期核燃料物質管理報告書が提出され、当該物質の使用等に変動がない旨の報告がされていた。

一方、当該核燃料物質の取得の時期や経緯等については、かなり以前から保有しているようであるが、詳細については不明である。また、確認できる限りの記録によると、取得後の核燃料物質の受入及び使用による払出、廃棄はないとのことであった。

令和6年度中、化学物質のうち危険物に該当するもの及び劇物は、通常業務の温泉分析試験の用途に受け扱いが行われていたが、毒物及び核燃料物質の受け扱いはなかった。以下の毒物及び核燃料物質は使用予定が無いにもかかわらず、保管されている。

図表3 研究所にて保管する毒物（令和7年3月31日時点）

毒物品目名	保有数量
水銀	2,930 g
ふつ化水素酸	1,500 g
チオシアノ酸水銀（II）	9.61 g

（出所：県提出資料より監査人作成）

図表4 研究所にて保管する核燃料物質（令和7年3月31日時点）

核燃料物質区分（名称）	保有数量
劣化ウラン・硝酸ウラニル（六水塩）	23 g
トリウム・硝酸トリウム（四水塩）	46 g

（出所：県提出資料より監査人作成）

毒物、劇物及び放射性物質は毒性が強く、少量でも身体を著しく害する性質を持っている。また、引火性、爆発性の高いものも多く、事故が発生した場合、大きな被害を及ぼす恐れがある。地震発生時には毒物劇物及び放射性物質の飛散、流出等による二次災害も懸念される。被害を拡大させないための措置とその準備が必要とされる。

今後においては、特に業務において使用予定のない毒物及び核燃料物質については廃棄の検討も含め、適切な措置を講じ、温泉地学研究所の化学物質の管理状況を再検証し、より一層の環境保全、安全管理の体制を確立されたい。

③ 契約等

【意見 1－3】 同種の研究用消耗品に係る調達頻度の集約化について

温泉地学研究所においては、分析機器稼働用アルゴンガス等の研究用消耗品の調達を行っており、このうちアルゴンガスについては、令和6年度中にボンベ9本（一本当たり7.0 m³）を4回に分けて調達している。

温泉地学研究所によれば、ボンベの容器が比較的大きく保管場所に限りがあることから、研究活動等の進捗に応じて調達しているとのことであるが、1回目発注分の納品前に2回目の発注を行う等、短期間に同種の事務処理を複数回行っている場合もあり、金額的に高額ではない研究用消耗品費の調達事務が煩雑となっているように思われる。

今後、アルゴンガス等の研究用消耗品の調達に際しては、可能な範囲で使用予定の数量や時期等を見積もった上で、分割納品を前提にまとめて発注を行うことや単価契約を採用する等、調達頻度を集約することによる事務処理の効率化を検討されたい。

図表5 令和6年度におけるアルゴンガス調達の状況

件名	発注日	納品日	数量	単価	購入金額
アルゴンガス ボンベ (容量7 m ³)	R6.7.4 (注1)	R6.8.6	2本	20,300円	44,600円
	R6.8.2	R6.9.3	3本	20,300円	66,990円
	R6.11.6	R6.11.12	2本	24,500円	53,900円
	R7.3.17 (注2)	R7.3.19	2本	24,500円	53,900円

(注1) 1回目の発注は、当初R6.6.24付にて見積書の提出依頼を行ったものの不調に終わったため、R6.7.3付にてあらためて見積書の提出依頼を行ったもの。

(注2) 4回目の発注は、当初R7.3.10付にて発注したものの、事業者に対する仕様の提示が不十分であったことから、R7.3.17付にてあらためて変更発注を行ったもの。

（出所：県提出資料より監査人作成）

【意見 1－4】 研究用消耗品調達時における、より慎重な予定価格積算等について

「【意見1－3】同種の研究用消耗品に係る調達頻度の集約化について」に記

載したアルゴンガスの1回目の調達に際して、当初令和6年6月24日付にて見積書の提出依頼を行ったものの、見積金額が予定価格を上回ったことから不調となり、同年7月3日付にてあらためて見積書の提出を依頼している。

不調の理由としては、前年度に調達した際と同一の単価を予定価格として設定したものの、実際の販売価格が引き上げられたことにより不調となったとのことである。販売価格の変動自体は事業者側の要因であり致し方ない面もあるが、今後、調達頻度を集約化する際には、発注前に市場価格の動向等をできる限り収集し、より慎重な予定価格の設定に努められたい。

また、4回目の調達に際しては、当初令和7年3月10日付にて発注したものの、事業者に対する仕様の提示が十分ではなく、低濃度のアルゴンガスに係る単価が記載された見積書が提出されたことから、同年3月14日付にてあらためて変更見積書提出依頼書を送付し、同年3月17日付にて変更発注を行っている。

温泉地学研究所によれば、従前より同じ事業者から同種のアルゴンガスを調達していたことから、見積書提出依頼書の規格欄にはポンベの容量(7m³)のみを記載し、濃度に係る情報を記載していなかったところ、事業者が誤って低濃度のアルゴンガスの単価に基づく見積書を提示してきたことによるものとのことである。

継続的に同一の事業者から同種のアルゴンガスを調達してきた経緯があるものの、見積書提出依頼書に必要とする濃度を示す情報を記載していなかったことは発注側の不備であり、今後、調達する対象の規格や仕様を事業者に明示することを徹底し、契約に過誤が生じないよう徹底されたい。

【意見 1－5】 清掃業務に係る業務報告書の徵取について

神奈川県温泉地学研究所庁舎清掃業務委託は、温泉地学研究所庁舎の清掃業務を委託するものである。

図表6 神奈川県温泉地学研究所庁舎清掃業務委託の概要

件名	神奈川県温泉地学研究所庁舎清掃業務委託
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
契約締結日	令和6年4月10日
契約金額	税込4,730,000円
受注者	株式会社リースキン神奈川
業務内容	委託実施内容

	区分 清掃日・清掃箇所等
日常清掃	<p>ア 実施日時 閉所日を除く毎日、8:30～17:00 (令和6年度日常清掃実施予定日一覧のとおり)</p> <p>イ 作業内容 清掃作業表記載事項のほかトイレットペーパー及び手洗い液の補充</p>
定期清掃	<p>ア 実施日 年2回実施（5月、11月の第2土曜）、 8:30～17:00 但し発注者と受注者が協議のうえ変更する場合がある</p> <p>イ 作業内容 清掃作業表のとおり (床：洗浄/WAX仕上げ、ガラス：洗浄)</p>

本契約の仕様書においては、事業者は、業務実施後、日常清掃にあっては所定の日常清掃日誌により毎日、定期清掃にあっては任意の報告書により業務終了後直ちに、発注者に報告し検査を受けるものとし、検査に不合格の場合は補正作業を行う旨が定められている。

しかし、日常清掃日誌については事業者から提出を受けているものの、年2回実施する定期清掃（床：洗浄/WAX仕上げ、ガラス：洗浄）については、報告書の提出を受けていない。温泉地学研究所によれば、定期清掃は休日（5月、11月の第2土曜日）に行うことから必ず職員が立ち会っており、業務の実施状況を確認しているとのことであるが、日常清掃日誌には記載されている作業員名や清掃箇所ごとの業務実施の有無及び県職員による業務実施状況の良否の確認状況等の情報が記録として残っていない状況にある。

定期清掃が契約内容に適合する形で実施されたことを明確にするためにも、定期清掃に係る報告書についても様式を定める等し、事業者から徴取することを徹底されたい。また、必ずしも報告書の提出自体は必要としないと判断するのであれば、仕様書等の定めを見直すとともに、別途、定期清掃について契約内容に適合していることを確認したことを記載した書面を作成する等、報告書の受領に代替し得る措置を検討されたい。

神奈川県温泉地学研究所廈清掃業務委託契約書より抜粋

(業務の報告及び検査)

第2条 受注者は、業務を実施したときは作業報告書を発注者に提出し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

2 受注者は、発注者が業務の実施結果が不合格であると認めたときは、直ちに発注者の指示に従わなければならない。

神奈川県温泉地学研究所廈清掃業務委託契約書仕様書より抜粋

1 業務体制等に関する事項

(3) 業務報告書の提出

ア 受注者は、日常清掃にあっては日常清掃日誌（様式2）により毎日、定期清掃にあっては任意の報告書により業務終了後直ちに、発注者に報告し検査を受けるものとし、検査に不合格の場合は補正作業を行わなければならない。

④ その他

【意見 1－6】外部研究資金等の活用に係る評価基準の明確化について

温泉地学研究所においては、業務計画として機関運営計画と中期研究計画を策定している。機関運営計画は、研究計画を含む活動全般にわたる業務と取組体制を定めたものであり、中期研究計画は、中・長期的な視点に立って設定した5か年の研究の方向性を定めたものである。現在、令和3年度～令和7年度を期間とする第三期機関運営計画と第5期中期研究計画の最終年度にあたり、改定に向けた総括と見直しを行っているところである。

このうち外部研究資金等に関しては、第三期機関運営計画において、「科研費など、競争的・外部研究資金の継続的な獲得」を目標として定めるとともに、「外部研究資金等の獲得に向けて、積極的な取り組みを推進する」旨を財源方針の一つとして定めている。また、第5期中期研究計画においても、「これまで以上に外部資金の導入や他機関との共同研究が重要」となることから、「科学研究費補助金をはじめ外部資金による研究プロジェクトに積極的に参加する」旨を基本方針の一つとして掲げている。

第三期機関運営計画より抜粋

III 業務計画

7. 研究業務計画

研究業務は、当所業務において最も根幹的な業務であり、常に最先端の科学技術動向を取り入れていく必要があるという認識のもとに、可能な限り人・予算等を配分する。

外部評価における提言や当初の目標、本期の課題を踏まえ、当期における研究業務を遂行するにあたって以下の取組（1）～（4）を進める。

- (1) 各研究区分、業務間の情報の共有と連携の強化
- (2) 第5期中期研究計画の着実な推進
- (3) 外部研究資金獲得への積極的な取組
- (4) 研究対象領域の県東部・県外地域への拡大

7.4 外部資金・共同研究

目標	○受託中のプロジェクトの確実な推進・執行 ○科研費など、競争的・外部研究資金の継続的な獲得
----	--

13 財源方針

近年の社会情勢により、研究所予算について、大幅な増加を見込むのは困難であるとみられる。こうした状況を踏まえて、当期における財源方針として、以下の3課題を目標とする。

- (1) 外部研究資金等の獲得に向けて、積極的な取り組みを推進する。
- (2) 依頼調査研究の受託や調査研究の事業化に向けて取り組む。
- (3) 老朽化した機器の更新について、優先的に予算確保に努める。

第5期中期研究計画より抜粋

3. 第5期中期研究計画を実施する上での基本方針

研究フィールドの拡張

（略）

柔軟な課題設定

（略）

外部資金の活用

次期中期研究計画の実施期間中は、コロナ禍の影響もあり研究予算の増額や人員の増員は期待できないことから、これまで以上に外部資金の導入や他機関との共同研究が重要となる。そこで上に示した二つの方針を踏まえたう

えで、科学研究費補助金をはじめ外部資金による研究プロジェクトに積極的に参加する。

情報共有の円滑化

(略)

一方、過去3か年における外部資金等の獲得状況は次表のとおりであり、この3か年を見ても外部資金の取得額には変動が大きいことが見て取れ、安定的ではないことがわかる。ただし、温泉地学研究所によれば、各研究員が業務の兼ね合い等を踏まえて、可能な範囲での外部資金等の獲得を目指しており、外部資金等の獲得に関する具体的な数値目標は設定していないとのことである。

確かに、温泉、地下水及び地質の試験検査、温泉資源保護のための温泉・地質研究調査及び独自の課題を設定して行う中期研究等が温泉地学研究所本来の業務であり、外部研究資金等の獲得自体やそれを財源とする研究業務の実施自体を目的とするものではない。しかし、業務計画における方針や目標として、その積極的な活用を掲げる以上、機関として外部資金の活用の向上につながる評価は不可欠であり、事前に評価基準を明確化しておく必要がある。

図表7 外部資金等の獲得状況

区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
科学研究費補助金	8	14,560	7	8,710	2	8,840
受託研究	1	1,800	2	1,800	2	1,800
合計	9	16,360	9	10,510	4	10,640

(出所：県提出資料より監査人作成)

加えて、「令和6年度温泉地学研究所外部評価委員会評価結果」(令和7年3月24日)においては、研究業務に関して、「次期中期計画策定時には、大きな柱となるようなテーマについては5年間のスケジュールと達成目標を掲げ、年度ごとの進捗を見える化するのが良いのではないか」、「中間年度（例えば3年目）に中間的な自己評価的なものをやって進捗状況やその後の計画について再確認をすることも有効ではないか」といった意見が委員から出されている。これらは研究業務に対する意見であるが、対象事業等に係る評価基準の明確化と、それに基づく実績評価や見直しを業務プロセスに組み込むことの重要性を指摘するものと言える。

今後、令和7年度までを期間とする第三期機関運営計画と第5期中期研究計画の実行状況を総括するにあたっては、研究業務自体の評価と併せて、外部研究

資金等の活用実績に関しても併せて評価されたい。

また、次期計画期間においては、温泉地学研究所における外部研究資金等による研究業務の位置付け及びその活用の程度をあらためて整理するとともに、業務計画における方針の一つとして位置付けるのであれば、外部研究資金の獲得に関する具体的な評価基準を設定し、研究課題評価及び進捗管理の明瞭性及び実効性の一層の向上を図られたい。

2 環境科学センター

(1) 研究施設の概要

① 設立目的等

環境科学センターは、「良好な環境の確保に必要な試験研究・調査・指導等並びに環境保全の啓発及び普及を行う」ために設置された試験研究機関であり、県民生活に必要な良好な環境を継承していく科学技術拠点として、「環境監視等の実施」、「調査研究の推進」及び「環境学習の推進」等の事業に取り組んでいる。

なお、所管区域は神奈川県全域である。

神奈川県行政組織規則より抜粋

(環境科学センター)

第24条 良好な環境の確保に必要な試験研究、調査、指導等並びに環境保全の啓発及び普及を行わせるため、神奈川県環境科学センターを平塚市四之宮1丁目3番39号に設置する。

2 神奈川県環境科学センターに次の部及び課を置く。

	管理課
環境情報部	環境活動推進課
	環境監視情報課
調査研究部	

3 前項の部及び課は、次の事務を分掌する。

管理課

- (1) 公印に関すること。
- (2) 人事に関すること。
- (3) 文書の収受、発送、保存及び閲覧等に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関すること。
- (5) 予算の経理に関すること。
- (6) 物品の調達及び処分に関すること。
- (7) 財産の管理に関すること。
- (8) 所内の取締りに関すること。
- (9) その他他部課の主管に属しないこと。

環境情報部

環境活動推進課

- (1) 試験研究、調査等業務の総合調整に関すること。
- (2) 研究業務の評価、公表及び普及に関すること。

- (3) 環境学習に係る企画及び指導に関すること。
- (4) 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析、提供等に関すること。
- (5) 環境関係行政機関等との連絡調整に関すること。
- (6) 外部機関との共同研究の総合調整に関すること。
- (7) 勤務発明の管理に関すること。
- (8) 環境技術の研修に関すること。
- (9) 環境保全に係る技術及び知識の啓発及び普及に関すること。
- (10) 広報に関すること。
- (11) 環境に係る苦情及び相談に関すること。

環境監視情報課

- (1) 大気汚染の常時監視に関すること。
- (2) 水質汚濁等の監視に関すること。
- (3) 騒音、振動に係る調査及び指導に関すること。
- (4) 環境情報の収集及び提供等に関すること。

調査研究部

- (1) 化学物質による環境汚染の実態把握並びに原因究明及び防止対策等に必要な試験研究に関すること。
- (2) 水源環境の保全に係る環境汚染の実態把握及び試験研究に関すること。
- (3) 廃棄物に係る試験研究、調査及び指導に関すること。
- (4) 大気汚染、水質汚濁、地下水汚染及び土壤汚染の防止に必要な試験研究、調査及び指導に関すること。
- (5) 環境汚染事故に関する調査及び指導に関すること。

② 所在地

神奈川県平塚市四之宮1丁目3番39号

③ 施設の概要

ア 敷地及び建物

- ・敷地：敷地面積 4,218.28 m²
- ・建物：延床面積 7,098.10 m²

本館棟：鉄筋鉄骨コンクリート造地下1階、地上4階 7,048.80 m²

付属棟：鉄筋コンクリート造地上1階 49.30 m²

イ 環境学習施設

施設名称	施設概要
環境学習室	映写設備つきの講義室（40人収容）
実習室	理化学実験機材を備えた実験室（40人収容）

ウ 環境常時監視施設

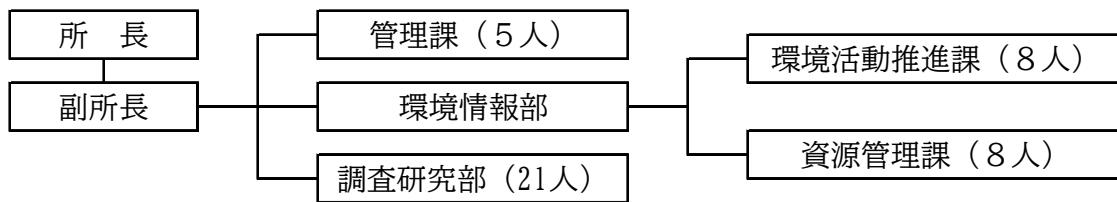
施設名称	施設数	設置場所（局名）
大気汚染常時監視測定局	27	
（内訳）		
一般環境大気測定局	16	鎌倉市役所、逗子市役所、三浦市城山他
自動車排出ガス測定局	9	鎌倉市岡本、逗子市逗子、厚木市金田他
移動測定局	1	移動局山北町
研究用測定局	1	西丹沢犬越路

④ 沿革

昭和 33 年 4 月	本庁の工業科（商工部）に公害係を設置
昭和 38 年 6 月	本庁の企画調査部に公害課を設置
昭和 39 年 10 月	公害課の 1 係として、旧衛生研究所建物（横浜市南区中村町）に検査測定係を設置
昭和 43 年 4 月	検査測定係を母体として「公害センター」を設置
平成 3 年 4 月	公害センターを改組し、「環境科学センター」として現在地で発足 1 課 5 部の組織（管理課、企画調整部、大気環境部、水質環境部、環境工学部、環境情報部）を設置
平成 3 年 7 月	環境学習施設及び環境情報監視システムを本格稼働
平成 13 年 3 月	地下 1 階に、ダイオキシン分析施設を整備
平成 14 年 1 月	環境学習施設の一部を改修し、新たに実験室を整備
平成 15 年 6 月	1 課 4 部（管理課、企画部、環境保全部、環境技術部、情報交流部）へ再編
平成 20 年 4 月	1 課 2 部（管理課、環境情報部、調査研究部）へ再編
平成 31 年 4 月	「神奈川県気候変動適応センター」を開設

⑤ 組織と職員数（令和6年4月1日現在）

令和6年4月1日現在において1課2部体制であり、事務職員7人、技術職員26人他計44人が配置されている。



[職員の配置状況及び分掌事務]

組織 (長の職名)	事務 職員	技術 職員	臨時的 任用職員	暫定再任 用職員	非常勤 職員	計
所長	－人	1人	－人	－人	－人	1人
副所長	1人	－人	－人	－人	－人	1人
管理課	4人	－人	－人	1人	－人	5人
環境情報部	－人	－人	－人	－人	－人	－人
環境活動推進課	－人	7人	1人	－人	－人	8人
環境監視情報課	2人	3人	1人	－人	2人	8人
調査研究部	－人	15人	3人	－人	3人	21人
合計	7人	26人	5人	1人	5人	44人
(注) 暫定再任用職員：地方公務員の定年が段階的に引き上げられる期間中（令和5年度から令和13年度）に、定年退職後に改めて採用される職員						
非常勤職員：会計年度任用職員						

⑥ 実施事務事業

項目	実施内容等
環境監視等の実施	<p>環境基本法で定める環境基準の適合状況を把握するほか、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例の排出基準の適合状況を把握し、環境施策の検証や今後の対策に役立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 常時監視による環境状況の把握と情報発信 イ. 立入検査・行政検査 ウ. 未規制物質の調査等 エ. 事故時等の調査
調査研究の推進	<p>持続可能な社会を実現するため、環境施策等への活用に結びつく調査研究を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. プロジェクト研究 <ul style="list-style-type: none"> ・マイクロプラスチックの排出実態の解明に関する研究 イ. 地域課題研究 <ul style="list-style-type: none"> ・走査電子顕微鏡を用いた PM2.5 の実態把握 ・神奈川県における光化学オキシダント予測システムの開発 ・天然記念物仙石原湿原を守る!! – 水質汚濁の原因究明と環境 DNA 生態系調査手法の開発による湿原保全体制の構築 – ・自動車騒音常時監視を計画的・効率的に継続するための課題解決 ウ. 共同研究 <ul style="list-style-type: none"> ・POPs 及び関連化合物の新規モニタリング手法の開発 ・相模湖・津久井湖における降下窒素酸化物による水質への影響の考察 ・ブナ林保全再生を目的としたブナ生育環境評価に関する研究 ・環境 DNA による底生動物調査手法の開発 ・河川・水路における自然浄化対策実施効果の生物学的評価手法開発

項目	実施内容等
	<ul style="list-style-type: none"> ・研究成果展開事業 共創の場形成支援プログラム本格型（共創分野） ・複数プライマーを用いた環境 DNA 底生動物調査方法の開発 ・環境 DNA による田んぼの生物相把握手法の開発 ・社会音響調査を用いた騒音による実生活への影響の解明 ・道路交通・鉄道により同時発生する環境振動・騒音の評価 ・低周波数成分を含む環境騒音の評価指標の確立 ・神奈川県内の気候変動影響の把握及び将来予測
環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境学習リーダー養成講座」等の開催 ・地域団体や学校から環境保全に関する学習要望に応える講師派遣 ・市町村の環境学習担当者向けの研修の実施
気候変動適応の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動適応法第13条に基づく地域気候変動適応センターとして、気候変動の影響等に関する情報の収集の実施 ・県民や事業者に対する普及啓発等の実施

⑦ 決算の推移

ア 収入

(単位：千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
環境使用料	15	13	14
財産貸付収入	64	4	58
総務受託事業収入	522	0	954
環境受託事業収入	695	462	0
環境立替収入	81	72	83
雑入	0	37	57
合計	1,377	588	1,166

イ 支出

(単位：千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般管理費	10,386	13,860	12,632
財産管理費	4,928	32,142	37,068
ICT推進費	72	109	40
政策調整費	525	1	1,950
災害対策費	68	50	40
環境計画費	5,862	1,600	0
環境科学センター費	159,299	140,354	152,886
脱炭素推進費	0	0	3,197
大気水質保全費	152,760	161,244	168,338
廃棄物対策費	2,213	1,528	1,502
自然保護費	777	776	786
水源環境調査費	29,881	150,442	170,750
合計	366,771	502,106	549,189

(2) 監査の結果

① 施設・設備の管理

【指摘 2-1】 廃棄備品の登録不備について

備品台帳からサンプル16件を抽出し現物と照合したところ、下記2件の備品の現物は存在しなかった。当該備品については、既に廃棄済みであったが、備品台帳上処分年月日の記載が漏れていた。

図表8 廃棄済みの備品一覧

物品管理番号	品目	当初受入日	物品価格(円)	使用場所
3231200303	オゾン測定機	1991/04/01	1,271,020	4階 質量分析室
3231516501	湿式分解装置	1991/04/01	1,102,000	3階 試料調整室 (3F-1)

(出所：県提出資料より監査人作成)

財務規則第174条及び第175条に、不用物品の決定・処分等について規定されており、物品管理事務の手引では、廃棄した場合は処分年月日に日付を入れる

運用となっている。上記2件については処理事由が「不用決定」になっているが既に廃棄済みであるため、処分年月日に廃棄日を記録することが必要である。

なお、環境科学センターから、監査対応のため調査した結果、他にも同様に廃棄の登録が漏れていたものが238件ある旨の報告があったが、その後の往査を実施した監査日時点では、既に環境科学センターにおいて、備品台帳上の修正が行われていることを確認した。

【指摘 2－2】 使用する必要のない物品の不用決定の未実施

現物照合した備品のうち、下記1件については、現在の研究では使用する予定がなく、4階・機器機材庫（倉庫）に保管されている。

図表9 使用していない備品①

物品管理番号	品目	当初受入日	物品価格(円)	細分類
3231301201	デジタル気象 経緯儀	1991/04/01	1,565,600	試験実験機器類

(出所：県提出資料より監査人作成)

機器機材庫には他に下記10件の計測機器類、試験実験機器類が保管されており、いずれも正常に動作するものであるとのことである。

図表10 使用していない備品②

物品管理番号	品目	当初受入日	物品価格(円)	細分類
3231210002	PH計	2005/07/05	92,400	計測機器類
3231210003	PH計	2005/07/05	92,400	計測機器類
3231210004	PH計	2005/07/05	92,400	計測機器類
3231210005	PH計	2006/01/24	109,200	計測機器類
3231210702	流速計	2003/08/19	503,532	計測機器類
3231504301	採泥器	1991/04/01	231,750	試験実験機器類
3231504302	採泥器	1989/06/30	203,940	試験実験機器類
3231504303	採泥器	1980/10/13	117,000	試験実験機器類
3231511401	ステップサンプラー	1988/08/25	1,255,000	試験実験機器類
3231607001	粉碎機	1993/07/30	164,800	試験実験機器類

(出所：県提出資料より監査人作成)

これらの備品は、当初受入日からかなりの年月が経過しており、今後、使用する可能性が限りなく低いと考えられ、財務規則第174条第1項に規定する「使用する必要のない物品」に該当するため不用決定が必要であり、不用決定後は、財務規則第175条の規定に従い、売却などの処分が必要である。

なお、不用決定を行うときは、管理換え等の物品の効率的な利用についても十分に留意が必要である。

【意見 2-3】 管理シールの劣化について

現物照合した備品のうち、下記1件は、屋外（屋上）に設置しているものであるが、管理シールが劣化しており、番号の確認ができなかった。防水用シールもあるとのことなので、張り替えて番号が確認できる状態で保存することが求められる。

図表11 管理シールが劣化した備品

物品管理番号	品目	当初受入日	使用場所	分類
3235000213	ダイオキシン試料採取用ハイポリウムエアーサンプラー	20220929	屋上	借用物品

(出所：県提出資料より監査人作成)

② 薬品等の管理

【指摘 2-4】 劇物の取扱いの適正化

環境科学センターでは使用する薬品について「神奈川県環境科学センター化学物質適正管理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を定め、マニュアルに基づいて管理を行っている。

神奈川県環境科学センター化学物質適正管理マニュアルより抜粋

6 化学物質の購入、入庫、保管

(3) 保管

ア 毒物は、薬品庫内の施錠可能な保管庫に保管する。

イ 劇物は、原則として薬品庫内に保管する。

ウ その他の化学物質については、原則として、薬品庫内でそれぞれの性質、性状に応じた適正な保管をする。

エ 冷蔵、冷凍の必要がある化学物質については、薬品庫外の冷蔵庫、冷凍庫に保管することができる。

7 化学物質の出庫、使用

(1) 毒物の使用

毒物及び劇物取締法で定める毒物等については、同法の規定に基づいて使用量等を記録する。薬品管理システムへの出庫登録と従来の記録簿への記入を併せて行う。

なお、特定毒物については、特定毒物研究者が、同法の規定に基づいて使用し、使用量等を記録し、薬品管理システムへの出庫登録と従来の記録簿への記入を併せて行う。

(2) 劇物の使用

劇物を使用する者は、使用量等の必要事項を薬品管理システムに出庫登録する。

(3) その他の化学物質の使用

毒劇物以外の化学物質を使用する者は、入庫登録した薬品を使用または所定の保管場所から搬出する際に、薬品管理システムへの出庫登録を行う。

(4)主任者は、化学物質の使用量等について毎年3月31日現在で集計し、4月15日までに化学物質安全管理部会長に報告する。

8 在庫管理

ア 毒劇物を含む化学物質等は、薬品管理システムにより在庫管理を行う。

イ 不要薬品を極力廃棄し、在庫のスリム化をはかる。

マニュアル6(3)ア、イにおいて、毒物は「施錠可能な保管庫」に保管するとなっているが、劇物にはその規定はない。

しかし、毒物及び劇物取締法第11条第1項においては、劇物は、毒物と同様に、盜難及び紛失防止に必要な措置を講じなければならないとされる。また、「毒劇物の盗難・紛失の危害を未然に防止する措置として、「毒物及び劇物の保管管理について」(昭和52年3月26日)(薬発第313号)(各都道府県あて厚生省薬務局長通知)では、毒劇物の保管場所は他の物と区分された毒劇物専用の場所に保管することとされている。

「毒物及び劇物の保管管理について」より抜粋

1 毒物及び劇物取締法第 11 条第 1 項に定める措置として次の措置が講じられること。

(1) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。

現在の運用を確認したところ、薬品庫自体が施錠可能な部屋となっており、施錠する鍵についても管理責任者の承認を得て開閉するなど適正に管理されている。しかし、薬品庫内に置くと他の薬品に影響する一部の薬品について、別室（液体クロマトグラフ分析室）に保管しており、この中には劇物が含まれているが、液体クロマトグラフ分析室には施錠機能はない。

また、在庫確認においても、毒物については重量を計測、または個数を確認し記録しているが、劇物については、毒物及び劇物以外の薬品同様、容器の有無の確認を行っているのみである。

毒物と劇物は、盜難及び紛失防止について同様の取扱いをする旨、法律で定められているため、劇物も毒物と同様の管理をするようマニュアルを改訂し、適正に運用されたい。

図表12 薬品庫の様子

薬品庫入り口



(監査人撮影)

毒物保管用金庫



(監査人撮影)



【意見 2-5】 所内薬品管理システムの運用見直しについて

環境科学センターでは、令和6年7月1日より新たな所内薬品管理システム（以下「システム」という。）をリース契約により導入した。

図表13 所内薬品管理システムリース契約内容

件名	所内薬品管理システム
賃貸借期間	令和6年7月1日から令和11年6月30日
契約締結日	令和6年4月26日
契約金額	税込5,808,000円（月額96,800円）

（出所：県提出資料より監査人作成）

しかし、導入時点で各薬品の重量等を計量し、システムに登録する作業を行っていないため、現時点での残量をシステムで確認することはできず、実在庫との照合もできない。使用時はマニュアルに沿って計量を行い、システムへ登録しているが、これはマニュアル7(4)に定める「化学物質安全管理部会長への報告」のためであり、適正な在庫管理を行うシステムとしては機能していない。

なお、毒物については、システムとは別に手書きの記録簿を使用して、入庫時及び使用時の記録、在庫確認を行っている。また、保管庫は3階と4階にあり、それぞれの隣室にシステム登録用の端末（パソコン）が設置されている。しかし、一部の薬品を保管している液体クロマトグラフ分析室は2階にあり、使用時の登録は、薬品を使用するごとではなく、薬品を使い切ったときにまとめて行っており、管理が煩雑である。

システム導入後、1年を経過しているが、システム本来の機能が活用されておらず、コストに見合う成果が出ていないと言える。例えば、①システムに現在庫の登録を行い適正な在庫管理を行う、②毒物の手書きの記録簿を廃止しシステムに一元化する、③液体クロマトグラフ分析室にも登録用端末を設置し薬品使用時の即時登録を行う、など改善すべき点は多々あるので、運用の見直しを検討されたい。

③ 契約等

【意見 2－6】ポンプ更新工事の発注時期について

環境科学センターにおいては、令和6年度において、既存の排水ポンプや配線等が老朽化等により機能が低下したことから、既存の設備を撤去し、新規の排水ポンプの設置工事及び必要な付帯工事（以下「ポンプ更新工事」という。）を行うこととしたが、結果的に入札は不調に終わっている。

図表14 令和6年度におけるポンプ更新工事不調の経緯

日付	内容
令和6年9月10日	令和6年度計画修繕工事 第4次実行箇所の決定について (通知)
令和6年10月29日	再配当（5,390,000円）
令和6年11月15日	入札公告
令和6年11月28日	開札（応札1者、辞退2者：落札者なし）
令和6年11月29日	再度入札 開札（落札者なし） 不調通知書発出

（出所：県提出資料より監査人作成）

当該ポンプ更新工事については、令和6年度計画修繕工事第4次実行箇所として決定した旨、令和6年9月10日付けにて所管課から通知を受け、同年10月29日に5,390,000円の再配当を受けたものである。同年11月15日に入札の公告を行った上で同年11月28日に開札したが、応札事業者は1者にとどまり、かつ予定価格の制限の範囲内の価格での応札がなかったことから、あらためて再度入札を行ったものの不調となったものである。

環境科学センターによれば、入札辞退者1者に辞退理由を確認したところ、設置するポンプの調達に時間がかかることが想定されることから、11月下旬に契

約を締結した場合、年度内での履行が難しいと判断したことによる旨の回答が得られたとのことである。

本件は、令和7年度にあらためて計画修繕工事としての申請を行っており、その際には、ポンプ調達に時間を要すること等を所管課に説明した結果、前年度よりも2か月程度早く修繕工事の決定通知の交付を受けたとのことであり、令和6年度においても、工事の根本であるポンプ調達に時間を要するか否かといった施工上の留意点を把握していれば、より早い時期に入札を行い、場合によっては入札不調を回避できた可能性がある。

確かに、どのタイミングで計画修繕工事として認められるかは、各年度における全庁的な修繕対象工事の中から緊急度合い等を踏まえて所管課が判断するものであり、必ずしも個々の案件の事情のみにより決定される訳ではないが、入札時期によっては不調となる可能性を低減できる可能性があったものであり、これを避けるための情報収集は必要であったものと言える。

今後、事業者から参考見積書を徴する際等においては、修繕工事に要する期間等の情報を可能な範囲で入手し、必要な場合には所管課に対して補足説明を行うこと等により、入札時期を主要因とする不調を避けるよう努められたい。

【意見 2-7】 契約変更時における変更内容の報告書類への反映等について

環境科学センター庁舎清掃業務委託は、庁舎内外の清掃業務を委託するものであり、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3か年を期間とする長期継続契約を締結している。

令和6年度においては、庁舎2階トイレ改修工事による清掃範囲の変更等を受け、令和6年6月に減額の変更契約（第1回変更契約）を締結するとともに、契約締結後における労務費単価の上昇を受け、令和6年12月に増額の変更契約（第2回変更契約）を締結している。

図表15 環境科学センター庁舎清掃業務委託の概要

件名	令和5年度環境科学センター庁舎清掃業務委託
契約期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（長期継続契約）
契約締結日	令和5年4月1日
契約金額	税込 23,436,710円
受注者	株式会社湘南美装
業務内容	委託実施内容

第5章 監査の結果及び意見－各論－

区分	清掃日・清掃箇所等
日常清掃	<p>ア 清掃日及び清掃箇所 「環境科学センター清掃作業基準書」及び「月2日清掃の実施日一覧表」のとおり。</p> <p>イ 作業時間 7:00～16:00</p>
日常巡回清掃	<p>ア 清掃日及び清掃箇所 日常清掃実施日に日常清掃日誌に記載の箇所</p> <p>イ 作業時間 7:00～16:00（日常清掃時間内に適時）</p>
定期清掃	<p>ア 清掃日及び清掃箇所 6月及び12月で発注者の指定する閉庁日。詳細は、「環境科学センター清掃作業基準書」のとおり。</p> <p>イ 作業時間 8:30～17:00</p>
臨時清掃	<p>ア 清掃日及び清掃箇所 発注者は、建物の管理及び業務運営上必要と認めたときは、日常清掃以外の清掃箇所を指定することができる。</p> <p>イ 作業時間 7:00～16:00（発注者指定の都度） ※過年度の実績として、頻度は年に数回、30分の軽作業程度の実施指定あり。</p>

（出所：県提出資料より監査人作成）

図表16 第1回変更契約の概要

変更内容	トイレ改修工事に伴う清掃箇所の変更であり、年2回（6月及び12月）の定期清掃に関して、トイレを清掃対象から外すことによる委託料の減額。
契約締結日	令和6年6月7日
変更金額	△164,472円（減額）

（出所：県提出資料より監査人作成）

図表17 第2回変更契約の概要

変更内容	契約後に生じた最低賃金を始めとする労務費の上昇分を契約に反映させることによる委託料の増額。
契約締結日	令和6年12月24日
契約金額	887,181円（増額） うち、令和6年度分231,102円増、令和7年度分656,079円増

（出所：県提出資料より監査人作成）

（その1）定期清掃業務報告書の保管について

このうち第1回変更契約は、別件のトイレ改修工事等に伴い、年2回（6月及び12月）の定期清掃に関して、トイレを清掃対象から外すことにより委託料を減額するものである。具体的には、前年度までに改修工事が実施された庁舎3階及び4階トイレについては、定期清掃時に行う樹脂ワックスの塗布が不要であること及び庁舎2階トイレについては、令和6年度中の改修工事が予定されていること等から、トイレ 자체を定期清掃の対象から外している。

本件変更に伴い、清掃箇所、清掃頻度及び清掃面積等を定めた「環境科学センター清掃作業基準書」（契約書別紙）も変更されているが、清掃業務実施後に事業者から提出を受ける定期清掃業務報告書については、検査調書や業務完了届、日常清掃日誌とともに保管されるべきところ綴じ込まれておらず、別に保管されていたとして、別途提示を受けた。

本来、定期清掃業務報告書は、検査調書及び業務完了届とともに、毎月、所長までの確認及び承認を受けるべきものであることから、今後、委託業務完了時に際しての確認及び保管の徹底を図られたい。

（その2）業務内容変更後における受託者からの業務報告等について

庁舎2階トイレ改修工事の期間中である令和6年12月半ばの養生開始から工事が完了した令和7年2月末までは日常清掃（便器清掃、トイレットペーパー及び石鹼の補充等）も実施できなくなったことから、トイレの日常清掃の代わりに地下1階ドライエリア部分の清掃（掃き掃除、苔の除去等）を行うよう対象範囲を変更したとのことであるが、特に仕様書や清掃作業基準書の変更を含む変更契約は締結されていない。また、本件変更による委託料の変更は発生していないとのことである。

清掃作業基準書が変更されていないことから、清掃業務実施後に事業者から

提出される日常清掃日誌（令和6年12月24日以降令和7年2月28日まで）においても、2階トイレの日常清掃及び日常巡回清掃の欄に「改修中」との表記がなされているのみで、代替的に地下1階ドライエリア部分の清掃を実施したこと確認できない。

本件変更は一時的なものとは言え、2か月を超える期間にわたるものである。委託料に変更がない変更であったとしても、一定期間にわたる業務内容の変更を伴うことから、事業者と覚書等の書面により変更点を明確化し、当該変更を反映した日常清掃日誌により業務の実施状況の報告を受けることが適切であったものである。

また、2階トイレの日常清掃の代わりに地下1階ドライエリア部分の清掃を行うこととし、結果として委託料の変更を要しないとした判断について、稟議書等による書面での決裁を得ておらず、特段の記録も残されていない。委託金額に変更を要さないような一時的な業務内容の変更であっても、委託範囲の変更を伴うような場合には、その内容等について決裁権者の承認を得た旨の記録を残すことが適切であったものである。今後、類似の事象が生じた際には留意されたい。

3 自然環境保全センター

(1) 研究施設の概要

① 設立目的等

自然環境保全センターは、みどりの保全・創造に係る県民ニーズへの対応や緑関連施策の効果的な展開並びに森林等の自然環境の保全再生を推進するために設置された機関であり、丹沢大山自然再生計画の推進、自然公園の施設整備や管理・指導、自然環境保全の普及啓発、県営林の管理・経営や県民の森の整備などの事業を実施するとともに、自然環境の保全や森林資源の利用等についての研究開発を進めている。

なお、所管区域は神奈川県全域である。

神奈川県行政組織規則より抜粋

(自然環境保全センター)

第25条 森林等の自然環境の保全再生に関する事業並びに丹沢大山の自然再生の推進及び自然公園等の管理取締り等を行わせるため、神奈川県自然環境保全センターを厚木市七沢657番地に設置する。

2 神奈川県自然環境保全センターに次の部、課及び出張所を置く。

	管理課
研究企画部	自然再生企画課 研究連携課
自然保護公園部	自然保護課 野生生物課 自然公園課
森林再生部	県有林経営課 県有林整備課 分収林課
	足柄出張所 箱根出張所

3 前項の部及び課は、次の事務を分掌する。

管理課

- (1) 公印に関すること。
- (2) 人事に関すること。
- (3) 文書の収受、発送、保存及び閲覧等に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関すること。

- (5) 予算の経理に関すること。
- (6) 物品の調達及び処分に関すること。
- (7) 寄贈品の受納並びに寄託品の受納及び返納に関すること。
- (8) 財産の管理に関すること。
- (9) 所内の取締りに関すること。
- (10) 土木工事に関する用地の取得等、登記及び取得等に伴う損失の補償に関すること。
- (11) 自然公園の管理取締りに関すること。
- (12) 県有林の林産物の処分に関すること。
- (13) 神奈川県立自然環境保全センター（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (14) その他他の部課の主管に属しないこと。

研究企画部

自然再生企画課

- (1) 調査、試験研究等の企画及び調整に関すること。
- (2) 丹沢大山の自然再生に係る施策の企画及び推進に関すること。
- (3) 丹沢大山自然再生委員会に関すること。
- (4) 自然環境保全及び丹沢大山の自然再生に係る情報の収集及び提供に関するこ
と。
- (5) 公園計画、公園事業等（丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園及び県立
陣馬相模湖自然公園に係るものに限る。）の決定等に関すること。

研究連携課

- (1) 自然環境保全及び林業の振興に係る試験研究に関すること。
- (2) 森林資源の高度利用技術の研究開発に関すること。
- (3) 森林生態系の解明及び森林保全技術の研究開発に関すること。
- (4) 森林管理育成技術の研究開発に関すること。
- (5) 森林資源並びに遺伝情報の収集、管理及び保全に関すること。
- (6) 試験林の管理に関すること。

自然保护公園部

自然保护課

- (1) 自然環境保全（他課の主管に属するものを除く。）に係る展示、研修、相談、
指導及び普及に関すること。
- (2) 自然環境保全に関する各種団体、ボランティア等との連絡調整に関すること。
- (3) みどりの協定の技術指導に関すること。
- (4) 傷病鳥獣の救護に関すること。

野生生物課

- (1) 野生生物に係る展示、研修、相談、指導、普及及び調査に関すること。
- (2) 野生生物の保護管理に関すること。
- (3) 外来生物対策に関すること。

自然公園課

- (1) 自然公園の維持整備に関すること（丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園及び県立陣馬相模湖自然公園に係るものに限る。）。
- (2) 長距離自然歩道の整備及び維持管理に関すること。
- (3) 前2号の事務に伴う調査、指導及び監督に関すること。

森林再生部

県有林経営課

- (1) 県有林（県行造林を含む。以下同じ。）の経営計画に関すること。
- (2) 県有林地に係る境界標の整備及び管理取締りに関すること。
- (3) 県行造林に係る地上権に関する契約及びこれに付随する契約に関すること。
- (4) 県有林の林産物の生産管理及び評価に関すること。
- (5) 県有林の立木の調査に関すること。

県有林整備課

- (1) 県有林の造林及び保育管理に関すること。
- (2) 県有林内の保安林改良事業に関すること。
- (3) 県有林内の路網の整備及び管理に関すること。
- (4) 県民の森の施設の維持管理に関すること。
- (5) 県有林関係諸被害状況の調査に関すること。

分収林課

- (1) 承継分収林に関すること。

4 出張所の名称、位置及び分掌事務は、次のとおりとする。

名称	位置	分掌事務
神奈川県自然環境 保全センター足柄 出張所	足柄上郡開成町吉田島 2,489番地の2	小田原市、南足柄市、足柄上郡及び足柄下郡に係る県有林の管理経営に関するこ と。
神奈川県自然環境 保全センター箱根 出張所	足柄下郡箱根町元箱根 旧札場164番地	1 自然公園の管理及び維持整備に関するこ と（富士箱根伊豆国立公園、県立真 鶴半島自然公園及び県立奥湯河原自然公 園に係るものに限る。）。 2 国の機関等との調整に関するこ と。

② 所在地

神奈川県厚木市七沢 657 番地

③ 施設の概要

ア 敷地及び建物

- ・敷地：敷地面積 66,929,659.56 m²
- ・建物：延床面積 9,598.12 m² (113 箇所)

イ 立木（集団樹木）

所在地	樹木
県有林	スギ、ヒノキ、ザツ
県行造林	スギ、ヒノキ
承継分収林	スギ、ヒノキ、マツ、モミ

ウ 立木（単独樹木）

所在地	樹木
自然環境保全センター	ブナ、ケヤキ、シラカシ、オオシマザクラ、アラカシ、ヒメシャラ他
自然環境保全センター野外施設	イヌマキ、イイギリ、エノキ、エンジュ、カツラ、キササゲ、クヌギ他
湖尻集団施設地区	ヤマモミジ、ヤマボウシ、サクラ、アセビ他
箱根町園地	アセビ、ケヤキ、コブシ他
甘酒茶屋園地	ヒノキ、ヤマザクラ、アセビ他
早川緑地	スギ、ヒノキ
丹沢大山自然公園施設	スダジイ、アラカシ、シラカシ、コナラ他
樹木見本園	アラカシ、ウラジロカシ、カイノキ、シマサルスベリ、トチュウ、ユリノキ他
三保県有林	ウメ、ヒマラヤスギ

工 借用不動産

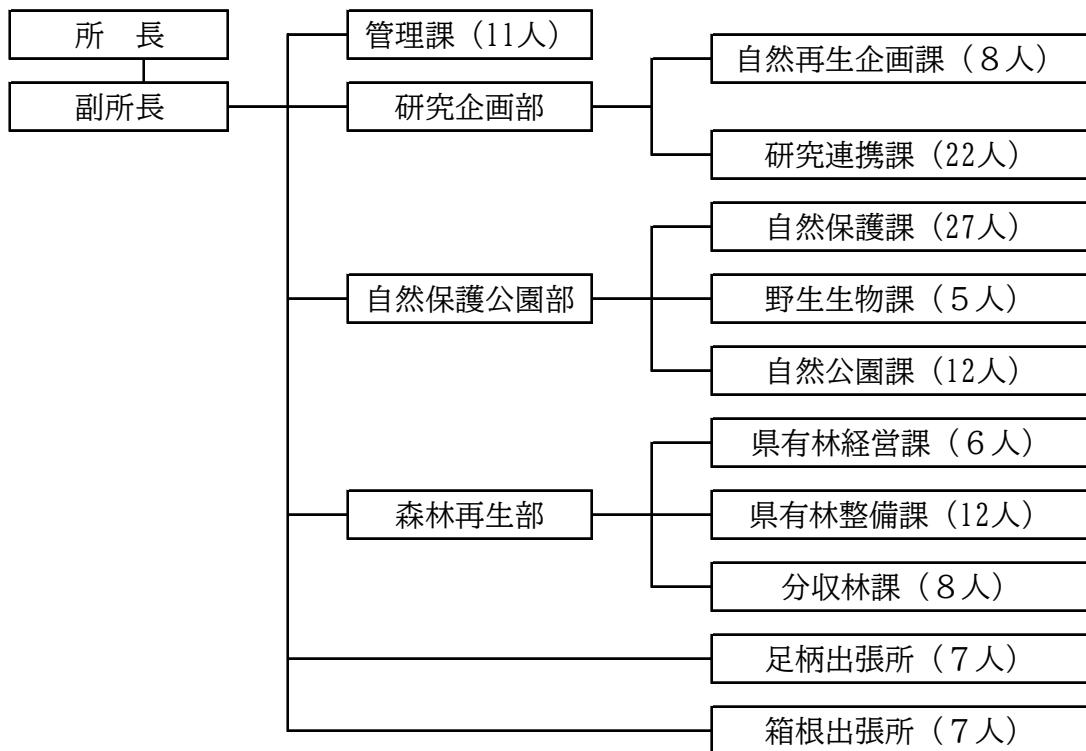
区分	面積 (m ²)	件数 (件)
土地	815,167.81	200
(注) 歩道敷、駐車場敷、標識敷等を目的とする借用不動産。		

④ 沿革

昭和 32 年 5 月	中郡大磯町高麗に林業指導所を設置
昭和 43 年 3 月	林業指導所を廃止
昭和 43 年 4 月	厚木市七沢に林業試験場を新設 庶務課、普及指導課及び研究科の 3 課（科）を設置
昭和 47 年 4 月	林木育種事業を県有林事務所から移管
平成 7 年 4 月	林業試験場から森林研究所に改称 普及指導課を企画普及科課に、研究科を研究部に改組
平成 9 年 4 月	企画普及課を廃止
平成 12 年 4 月	「自然保護センター」「箱根自然公園管理事務所」「丹沢大山自然公園管理事務所」「森林研究所」及び「県有林事務所」の 5 事務所を統合し、厚木市七沢に自然環境保全センター設置（4 部 3 出張所）
平成 16 年 4 月	清川出張所を県有林部に統合
平成 19 年 4 月	企画管理部と企画情報課を廃止 自然再生企画部を自然再生企画課を設置
平成 21 年 6 月	新本館完成に伴い、旧本館を研究棟として移管
平成 21 年 7 月	公の施設「自然保護センター」を「自然環境保全センター」に改称
平成 22 年 4 月	県有林部を廃止し、森林再生部を設置。研究部と自然再生企画部を統合し、研究企画部を設置（3 部 2 出張所）

⑤ 組織と職員数（令和6年4月1日現在）

令和6年4月1日現在において1課3部2出張所体制であり、事務職員14人、技術職員45人、技能職員3人他計129人が配置されている。



[職員の配置状況及び分掌事務]

組織 (長の職名)	事務 職員	技術 職員	技能 職員	臨時の任 用職員	暫定再任 用職員	非常勤 職員	計
所長	一人	1人	一人	一人	一人	一人	1人
副所長	1人	一人	一人	一人	一人	一人	1人
管理課	7人	一人	1人	一人	1人	2人	11人
研究企画部長 兼自然保護公 園部長	一人	1人	一人	一人	一人	一人	1人
自然再生企画 課	3人	3人	一人	一人	一人	2人	8人
研究連携課	一人	5人	2人	一人	一人	15人	22人
自然保護課	3人	2人	一人	一人	一人	22人	27人
野生生物課	一人	3人	一人	一人	一人	2人	5人

組織 (長の職名)	事務 職員	技術 職員	技能 職員	臨時の任 用職員	暫定再任 用職員	非常勤 職員	計
自然公園課	一人	6人	一人	一人	一人	6人	12人
森林再生部長	一人	1人	一人	一人	一人	一人	1人
県有林経営課	一人	5人	一人	一人	一人	1人	6人
県有林整備課	一人	6人	一人	一人	一人	6人	12人
分収林課	一人	6人	一人	一人	一人	2人	8人
足柄出張所	一人	3人	一人	1人	一人	3人	7人
箱根出張所	一人	3人	一人	1人	一人	3人	7人
合計	14人	45人	3人	2人	1人	64人	129人
(注) 暫定再任用職員：地方公務員の定年が段階的に引き上げられる期間中に、定年退職後に改めて採用される職員							
非常勤職員：会計年度任用職員							

⑥ 実施事務事業

項目	実施内容等
農林水産技術開発推進費	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全センター本館にて研究成果評価部会開催 ・自然環境保全センターレクチャールームにて研究推進支援研修開催
林業諸費	分収林契約者への森林保険の保険金交付
林業普及指導費	<ul style="list-style-type: none"> ・林業普及指導員への苗木生産技術等の技術指導 ・無花粉スギ・ヒノキ生産者への現地適用化試験指導
県有林事業費	県有林の間伐、枝打、獣害対策、花粉発生源対策、人工造林、下刈、除伐等の実施
県有林活用事業費	県民の森の清掃、広場等の刈払、危険木の処理等の実施
旧社営林事業費	承継分収林の整備業務の実施
苗木安定供給推進事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・無花粉ヒノキの採穂園の設定等の優良種苗の確保及び育成 ・無花粉スギのうちエリート個体のDNA分析・材質調査の実施
林道開設事業費	林業経営の効率化等を図るための県営林道の開設
林道改良事業費	県営林道の局所改良や法面保全の実施
林道安全対策事業費	林道における交通安全施設の整備
保安林改良事業費	・保安林機能回復を図るための改植等の実施

項目	実施内容等
	・荒廃保安林の総合整備の実施
都市緑化推進費	トラスト緑地（仙石原緑地）の緑地管理及び除草業務の実施
鳥獣保護管理費	傷病鳥獣の救護及びニホンジカの管理捕獲の実施
自然公園施設整備費	国立公園・県立丹沢大山自然公園等の設備の整備
自然公園維持管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・東海自然歩道のうち県内 125km 区間の管理委託 ・首都圏自然歩道のうち県内 124 km の管理委託 ・県立秦野ビジターセンター及び西丹沢ビジターセンターの管理業務 ・県立宮ヶ瀬湖集団施設地区および鳥居原園地の管理業務 ・国立公園・国定公園・県立丹沢大山自然公園施設の維持管理
維持運営費	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全センターの維持管理業務の実施 ・展示ギャラリーにて県民参加の展示企画の開催
丹沢大山自然環境保全対策事業費	丹沢大山自然環境情報ステーション（e-Tanzawa）の維持運営他
試験研究費	<ul style="list-style-type: none"> ・スギ、ヒノキ林の花粉削減研究及び花粉発生源調査業務 ・林業用種子の生産、苗木の養成業務の実施
研修等事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわパークレンジャーによる巡視活動 ・自然公園指導員の委嘱による自然保護の推進 ・自然保護研修会の開催 ・自然ふれあい事業として、ミニ観察会・自然発見クラブの開催

⑦ 決算の推移

ア 収入

(単位：千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
環境費負担金	0	1,581	18,470
農林水産業使用料	0	347	362
環境使用料	15,432	15,022	15,227
財産貸付収入	33,731	34,639	35,325
公有財産売払収入	0	0	431,998
生産物売払収入	19,952	19,126	14,549
総務受託事業収入	238	0	0

(単位：千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
環境受託事業収入	898	1,022	1,176
環境負担交付収入	1,078	1,132	1,189
環境立替収入	81	91	98
雑入	3,815	3,027	15,575
合計	75,224	75,987	533,969

イ 支出

(単位：千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般管理費	65,786	64,240	82,901
人事管理費	8	0	0
財産管理費	7,523	14,904	2,827
I T C推進費	22	0	0
政策調整費	1,820	2	0
農業技術センター費	222	216	223
林業総務費	1,538	29,718	596
林業振興指導費	744	760	817
造林費	285,579	296,191	297,596
林道費	102,569	84,257	162,190
治山費	30,070	33,441	30,838
林業施設災害復旧費	40,452	0	0
自然保護推進費	1,000	5,997	1,000
自然保護対策費	356,632	352,774	454,329
自然環境保全センター費	27,188	30,980	35,456
自然保護費	245,442	236,524	243,705
水源環境調査費	125,315	175,423	182,120
水源林環境費	281,312	410,005	379,341
合計	1,573,222	1,735,431	1,873,938

(2) 監査の結果

① 施設・設備の管理

【指摘 3-1】 備品台帳の登録不備について

備品台帳からサンプル35件を抽出し、備品台帳と現物の照合を行ったところ、下記の不備が確認された。

図表18 備品台帳に不備がある備品

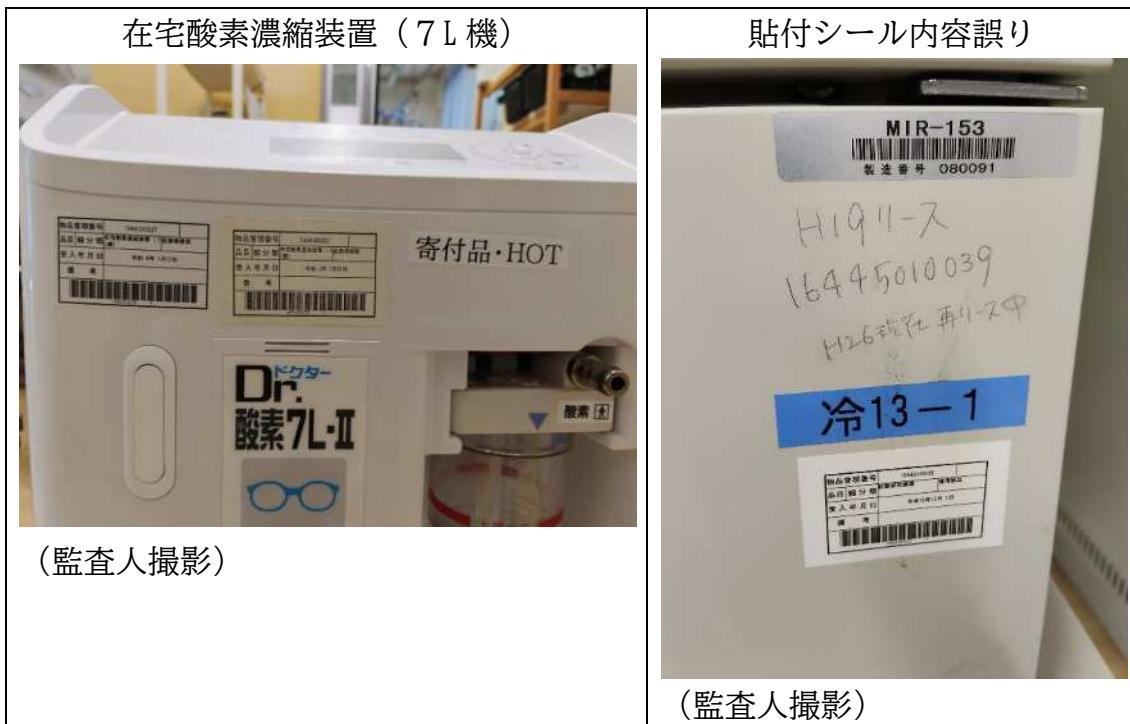
物品管理番号	品目	備品台帳不備の内容
16441090010	ファクシミリ	廃棄済みであるが、備品台帳上「廃棄済み」となっていない。
16441210327	在宅酸素濃縮装置 (7L 機)	他所からの寄付であるが、他所の管理シールが貼付されたままになっている。
16445010249	自動体外式除細動器及び付属品床置型収納ボックス	管理シールの貼付がない。
16445010039	インキュベーター M I R-153	備品台帳に管理番号が登録されていない。(借用物品の買取により10万円未満となったため備品でなくなったが管理シールをはがしていなかった。)

(出所：県提出資料より監査人作成)

また、所属へのヒアリングによれば2024年12月に現物照合を実施済みであるものの、現物照合の結果を備品台帳に反映しておらず、備品台帳上の最終現物照合基準日は「2023/04/02」のままとなっているとのことであった。

財務規則第167条第2項において、備品台帳の記録にあたっては、少なくとも毎年度1回は見直すことが定められていることから、現状を適正に反映した内容に是正しなければならない。

図表19 備品台帳に不備がある備品の画像



【指摘 3-2】 使用する必要のない物品の不用決定の未実施

現物照合した備品のうち、下記の備品については、いずれも正常に動作するものの、現在は使用していないとのことであった。

図表20 現在使用していない備品の一覧

物品管理番号	品目	当初受入日	物品価格(円)	使用場所
16441110038	航空写真セット	19891220	10,047,500	研究棟1階レクチャールーム奥
16441130098	土壤呼吸及び光合成測定装置	20120308	4,814,250	研究棟1階ストックバンク2
16441180003	ステレオ装置	19830210	997,800	研究棟レクチャールーム 準備室
16441210043	ガーミンハンディGPS	20160524	109,080	本館1階 野生生物課

(出所：県提出資料より監査人作成)

航空写真セットは昭和48年に撮影された航空写真原版(3,991枚)であるが、段ボール12箱にも及ぶものである。仮に、歴史的価値を鑑み保管するとしても、デジタル化しなければ必要な写真を探し出すことも困難であると推察される。

ステレオ装置は研究棟レクチャールームでセミナーなどを行う際の音響装置であるが、現在、セミナーなどは本館のレクチャールームを使用しており、研究棟レクチャールーム自体、使用していない。

その他、土壌呼吸及び光合成測定装置もかなりの大きさがあり、保管スペースを要するものである。

現物が存在する以上、現物照合の管理も必要であることから考えれば、業務効率化のためにも、今後使用する予定のない備品については、財務規則第174条第1項に規定する「使用する必要のない物品」に該当すると考えられるため不用決定が必要である。

なお、不用決定を行うときは、管理換え等の物品の効率的な利用についても十分に留意が必要である。

図表21 現在使用していない航空写真セット



② 薬品等の管理

【指摘 3-3】 危険物等の在庫把握改善について

自然環境保全センター研究企画部では使用する危険物等について「自然環境保全センター研究企画部危険物等管理マニュアル」(以下「マニュアル」という。)を定め、マニュアルに基づいて管理を行っており、その管理状況について確認した。

自然環境保全センター研究企画部危険物等管理マニュアルより抜粋

1 目的

このマニュアルは、自然環境保全センター危険物等管理要領（以下「管理要領」という。）第5条に基づき、研究企画部において行う業務で使用する危険物等について、使用及び保管管理、職員等の安全確保を目的として、その取扱方法等に関する基準を定める。

・・・

4 危険物等の取扱手続き等

(1) 危険物等を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、年度当初に使用計画書（様式1）を管理責任者に提出する。

(2) 危険物等を購入する際は、物品購入書に危険物等名、数量等を記入し、管理主任者を経由して、管理責任者から管理課に提出する。この際、管理主任者は購入予定の危険物等が使用計画、在庫、取扱上の問題等がないかチェックする。

(3) 使用者は、購入後すみやかに、化学薬品は薬品庫、薬品戸棚、農薬は農薬庫に保管する。危険物等を購入した場合は、受入れ・使用記録簿（様式2）に必要事項を記録する。なお、購入した危険物等を専用で使用したい場合は、その危険物等に使用者の名前を記載することとし、記載した使用者以外の者は無断使用しない。

(4) 危険物等を使用する場合は、決められた取扱施設内で使用することとし、その都度、受入れ・使用記録簿に記録する。使用後は、必ず所定の場所に戻し保管する。

(5) 危険物等のうち、毒物及び劇物並びに有害性の高い物質（別表2に定める物質）については施錠のできる薬品庫に保管する。なお、冷蔵冷凍の必要なある危険物等は、薬品庫以外のところに保管することができる。

(6) 毒物及び毒性の高い物質（別表3に定めるもの。以下「毒物等」という。）については、特に取扱いを厳重にする必要がある。これらの毒物等については、使用前に、受入れ・使用記録簿とは別に毒物等使用届（様式3）を管理責任者に提出する。

・・・

(13) 危険物等を扱う時は、必ず使用計画書、受入れ・使用記録簿、廃液記録簿に記載するとともに、パソコンへ（エクセル様式）入力しておく。

(14) 管理主任者は、これらの記録簿等を管理するとともに、四半期毎に各使用者が記録したパソコン入力データを集計し、研究部全体の使用量をとりまとめ、管理責任者及び所長に報告する。

自然環境保全センター危険物等管理要領より抜粋

(取扱方法等)

第5条 危険物等の取扱方法、取扱施設は、所管部ごとに定める「危険物等管理マニュアル」によるところとする。

管理主任者にヒアリングを行ったところ、マニュアル4(3)(4)に従って、危険物等の購入時、及び使用時に「平成〇〇年度危険物等受入れ・使用記録簿」(以下「受入れ・使用記録簿」という。)に記録を行っている。またマニュアル4(13)(14)に従って受入れ・使用記録簿から使用量をとりまとめ、四半期毎に管理責任者及び所長に報告を行っている。しかし、これらはいずれも使用量の管理であり、在庫量は把握していない。

また、年に1度(直近は2025年4月)全薬品の在庫確認を行っているが、容器の個数、及び開封又は未開封の記録にとどまっており、在庫量の確認は行っていない。

毒物及び劇物取締法第11条において「毒物又は劇物が盜難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。」と規定しているが、現在の運用では危険物等の盜難、または紛失があっても、その事実を把握することはできない。

厚生労働省のホームページにおいても「毒物劇物の在庫量の定期的点検」について指示があることから、危険物等の在庫量を把握できるようマニュアルを改訂するなどの対策が必要である。

厚生労働省ホームページ「毒物劇物の適切な保管管理について」より抜粋

保管について

■毒物劇物の盜難・紛失を防止しなければなりません。

保管場所は、鍵のかかる丈夫なものにし、必ず施錠し、鍵の管理を徹底しなければなりません。

他のものと区別して保管してください。

敷地境界線から十分離すか、一般の人が容易に近づけない措置を講じてください。

管理者が目の届くところに保管してください。

保管、陳列されている毒物劇物の在庫量の定期的点検、使用量の把握をしてください。

運搬中は、容器が落下、転倒等することのないよう車両に積載するとともに、運搬先での受け渡し時に、品名、数量確認等を徹底し、紛失を防止してください

い。

使用していない不要な毒物劇物は、早く適切に処分してしまいましょう。

図表22 自然環境保全センターの薬品庫等



【指摘 3－4】 鳥獣保護棟における医薬品管理不備について

鳥獣保護棟においては、傷病鳥獣の治療等に使用するため医薬品を保管しており、この中には劇薬、向精神薬、毒物が含まれる。

特にケタミン(劇薬・麻薬)については施錠できる薬品棚の中の金庫に保管し、使用時に使用量帳簿に使用量を正確に記録、常に在庫量を把握するなど厳重な管理が行われている。

しかし、その他の劇薬、向精神薬、毒物については、施錠できる薬品棚に保管しているものの使用量帳簿への記録は行っておらず、在庫量を把握できていない。

毒物については、毒物及び劇物取締法第11条において「毒物又は劇物が盜難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。」と規定している。特に、その保管管理における注意喚起として、厚生労働省より「毒物及び劇物の盜難又は紛失防止に係る留意事項について(平成30年7月24日)(薬生薬審発0724第1号)」が発出されている。

通知では、在庫管理について、管理簿等への記載及び実際の数量との一致を確認することを求めている。

「毒物及び劇物の盜難又は紛失防止に係る留意事項について」より抜粋

第1 保管場所における盜難、紛失防止

毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は業務上取扱者のうち毒物又は劇物を直接取り扱う者においては、以下のそれぞれの項目に記載した盜難、紛失防止措置を実施されたい。

3 在庫管理について

毒物及び劇物の在庫量の定期点検等を行うことで、不要な在庫の早期把握ができ、より適切な在庫管理の実施につながる。また、毒物及び劇物の盜難、紛失があった場合の早期発見等にもつながるため、以下の措置を講じること。

- (1) 管理簿又は帳簿を備え、入出庫や在庫量の定期点検の際の記録をつける等、適切に毒物又は劇物の在庫管理を行うこと。この際、管理簿等に記載された数量と実際の毒物又は劇物の数量が一致していることを確認すること。
- (2) 毒物又は劇物の種類等に応じて、使用量の把握を行うこと。
- (3) 在庫量の定期点検を適切な頻度で行うこと。

現在の運用では危険物等の盜難、または紛失があっても、その事実を把握することはできない。

また、自然環境保全センター危険物等管理要領第5条で定める「危険物等管理マニュアル」を作成していない。

マニュアルを整備し、ケタミン以外の劇薬、向精神薬、毒物についても適正に管理されたい。

図表23 鳥獣保護棟の薬品庫等



【意見 3－5】 鳥獣保護棟における長期未使用医薬品の廃棄について

鳥獣保護棟で保管している医薬品のうち、以下のものは購入時期が不明であり、使用方法についても不明である等の理由で現在使用していない。

今後も使用予定のない医薬品については、事故防止の観点からも廃棄をする等の対策が必要である。

図表24 長期未使用薬品

薬品名	容量	本数	分類
ホリゾン注射液 10 mg	2 mL	3	向精神薬
動物用イソフルラン	250mL	1	劇薬
リボール細粒 20%	100g	1	劇薬
ワインタミン注 25mg	5 mL	48	劇薬
10%中性緩衝ホルマリン液	20L	2	劇薬
クロロホルム	500g	1	毒物

(出所：県提出資料より監査人作成)

③ 契約等

該当事項無し

④ その他

【意見 3－6】 委託契約における提出物事務処理の効率化について

自然環境保全センターにおける、以下の2つの委託事業について、受託会社からの提出物を閲覧した。

図表25 ①令和6年度承継分収林現況調査等業務委託

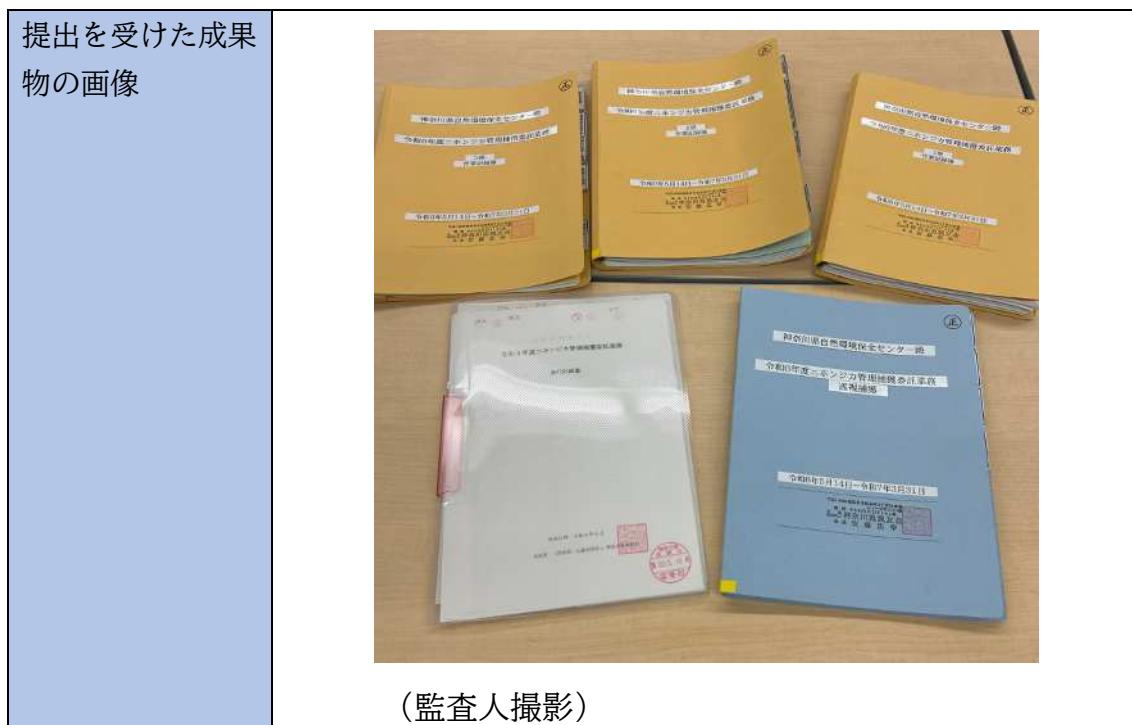
契約名	令和6年度承継分収林現況調査等業務委託
委託先	神奈川県森林組合連合会
契約締結日	令和6年8月2日
契約の方法	一者随意契約

委託料	7,183千円（税込み）
一者随意契約の理由	事前公募方式（公募参加者数 0者） 業務の実施にあたっては、立木評価など、森林に関する専門的知識、技術及び森林づくりの経験を、業務遂行のために必要十分に有していることに加え、承継分収林の位置、地理、地形、森林の状況等に精通していることが必要であるため。
提出を受けた成果物の画像	 (監査人撮影)

(出所：県提提出資料より監査人作成)

図表26 ②令和5年度ニホンジカ管理捕獲委託業務

契約名	令和5年度ニホンジカ管理捕獲委託業務
委託先	公益社団法人神奈川県猟友会
契約締結日	令和5年5月8日
契約の方法	一者随意契約
委託料	60,290千円（税込み）
一者随意契約の理由	事前公募方式（公募参加者数 0者） 狩猟経験、技術にも優れている狩猟免許・猟銃の所持者が1日に数十人規模で必要であり、猟犬も複数頭必要となる。 このような従事者等を継続的に確保するとともに捕獲地での確に従事者を配置し、安全・効果的・効率的に実施できる県内唯一の団体であるため。



(出所：県提提出資料より監査人作成)

自然環境保全センターは、上記2事業について、印刷製本した成果物を受領している。受託者が提出する成果物については、仕様書に明記してあり、両事業についても仕様書通りの成果物が提出されている。

委託契約における成果物の提出方法については、①印刷製本した成果物のみを提出する方法、②電子媒体(CD-RやDVD-R)のみを提出する方法、③それら両方を提出する方法が考えられる。

図表27 紙媒体と電子媒体のメリット・デメリット

項目	印刷製本された資料（紙媒体）	デジタル資料（電子媒体）
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ○視認性が高く、一覧性に優れる ○書き込みやメモが自由 ○電源不要でどこでも読める ○記録性・保存性が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ○検索性が高い ○共有・配布が容易 ○保管コストが低い ○更新・修正が簡単 ○環境負荷が少ない
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ○保管スペースが必要 ○検索性が低い ○更新が困難 ○環境負荷が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ○端末や電源が必要 ○セキュリティリスク ○操作に慣れが必要 ○長時間閲覧で疲労

紙媒体と電子媒体のメリット・デメリットについては、一般的には図表27のようにまとめられるが、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げ、同時に組織及び運営の合理化に努め続けることが求められている（地方自治法第2条第14項、第15項）。県にとって重視すべきは、デジタル資料のメリットである「共有・配布が容易」と「保管コストが低い」である。

成果物の提出を求める業務委託契約では、当業務の完了だけを目的としているのではなく、当業務の成果を今後の別事業に活用することを前提としており、担当職員間での情報の共有や配布の容易性が重要となる。紙媒体であれば、情報の共有・配布にコピー等の作業や郵送等が必要となるが、電子媒体であれば、メールやクラウドで即座に簡単に展開が可能である。

また、多くの契約を締結する県にとっては、関係書類の保管及び保管期間終了後の廃棄処理についてのコストも重要な要素となる。

更に、受託者は、成果物が紙媒体であれば、成果物の印刷・製本のコストも契約金額に含めなければならないため、契約時に電子媒体による成果物の提出を前提とすることにより費用削減効果も期待される。

加えて、令和5年度ニホンジカ管理捕獲委託業務については、提出を受けた紙媒体の成果物について、センター内でPDFにするスキャン作業を行っていた。スキャン作業の入件費や読み取りカウント料金については、電子媒体の提出であれば全く必要のないコストである。

以上のように、成果物の受領方法については紙媒体か電子媒体かについて様々な検討課題があり、特に従来の紙媒体から電子媒体への切り替えについては、電子機器操作への慣れ等が求められるため、移行は簡単ではないと思われるが、コスト面を考えると電子媒体への切り替えは必須である。

一つ一つの契約を丁寧に見直し、積極的な切り替えを行い、業務効率の改善による経費の削減が期待される。

4 農業技術センター〈本所、横浜川崎地区事務所〉

(1) 研究施設の概要

① 設立目的等

農業技術センターでは、神奈川県民の豊かな生活を支える都市農業を目指し、品種改良や栽培技術、合理的な流通販売技術、安全・安心な農産物の生産技術等の開発研究と技術普及、担い手の育成や地域農業の活性化支援を実施している。

また、県内病害虫の調査及び発生予察情報の提供、農薬取締法に基づく業務も行う。

なお、所管区域は、県内全域である。

神奈川県行政組織規則より抜粋

(農業技術センター)

第27条 農業の振興に必要な試験研究、普及指導、植物の検疫、有害動植物の防除等を行わせるため、神奈川県農業技術センターを平塚市上吉沢1,617番地に設置する。

2 神奈川県畜産技術センターに次の部及び課を置く。

	管理課
企画経営部	
生産技術部	野菜作物研究課
	果樹花き研究課
生産環境部	土壤環境研究課
	病害虫研究課
	品質機能研究課
普及指導部	野菜課
	果樹花き課
	作物加工課
病害虫防除部	
横浜川崎地区事務所	
北相地区事務所	研究課
	普及指導課
三浦半島地区事務所	研究課
	普及指導課
足柄地区事務所	研究課
	普及指導課

3 前項の地区事務所の位置は、次のとおりとする。

横浜川崎地区事務所	横浜市緑区三保町 2,076 番地
北相地区事務所	相模原市緑区寸沢嵐 620 番の 2
三浦半島地区事務所	三浦市初声町下宮田 3,002 番地
足柄地区事務所	足柄上郡開成町吉田島 2,489 番地の 2

4 第2項の部、課及び地区事務所は、次の事務を分掌する。

管理課

- (1) 公印に関すること。
- (2) 人事に関すること。
- (3) 文書の収受、発送、保存及び閲覧等に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関すること。
- (5) 予算の経理に関すること。
- (6) 物品の調達及び処分に関すること。
- (7) 財産の管理に関すること。
- (8) 所内の取締りに関すること。
- (9) その他他部の主管に属しないこと。

企画経営部

- (1) 試験研究及び普及指導の企画及び調整に関すること。
- (2) 神奈川県協同農業普及事業の実施に関する方針及び普及指導計画の策定に関すること。
- (3) 農林水産系試験研究機関等との連絡調整に関すること。
- (4) 研究課題の設定及び評価のための調査研究に関すること。
- (5) 試験研究文献等の作成及び収集並びに研究情報の提供及び普及啓発に関すること。
- (6) 共同研究の企画及び調整に関すること。
- (7) 農業協同組合その他農業に係る団体の普及指導に関すること。
- (8) 農業技術の研修に関すること。
- (9) 農業経営、農産物流通及び地域農業活性化の調査研究に関すること。
- (10) 農家経営支援情報及び農林水産情報の収集及び提供に関すること。

生産技術部

野菜作物研究課

- (1) 野菜及び作物の新品種育成及び栽培技術等の研究開発に関すること。
- (2) 野菜及び作物の遺伝資源の維持管理、収集及び保存技術の研究開発に関すること。
- (3) 施設園芸及び省力生産技術等の研究開発に関すること。

果樹花き研究課

- (1) 果樹、花き及び観賞樹の新品種育成及び栽培技術等の研究開発に関すること。
- (2) 果樹、花き及び観賞樹の遺伝資源の維持管理、収集及び保存技術の研究開発に関すること。
- (3) 環境緑化技術の研究開発に関すること。

生産環境部

土壤環境研究課

- (1) 土壌の総合管理技術の研究開発に関すること。
- (2) 未利用資源リサイクルシステムの研究開発に関すること。
- (3) 肥料の試験検査及び調査研究に関すること。

病害虫研究課

- (1) 生物機能を活用した病害虫の総合防除技術の研究開発に関すること。
- (2) 生産環境保全技術の研究開発に関すること。
- (3) 農薬の試験検査及び調査研究に関すること。

品質機能研究課

- (1) 農産物の品質評価及び加工適性の調査研究に関すること。
- (2) 農作物等の遺伝子解析技術等の研究開発に関すること。
- (3) 食品加工及び生物工学のオープンラボラトリの管理、運営及び指導に関すること。

普及指導部

野菜課

- (1) 野菜の普及指導の調査研究、企画及び調整に関すること。
- (2) 平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、高座郡、中郡及び愛甲郡（以下「湘南県央地区」という。）に係る野菜の普及指導計画の策定に関すること。
- (3) 湘南県央地区に係る野菜生産の方法の合理化その他経営改善に関する技術及び知識の普及指導に関すること。
- (4) 湘南県央地区に係る野菜生産の新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動に関すること。

果樹花き課

- (1) 果樹、花き及び観賞樹の普及指導の調査研究、企画及び調整に関すること。
- (2) 湘南県央地区に係る果樹、花き及び観賞樹の普及指導計画の策定に関すること。
- (3) 湘南県央地区に係る果樹、花き及び観賞樹生産の方法の合理化その他経営改善に関する技術及び知識の普及指導に関すること。
- (4) 湘南県央地区に係る果樹、花き及び観賞樹生産の新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動に関すること。

作物加工課

- (1) 作物、養蚕及び農産加工の普及指導の調査研究及び普及指導計画の策定に関すること。
- (2) 作物生産、養蚕及び農産加工の方法の合理化その他経営改善に関する技術及び知識の普及指導に関すること。
- (3) 作物生産及び養蚕の新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動に関すること。

病害虫防除部

- (1) 植物の検疫及び有害動植物の防除に関すること。
- (2) 病害虫の発生予察及び診断に関すること。
- (3) 病害虫防除員の活動促進に関すること。
- (4) 農薬販売者及び農薬使用者に対する立入検査に関すること。
- (5) 肥料の取締り及び改善に関すること。

横浜川崎地区事務所

- (1) 横浜市及び川崎市（以下「横浜川崎地区」という。）に係る普及指導の調査研究及び普及指導計画の策定に関すること。
- (2) 横浜川崎地区に係る農業生産の方法の合理化その他経営改善に関する技術及び知識の普及指導に関すること。
- (3) 横浜川崎地区に係る新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動に関すること。

北相地区事務所

研究課

- (1) 茶の栽培及び製造技術の研究開発に関すること。
- (2) 山菜及び特産野菜の栽培技術の研究開発に関すること。

普及指導課

- (1) 相模原市に係る普及指導の調査研究及び普及指導計画の策定に関すること。
- (2) 相模原市に係る農業生産の方法の合理化その他経営改善に関する技術及び知識の普及指導に関すること。
- (3) 相模原市に係る新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動に関すること。

三浦半島地区事務所

研究課

- (1) 特産野菜の栽培技術の研究開発に関すること。
- (2) 効率的農地利用技術の実証的試験研究に関すること。
- (3) 产地維持のための農業環境制御技術の研究開発に関すること。

普及指導課

- (1) 横須賀市、逗子市、三浦市及び三浦郡（以下「三浦半島地区」という。）に係る普及指導の調査研究及び普及指導計画の策定に関すること。
- (2) 三浦半島地区に係る農業生産の方法の合理化その他経営改善に関する技術及び知識の普及指導に関すること。
- (3) 三浦半島地区に係る新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動に関すること。

足柄地区事務所

研究課

- (1) みかんの新品種育成及び栽培技術の研究開発に関すること。
- (2) キウイフルーツの新品種育成及び栽培技術の研究開発に関すること。
- (3) 新果樹素材の収集、検索及び導入に関すること。

普及指導課

- (1) 小田原市、南足柄市、足柄上郡及び足柄下郡（以下「足柄地区」という。）に係る普及指導の調査研究及び普及指導計画の策定に関すること。
- (2) 足柄地区に係る農業生産の方法の合理化その他経営改善に関する技術及び知識の普及指導に関すること。
- (3) 足柄地区に係る新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動に関すること。
- (4) 茶の普及指導の調査研究及び普及指導計画の策定に関すること。
- (5) 茶の生産の方法の合理化その他経営改善に関する技術及び知識の普及指導に関すること。

② 所在地

[本所]

神奈川県平塚市上吉沢 1617 番地

[横浜川崎地区事務所]

神奈川県横浜市緑区三保町 2076（横浜農業合同庁舎内）

③ 施設の概要

ア 本所敷地及び建物

- ・敷地：敷地面積 191,125.06 m²
(うち、水田：2,874 m²、普通畠：19,779 m²、樹園地：32,223 m²)
- ・建物：延床面積 22,316.11 m² (81棟)

イ 本所借用不動産

区分	面積（m ² ）	件数（件）
土地	5,796.00	3
(注) 温室、ほ場、場内道路用地を目的とする借用不動産。		

ウ 横浜川崎地区事務所建物

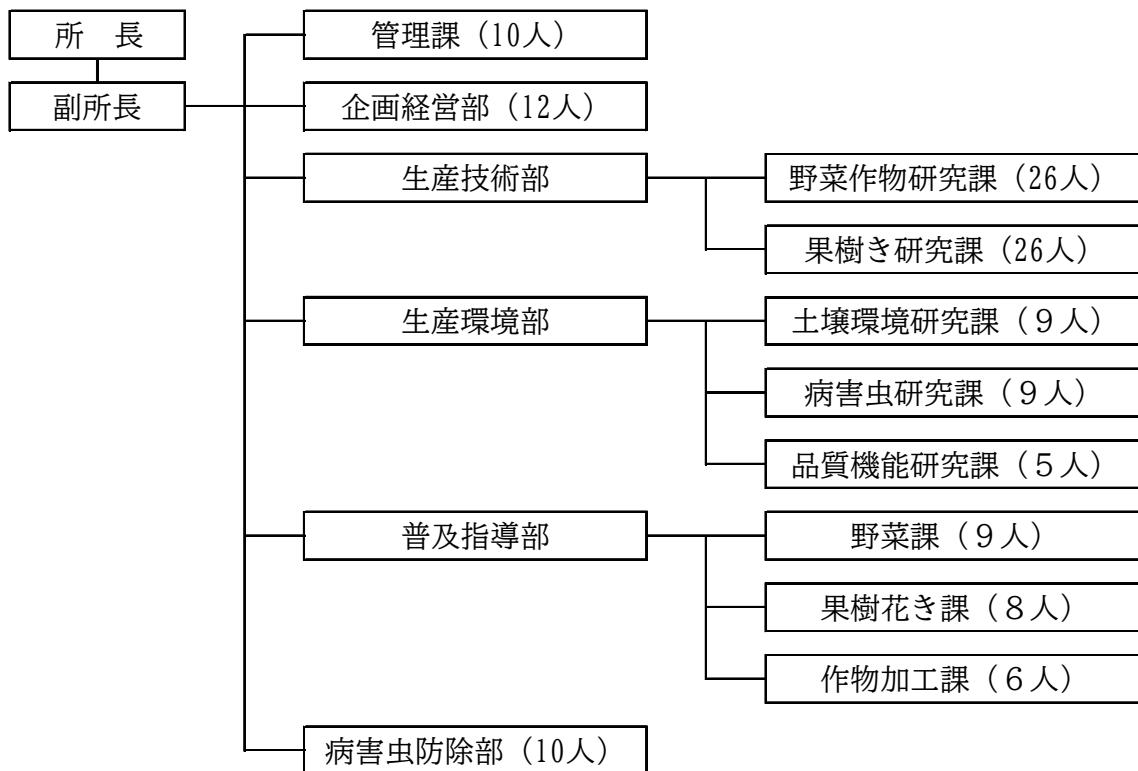
- ・建物：延床面積 231 m²（横浜農業合同庁舎内専有面積）

④ 沿革

明治 29 年 7 月	横浜市岡野町に農作物の試験研究を目的として「農事試験場」が創立
明治 41 年 2 月	所在地を橘樹郡保土ヶ谷町に移転
大正 11 年 4 月	所在地を保土ヶ谷町より鎌倉郡大船町岡本 1,018(現フローワーセンターハウス)に移転
昭和 28 年 12 月	「農事試験場」を「農業試験場」に改称
昭和 34 年 4 月	所在地を平塚市寺田縄 496 に移転
昭和 44 年 7 月	「農業試験場」を「農業総合研究所」に改称（4 部 11 課（科））
平成 7 年 4 月	農業総合研究所に農園試験場及び蚕業センターを統合し、所在地を平塚市上吉沢 1617 に移転
平成 17 年 4 月	「農業総合研究所」「肥飼料検査所」「横浜川崎地域農業改良普及センター」「横須賀三浦地域農業改良普及センター」「湘南地域農業改良普及センター」「県央地域農業改良普及センター」「足柄地域農業改良普及センター」「津久井地域農業改良普及センター」を統合し、「農業技術センター」を設置。 「横浜川崎地区事務所」、「北相地区事務所」、「三浦半島地区事務所」及び「足柄地区事務所」を設置。
平成 19 年 4 月	「病害虫防除所」を「病害虫防除部」として統合
平成 22 年 4 月	「かながわ農業アカデミー」と「畜産技術センター」を統合し、支所等として「かながわ農業アカデミー」及び「畜産技術所」を設置
平成 25 年 4 月	7 部 1 課体制から 5 部 1 課 4 地区事務所体制に再編
平成 26 年 4 月	「かながわ農業アカデミー」と「畜産技術センター」が独立

⑤ 組織と職員数（令和7年1月1日現在）

令和7年1月1日現在において1課5部体制であり、事務職員9人、技術職員67人他計134人が配置されている。



[職員の配置状況及び分掌事務] (本所)

組織 (長の職名)	事務 職員	技術 職員	技能 職員	臨時の任 用職員	暫定再任 用職員	非常勤 職員	計
所長	一人	1人	一人	一人	一人	一人	1人
副所長	1人	一人	一人	一人	一人	一人	1人
管理課	7人	一人	一人	1人	1人	1人	10人
企画経営部長	一人	1人	一人	一人	一人	一人	1人
研究企画担当 専門研究員	1人	2人	一人	一人	1人	一人	4人
普及企画担当 技幹	一人	3人	一人	1人	一人	一人	4人
経営情報担当 主任研究員	一人	3人	一人	一人	一人	一人	3人
生産技術部長	一人	1人	一人	一人	一人	一人	1人

組織 (長の職名)	事務 職員	技術 職員	技能 職員	臨時的任 用職員	暫定再任 用職員	非常勤 職員	計
野菜作物研究課	一人	7人	6人	1人	1人	11人	26人
果樹花き研究課	一人	7人	5人	一人	1人	13人	26人
土壤環境研究課	一人	4人	1人	一人	一人	4人	9人
病害虫研究課	一人	4人	1人	一人	一人	4人	9人
品質機能研究課	一人	4人	1人	一人	一人	一人	5人
普及指導部長兼 病害虫防除部長	一人	1人	一人	一人	一人	一人	1人
野菜課	一人	9人	一人	一人	一人	一人	9人
果樹花き課	一人	6人	一人	1人	1人	一人	8人
作物加工課	一人	5人	一人	一人	1人	一人	6人
病害虫防除担当 部長	一人	1人	一人	一人	一人	一人	1人
予察・防除指導 班 技幹	一人	6人	一人	一人	一人	一人	6人
農薬・肥料班 副技幹	一人	2人	一人	一人	1人	一人	3人
合計	9人	67人	14人	4人	7人	33人	134人
(注) 暫定再任用職員	：地方公務員の定年が段階的に引き上げられる期間中に、定年退職後に改めて採用される職員						
非常勤職員	：会計年度任用職員						

[職員の配置状況及び分掌事務] (横浜川崎地区事務所)

組織 (長の職名)	事務 職員	技術 職員	臨時的 任用職員	暫定再任 用職員	非常勤 職員	計
横浜川崎地区事 務所長	一人	1人	一人	一人	一人	1人
	一人	11人	一人	1人	一人	12人
合計	一人	12人	一人	1人	一人	13人
(注) 暫定再任用職員	：地方公務員の定年が段階的に引き上げられる期間中に、定年退職後に改めて採用される職員					
非常勤職員	：会計年度任用職員					

⑥ 実施事務事業

項目	実施内容等
研究交流推進事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・自家和合性ニホンナシ品種「ゆつみ」の省力樹形への適応性と省力化効果の評価 ・イチゴ生育における紫外線を用いたハダニ等害虫防除技術の検討 ・落花生「千葉P114号」の栽培中の分枝処理による未莢の発生抑制効果の解明 ・ナシ生育におけるジョイントV字トレリス樹形を活かした都市近郊果樹園の低騒音・少飛散自動防除技術の開発
科学技術イノベーション共創拠点推進事業費	<p>堆肥等有機物・新規資材の病害虫防除効果の評価と有効利用方法の検討</p>
農業改良普及活動費	<ul style="list-style-type: none"> ・ナシのジョイントV字トレリス樹形導入園への栽培管理方法の支援 ・スイートピー生産者への春系品種の種子冷蔵処理技術のマニュアル作成及び導入支援 ・水稻「はるみ」生産者への栽培管理技術に関する支援 ・農業加工品の6次産業化を希望する農業者への、既存商品の改善、新商品の開発等の提案・支援 ・ナシ花粉の自家採取方法および受粉方法の導入支援による産地維持 ・施設トマトの生産性向上を図るため、スマート農業の取り組みに対する支援 ・地域農業の振興を図るため、新樹種・品種の速やかな導入及び定着推進支援 ・普及指導員による、資料調査、実態調査、実証・適応試験の実施 ・新任普及指導員に対する研修の実施
農業担い手育成事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農青年農業者を対象とする技術及び経営能力の向上を図るための研修及び個別巡回の実施 ・農業基礎セミナー修了農業者を対象に、経営ビジョン作成支援の実施 ・かながわ農業版MBA研修修了農業者に対する、経営強化プランの実現に向けたフォローアップの実施

項目	実施内容等
農業経営支援事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者認証 GAP (Good Agricultural Practices) の取得推進に向けた研修会の実施 ・GAP 指導員育成研修の実施
水田経営対策事業費	水稻農業者に対しての技術向上を図るための情報提供の実施
環境保全型農業総合推進事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・エコファーマー認定申請者に対する導入可能技術の情報提供 ・化学合成農薬等の使用量削減が見込まれる栽培技術等の普及及び指導
病害虫防除事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・病害虫発生予察情報（予報・特殊報・注意報）の提供 ・依頼検体病害虫診断および防除対策指導 ・病害虫防除員による情報提供及び発生情報の報告とりまとめ ・地区予察ほ場における害虫飛来状況の調査 ・国指定の侵入警戒有害動植物の調査及び監視
農業安全対策事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬取締法に基づく農薬販売者からの届出受理 ・農薬指導者への、農薬保管状況や使用基準の確認 ・農薬販売者および防除関係者への講習会の実施 ・農薬管理指導士に係る研修会の実施
試験研究費	<ul style="list-style-type: none"> ・種なしピーマン、青パパイヤ、葉ニンニクに係る経済性標準指標の改定 ・イチゴ、大豆、シャインマスカット、スイートピー等、新たなかながわ特産品とする新品種の開発及び調査の実施 ・イチゴ「かなこまち」の安定生産技術・環境制御技術の開発 ・トマト「湘南ポロモンシリーズ」の糖度向上等に向けた生産技術の開発 ・県内農耕地の土壤モニタリングの実施 ・病害虫の予察・防除技術の確立 ・ロボット等を活用した省力化・軽労化技術等の開発 ・デジタル技術を活用した生産販売技術の開発 ・脱炭素・低コスト生産技術の確立
遺伝子組換え作物交雑等防止条例施行費	「のらぼう菜」「大山菜」「津久井在来大豆」についてDNA検査を実施し組換え作物との交雑状況を確認

⑦ 決算の推移

ア 収入

(単位：千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
農林水産業使用料	18	18	19
農林水産業手数料	36	78	148
農林水産業費委託金	494	494	1,937
財産貸付収入	323	547	547
物品売払収入	197	0	0
生産物売払収入	6,078	6,013	5,342
農林水産業費指定寄附金	0	250	0
総務受託事業収入	0	3,776	3,700
農林水産業受託事業収入	28,735	14,860	18,730
農林水産業負担交付収入	6	7	7
農林水産業立替収入	104	140	157
雑入	24	0	0
合計	36,015	26,183	30,587

イ 支出

(単位：千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般管理費	93,882	101,826	111,971
人事管理費	8	0	0
財産管理費	5,742	10,793	90,981
ICT 推進費	0	0	72
政策調整費	1,915	11,026	10,657
予防費	50	0	0
ヘルスケア・ニューフロンティア推進費	0	4,974	4,895
農業総務費	36	36	36
担い手育成推進費	7,842	7,695	8,417
農業振興費	982	1,183	1,217
植物防疫費	5,453	15,454	7,646
農業技術センター費	189,344	200,140	239,085
廃棄物対策費	512	0	0
自然保護費	475	499	492
合計	306,241	353,626	475,469

(2) 監査の結果

① 施設・設備の管理

【指摘 4-1】 廃棄希望備品の不用決定の未実施

財務規則第167条第2項では、物品管理者は、少なくとも毎年度1回、管理する備品について備品台帳等の記録と照合しなければならないと規定されている。農業技術センター本所では、令和6年10月から令和7年2月にかけて現物照合を実施していた。

現物照合においては、備品台帳における「規格」「使用者」「使用場所名称」等の各項目の記載内容や物品シールの有無についてのチェックが行われ、同時に廃棄希望物品の調査も実施していた。

廃棄希望の備品は118点あり、そのうち令和6年度中に不用決定され、廃棄された備品は11点であった。所属の説明によると、現物照合時に使用不能や今後の使用が想定されないとされた備品について廃棄希望となり、備品の状態等の確認及び廃棄の検討が行われるが、それらの備品の不用決定は廃棄処分の見込みがたってからなされるとの事であった。

しかし、このような業務処理は、財務規則第174条第1項に記載された不用決定の規定に反しており、正しい処理とはいえない。

現物照合の結果、使用不能等の状態や使用が想定されない備品が確認された場合には、速やかに不用決定し、廃棄することが必要となる。

② 薬品等の管理

【意見 4-2】 使用予定の無い試薬・農薬の取扱いについて

農業技術センター横浜川崎地区事務所は平成17年4月に行政組織規則の一部改正により、試験研究機関と統合して現在の組織体制となっている。県東部に位置する当センターは横浜・川崎の2市を管轄し、普及指導が主な活動である。

監査の実施に当たって、事務所内を視察したところ、複数の試薬・農薬が保管されていた。試薬・農薬は、横浜川崎地区事務所試薬・農薬一覧表を使い、専用の保管棚で管理されているが、一覧表に記載の41品目のうち実際に使用しているものは5品目だけであり、残りの36品目は最近の使用実績及び今後の使用予定もない。

農業技術センター（本所）から距離的には離れた組織であるが、試薬・農薬等の化学物質の取扱いに関しては、本所と同様に、神奈川県農業技術センター化学物質環境安全自主管理規程（以下「管理規程」という。）及び神奈川県農業技術センター化学物質適正管理マニュアル（以下「マニュアル」という。）に準拠して維持管理しなければならない。

マニュアルにおいては廃棄について、実験廃液及び使用期間を過ぎた化学物質、試薬、薬品等は「廃棄物適正処理マニュアル」に従い、速やかに処理する記載されているのみであり、事務所が長期的に保管している最近の使用実績及び今後の使用見込みのない試薬・農薬については、「速やかな処理」対象となるかは明確ではない。

具体的には、マニュアルでは使用期間についての定義がなく、使用期間の定めが無い薬品等についての取扱いが明確ではない。加えて、何らかの理由で不用となつた薬品等の処理方法についても規定がない。

以上より、現在不用となっている36品目の保管は、法令やマニュアルに違反している状態ではないが、保管には定期的な棚卸や適切な管理が必要であるため、マニュアルで具体的な処分時期を明確にするなど、今後使用予定のない試薬・農薬等についての取扱いも明確にされたい。

③ 契約等

該当事項無し

④ その他

該当事項無し

5 農業技術センター〈北相地区事務所〉

(1) 研究施設の概要

① 設立目的等

農業技術センター北相地区事務所では、神奈川県における茶及び園芸作物等の生産安定技術の実証的研究と農業振興を図るための普及指導を行っている。

また、相模原市を中心とする北相地域の地理的・農業的な特性に対応し、地域農業の活性化と持続可能な発展を目指している。

なお、所管区域は、相模原市（茶の研究は県内全域を対象）である。

② 所在地

神奈川県相模原市緑区寸沢嵐 620 の 2

③ 施設の概要

敷地及び建物

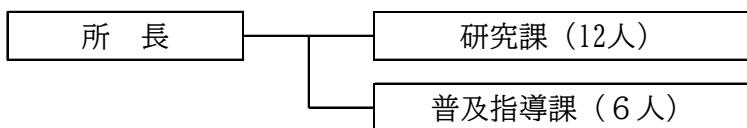
- ・ 敷地：敷地面積 34,835.63 m²
(うち、普通畠：4,230 m²、樹園地：18,625 m²)
- ・ 建物：延床面積 1,128.42 m² (11 棟)

④ 沿革

昭和 40 年 7 月	津久井郡相模湖町寸沢嵐 620-2 に神奈川県園芸試験場津久井試験地を設置
昭和 44 年 7 月	「神奈川県園芸試験場津久井分場」に改称
平成 7 年 4 月	「神奈川県農業総合研究所津久井試験場」に改称
平成 17 年 4 月	「神奈川県農業総合研究所津久井試験場」及び「神奈川県津久井地域農業改良普及センター」を統合し、「神奈川県農業技術センター北相地区事務所」を設置。

⑤ 組織と職員数（令和6年4月1日現在）

令和6年4月1日現在において2課体制であり、事務職員1人、技術職員8人他計19人が配置されている。



[職員の配置状況及び分掌事務]

組織 (長の職名)	事務 職員	技術 職員	技能 職員	非常勤 職員	計
所長	一人	1人	一人	一人	1人
研究課	1人	3人	3人	5人	12人
普及指導課	一人	4人	一人	2人	6人
合計	1人	8人	3人	7人	19人

(注) 非常勤職員：会計年度任用職員

⑥ 実施事務事業

項目	実施内容等
農業改良普及活動費	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者等の巡回指導等による技術向上や経営改善支援 ・相模原市園芸連絡協議会いちご部会を対象に、生産者施設内環境データ等の可視化及び栽培管理改善支援実施 ・相模原果実組合ブドウ部会を対象に、土壤管理技術（反射マルチ）の導入支援実施 ・相模原果実組合ブルーベリー部会を対象に、機械剪定の導入支援実施 ・秋季せん定導入によるブルーベリーの花芽着生向上のための検証 ・環境モニタリングシステムを活用した施設トマトの栽培管理方法の検討 ・普及指導員に対する研修の実施
農業担い手育成事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者に対する農業基礎セミナーの開催、就農10年以内の農業後継者に対するステップアップセミナーの開

項目	実施内容等
	<p>催及び個別指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営高度化志向農家に対する施設トマトの栽培支援 ・かながわ農業版MBA研修修了者に対する、経営強化プランの実現支援
環境保全型農業推進事業費	堆肥入り肥料を使用したキャベツ栽培に係る普及展示会を設置し環境保全型農業技術の普及指導を実施
病害虫防除事業費	県病害虫発生予察会議にて茶生育状況と病害虫発生状況等の情報提供を実施
試験研究費	<ul style="list-style-type: none"> ・防除薬剤、施肥方法、整枝方法に関する調査等、茶の高品質・安定生産技術の開発 ・ブロッコリーの凍霜害対策等、北相地域野菜類の高品質安定生産技術の開発に関する調査研究 ・新農薬実用化試験の実施

⑦ 決算の推移

ア 収入

(単位：千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
農林水産業使用料	47	47	48
生産物売払収入	1,540	1,327	1,282
雑入	25	2	0
合計	1,612	1,376	1,330

イ 支出

(単位：千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般管理費	18,586	19,987	22,144
財産管理費	0	2,231	0
担い手育成推進費	1,318	1,271	1,242
農業振興費	57	0	126
植物防疫費	63	48	52
農業技術センター費	5,564	6,010	5,777
合計	25,588	29,547	29,341

(2) 監査の結果

① 施設・設備の管理

該当事項無し

② 薬品等の管理

【意見 5-1】 殺虫剤・殺菌剤・除草剤等の取扱いについて

農業技術センター北相地区事務所では、試験研究業務に使用する殺虫剤、殺菌剤、除草剤及び殺虫・殺菌剤（以下「農薬」という。）を保管していることから在庫管理表及び保管状況を確認した。

在庫管理表においては、令和6年度末の農薬の在庫量が計測されており、開封・未開封の別や、使用期限管理が行われていることを確認した。なお、在庫数量 239 袋・本のうち、使用期限切れの在庫が 182 袋・本を占めている状況であった。

令和6年度末在庫量の概略については以下のとおりである。

図表28 殺虫剤・殺菌剤・除草剤等在庫表

項目	種類数	在庫量（単位：袋・本）			
		数量	うち、開封	うち、未開封	うち、期限切れ
殺虫剤	81	128	92	36	101
殺菌剤	61	92	50	42	66
除草剤	7	12	5	7	9
殺虫・殺菌剤	4	7	1	6	6
計	153	239	148	91	182

（出所：県提出資料より監査人作成）

保管状況としては、農具庫内の施錠可能な倉庫にて保管され、かつ、倉庫内には施錠可能な棚が設置されており、盗難や紛失、不正使用のリスクへの対応がなされていることを確認した。一方で、使用期限の経過した農薬について、使用期限未経過のものと区別することなく、倉庫内に保管されている状況であることも確認された。

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第2条第2項により、農薬取締法第16条第4号、第9号及び第11号に掲げる事項に従って農薬を安全か

つ適正に使用するよう努めなければならないとされており、原則として、期限切れの農薬は使用できない。使用期限の経過した農薬の使用により、研究成果への悪影響を与える可能性も考えられる。

また、開封済みの農薬数よりも期限切れの農薬数のほうが多いことから考えると、過年度において過大発注となっていた可能性を否定することができない状況である。

以上より、今後使用が見込まれない農薬等については、速やかに廃棄処分することが望ましい。また、期限切れの農薬の誤使用を防止するため、通常の在庫とは別の場所で管理する等、通常の在庫とは区別しての管理方法を検討されたい。

【指摘 5-2】 創物等の化学物質の取扱いについて

農業技術センター北相地区事務所では、試験研究業務に使用する化学物質を保管していることからその保管状況を確認した。

農業技術センター北相地区事務所は製造、輸入、販売又は授与目的以外で、毒物劇物を業務上使用する事業者に該当し、毒物及び劇物取締法第7条に定める毒物劇物取扱責任者を設置する必要はないが、毒物及び劇物取締法第11条、第12条第1項及び第3項、第17条、第18条に従って、毒劇物の盗難防止措置や漏洩防止措置、毒劇物の表示、事故対応措置、立入検査等の対応を行う必要がある。

毒劇物の盗難、紛失等の危害の発生を未然に防止する観点から、その保管管理における注意喚起として、厚生労働省より「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について(平成30年7月24日)(薬生薬審発0724第1号)」(以下「通知」という。)が発出されている。

通知では、在庫管理について、管理簿等への記載及び実際の数量との一致を確認することを求めている。

「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について」より抜粋

第1 保管場所における盗難、紛失防止

毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は業務上取扱者のうち毒物又は劇物を直接取り扱う者においては、以下のそれぞれの項目に記載した盗難、紛失防止措置を実施されたい。

3 在庫管理について

毒物及び劇物の在庫量の定期点検等を行うことで、不要な在庫の早期把握ができ、より適切な在庫管理の実施につながる。また、毒物及び劇物の盗難、

紛失があった場合の早期発見等にもつながるため、以下の措置を講じること。

- (1) 管理簿又は帳簿を備え、入出庫や在庫量の定期点検の際の記録をつける等、適切に毒物又は劇物の在庫管理を行うこと。この際、管理簿等に記載された数量と実際の毒物又は劇物の数量が一致していることを確認すること。
- (2) 毒物又は劇物の種類等に応じて、使用量の把握を行うこと。
- (3) 在庫量の定期点検を適切な頻度で行うこと。

農業技術センター北相地区事務所では、「劇毒物等使用記録簿」（以下「使用記録簿」という。）及び「薬品管理補助簿」（以下「管理補助簿」という。）を整備し、実際に化学物質を使用した際に管理補助簿に使用量を記載し、後日使用記録簿に転記する方法にて管理が行われていた。

また、化学物質の保管に当たっては、鍵のかかる保管棚にて管理がなされている。化学物質の取扱いに関するマニュアルの有無を確認したところ、農業技術センター北相地区事務所の独自マニュアルはなく、農業技術センター（本所）にて作成の神奈川県農業技術センター化学物質環境安全自主管理規程及び神奈川県農業技術センター化学物質適正管理マニュアルを参考としているとのことであったが当該規程等の保管はされていなかった。

監査の過程において、使用記録簿を確認したところ、以下の①から③の状況が見受けられた。

- ① 令和4年度までは、各年度末において在庫量の計量が行われていたが、令和5年度末及び令和6年度末は行われていなかった。
- ② 令和5年度及び令和6年度においては使用量の記載のみであり、使用後の在庫量の計測が行われていなかった。
- ③ 令和7年1月以降、管理補助簿から使用記録簿への化学薬品使用量の転記が行われていなかった。

また、監査の過程で、サンプリングを行い、使用記録簿及び管理補助簿上の残量理論値と実際の残量とを照合したところ、数量一致を確認することができなかった。

図表29 監査人が実施した化学物質の在庫量の照合結果

試薬	毒劇物等 の区分	使用記録簿記載 令和4年度残量	実査日時点残量 理論値	実際残量
亜鉛末	－	550g	550g	652g
Lアスコルビン酸	－	1,660g	1,660g	1,535g
イソプロピルアルコール (IPA 2-プロパノール)	－	1,350ml	50ml	0ml
塩化スズ (塩化第一スズ)	劇物	98.5g	97.85g	101.3g
クエン酸一水和物	－	290g	256.37g	0g
グルタミン酸	－	1,160g	1,159.6g	1,149.6g

(出所：県提出資料より監査人作成)

上記の厚生労働省の通知においても、毒劇物の帳簿数量と実在庫の一致や在庫量の定期点検を適切な頻度で行うことについて指示があることから、劇物等化学物質の在庫量を把握できるような環境を整備するなどの対策が必要である。

また、残量確認が行われていた令和4年度末までにおいても、使用記録簿の在庫量欄には「内容量のみの残量記載」と「容器込みの残量記載」が混在している状況にあったうえ、容器込みの残量記載年度においても容器の重量の明記はされていなかった。毒劇物が多数にわたり手数がかかることから、容器込みの残量測定を否定するものではないが、容器込み残量を測定するのであれば、毒劇物の受け入れの際にまずは容器の重量等を把握してしかるべきである。

以上より、劇物等化学物質を管理する以上、化学物質の在庫量を把握できるような環境を整備するとともに、点検を行う頻度や実施時期を定め、使用管理簿にて隨時照合結果を残す等、業務プロセスを見直し、より適正な劇物等化学物質の管理を図られたい。

③ 契約等

【指摘 5－3】 予定価格の算定誤りについて

神奈川県によれば、予定価格とは、地方公共団体が契約を締結するに際し、その契約金額を決定する基準として長があらかじめ設定するものであり、その設

定の方法については法律及び政令には特に明確な規定がないとされているが、予定価格を基準として自動的に落札者を決定することにより、競争の公正性を確保しようとするものであるため、予定価格の決定は極めて重要な意義を持ち、その決定に当たっては、常に厳正・公正に行わなければならない。

一般的には、市場価格、過去の取引実績、業者からの参考見積の取得等により、個々の案件の特性を考慮して積算されるものと考えられる。

農業技術センター北相地区事務所における令和6年度の支出関係書類を閲覧したところ、予定価格の積算に当たっては購入物品等の市場価格調査や、予定価格積算のための参考見積を基に積算されていた契約について、下記2件の事案が見受けられた。

図表30 予定価格が参考見積額よりも高い契約

件名	市場価格 税込額	物品調達伺記載予定価格		契約額
		税抜額	税込額	
ガス湯沸器購入代	54,780円	54,780円	60,258円	38,346円
一般廃棄物収集運搬	25円/kg	25円/kg	27.5円/kg	27.5円/kg

(出所：県提出資料より監査人作成)

上記2件においては、市場価格の調査がなされ、その市場価格により予定価格の積算がされていたものの、物品調達伺いの作成に当たり、誤って市場価格の税込額を物品調達伺いの税抜額欄に転記したことにより、予定価格が市場価格よりも10%ほど高い結果となっていた。また、結果として、一般廃棄物収集運搬に関しては、参考見積額等よりも高い金額にて契約が行われることとなった。

予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短、消費税等を考慮して適正に定めることが義務づけられていることから、予定価格積算時の確認を徹底し、誤りなく予定価格を積算しなければならない。

④ その他

【指摘 5-4】 現金領収書の記載誤りについて

農業技術センター北相地区事務所においては、生産物売払収入として、茶・野菜を職員等に対して売却している。売却収入は現金販売のみであり、現金にて回収するのと同時に、購入者へ現金領収書を渡している。令和6年度における生産物売払収入に係る現金領収書を確認したところ、そのうち1枚につき記載誤りがあった。

当該領収書の記載事項は以下のとおりであり、消費税に関する記載部分のうち8%対象欄は2,400円ではなく、2,440円と記載すべきであった。

図表31 記載内容に誤りがあった領収書の概要

販売日	品目	首標金額	消費税に関する記載	
			8%対象	消費税等相当分
令和6年9月25日	イチジク4kg	2,440円	2,400円 (誤り)	180円

(出所：県提出資料より監査人作成)

神奈川県会計事務の手引によれば、現金領収書の首標金額（￥がついた金額部分）は訂正が認められておらず、他の部分については、誤記載部分に二重線を引き、上部（又は右側）に正書したうえで、取扱者の署名又は押印をすることとなっている。

本記載誤りは、本来2,440円の売却代金であるところ、当初は2,400円と誤記したことにより起因しており、首標金額は十の位の「0」を「4」と上書きすることにより対応していたが、消費税額等記載部分の8%対象金額欄が2,400円のままとなっていた。

消費税法の側面から考えると、令和5年10月より導入されたインボイス制度導入後においては、売り手側が発行した適格請求書（本ケースにおける領収書は適格請求書に該当する。）に誤りがあった場合、原則として買い手側にて記載誤りを訂正することができず、買い手側が当該取引について仕入税額控除の適用を受けるためには、売り手側である適格請求書発行事業者（本ケースにおいては北相地区事務所が該当する。）に対して修正した適格請求書の交付を求めることがある。

本件は、買い手側が職員であり、仕入税額控除の適用を受けようとする事業者ではなかったことから、修正後の適格請求書を交付することはなかつたものと考えられるが、買い手側が仕入税額控除の適用を受けようとする事業者であつ

た場合には、売り手側・買い手側とともに、訂正後の適格請求書のやり取りという手間が増える状況が発生していたものと考えられる。

以上より、今後は、首標金額を誤記した場合には、神奈川県会計事務の手引に則り、現金領収書を再作成するとともに、インボイス制度も加味し、正確な現金領収書の発行を行われたい。

国税庁インボイス制度に関するQ&Aより抜粋

(交付を受けた適格請求書に誤りがあった場合の対応)

問 92 記載事項に誤りがある適格請求書の交付を受けた事業者が、その課税仕入れについて仕入税額控除の適用に係る請求書等の保存要件を満たすために必要となる対応について教えてください。【令和3年7月追加】【令和6年4月改訂】

【答】 買手である課税事業者は、交付を受けた適格請求書又は適格簡易請求書（電磁的記録により提供を受けた場合も含みます。）の記載事項に誤りがあったときは、売手である適格請求書発行事業者に対して修正した適格請求書又は適格簡易請求書の交付を求め、その交付を受けることにより、修正した適格請求書又は適格簡易請求書を保存する必要があります（原則として、自ら追記や修正を行うことはできません。）。

【意見 5-5】 請書に係る印紙の取扱いについて

農業技術センター北相地区事務所に保存の民間事業者から入手した保守点検業務に係る請書を確認したところ、当該請書には印紙の貼付がなかった。契約金額は37,950円と明記されており、保守点検業務に関する業務請負契約と考えられるため、印紙税法上の第2号文書に該当し 200円の収入印紙の貼付が必要であったものと判断できる。

農業技術センター北相地区事務所で保管している当該請書の印紙の貼付義務は相手先企業にあるため、農業技術センター北相地区事務所側で問題となるものではないが、地方公共団体という公の立場であることを考えると、適切に印紙が貼付されているかどうかの確認を行い、印紙の貼付に誤りがある場合には、相手先企業に印紙の貼付を促し、印紙税法に規定する金額の収入印紙が貼付された請書を入手されたい。

6 農業技術センター〈三浦半島地区事務所〉

(1) 研究施設の概要

① 設立目的等

農業技術センター三浦半島地区事務所では、横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町の3市1町における露地野菜の高品質安定生産技術、効率的農地利用技術、環境保全型農業技術について研究を行っている。また、同地区における地域農業活性化のための支援に取り組む。

なお、所管区域は、横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町である。

② 所在地

神奈川県三浦市初声町下宮田 3002

③ 施設の概要

敷地及び建物

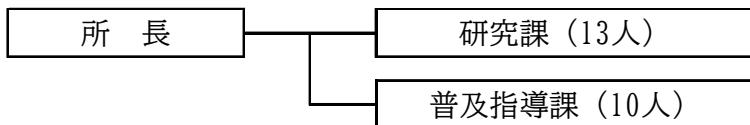
- ・敷地：敷地面積 27,997.19 m²（うち、普通畠：21,142 m²）
- ・建物：延床面積 1,798.39 m²（15棟）

④ 沿革

昭和 30 年 4 月	神奈川県三浦市初声町三戸丈シガ久保 106 の 1 に「農業試験場農芸分場三浦試験地」を設置
昭和 46 年 5 月	神奈川県三浦市初声町下宮田 3002 番地に移転
平成 7 年 4 月	農業総合研究所三浦試験場に改称
平成 17 年 4 月	「農業総合研究所三浦試験場」と「横須賀三浦地域農業改良普及センター」を統合し、「農業技術センター三浦半島地区事務所」を設置。

⑤ 組織と職員数（令和7年1月1日現在）

令和7年1月1日現在において2課体制であり、事務職員1人、技術職員11人他計24人が配置されている。



[職員の配置状況及び分掌事務]

組織 (長の職名)	事務 職員	技術 職員	技能 職員	臨時の任 用職員	暫定再任 用職員	非常勤 職員	計
所長	一人	1人		一人	一人	一人	1人
研究課	1人	3人	3人	一人	一人	6人	13人
普及指導課	一人	7人	一人	1人	2人	一人	10人
合計	1人	11人	3人	1人	2人	6人	24人

(注) 暫定再任用職員：地方公務員の定年が段階的に引き上げられる期間中に、定年退職後に改めて採用される職員
非常勤職員　　：会計年度任用職員

⑥ 実施事務事業

項目	実施内容等
農業改良普及活動費	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者及び青年農業者等に対するセミナーの開催 ・土壤管理技術の普及支援 ・展示ほの設置によるダイコン、キャベツの品種比較検討会実施
農業担い手育成事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者に対する農業基礎セミナーの開催、就農10年以内の農業後継者に対するステップアップセミナーの開催及び個別指導の実施
農業経営支援事業費	JGAP指導員の育成（資格取得者2名）
環境保全型農業総合推進事業費	展示ほの設置による減化学肥料栽培（キャベツ）の検討
病害虫防除事業費	県病害虫発生予察会議にてスイカ及びダイコンに係る病害虫発生状況等の情報提供を実施
農薬安全対策事業費	県病害虫雑草防除指導指針の作成支援

項目	実施内容等
試験研究費	<ul style="list-style-type: none"> ・特產品となる新たな品種の育成（ダイコン） ・カリフラワーの安定生産技術の確立 ・夏播きトウガンの安定生産技術の確立 ・カボチャ菌核病防除技術の確立 ・スイカの病害防除技術の確立 ・三浦半島地域におけるダイコン・キャベツの安定生産技術開発 ・ダイコン、キャベツにおけるバイオ炭添加肥料による施用栽培試験の実施

⑦ 決算の推移

ア 収入

(単位：千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
農林水産業使用料	353	354	355
生産物売扱収入	761	845	1,155
農林水産業立替収入	40	18	19
合計	1,154	1,217	1,529

イ 支出

(単位：千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般管理費	10,257	10,772	12,391
財産管理費	0	2,288	897
政策調整費	0	500	1
農業総務費	23	18	18
担い手育成推進費	2,183	2,243	2,470
農業振興費	65	99	80
植物防疫費	71	86	95
農業技術センター費	14,561	15,273	13,386
合計	27,160	31,279	29,338

(2) 監査の結果

① 施設・設備の管理

【指摘 6-1】 管理シールの貼付漏れ

農業技術センター三浦半島地区事務所の備品の管理状況を確認するため、備品台帳からサンプルを 20 件抽出し、備品台帳と現物との照合を行ったところ、次の備品について、管理シールの貼付漏れがあった。

図表32 管理シールの貼付漏れがあった備品

物品番号	品目	供用開始日	取得価格(円)
16151000268	テレビ	19950310	117,420

物品管理者は、備品を受け入れたときは、当該備品に管理シールを適宜の方法により貼付しなければならない（財務規則第 167 条第 1 項）。

【指摘 6-2】 破損した物品の不用決定の未実施

備品台帳と現物との照合を行ったところ、次の備品について、現在は故障中で使用することはできない状態であった。

図表33 不用決定が実施されていない備品

物品番号	品目	供用開始日	取得価格(円)
16151000145	理化学用恒温器	19830921	380,000



(監査人撮影)

上記理化学用恒温器は管理棟に設置され、現在は故障中で使用することはできない状態であり、財務規則第174条第1項に規定する「破損した物品」に該当するため不用決定が必要である。

なお、不用決定を行うときは、管理換え等の物品の効率的な利用についても十分に留意が必要である。

【意見 6-3】 管理シールの作成・貼付方法について

備品台帳と現物との照合を行ったところ、次の備品について、管理シールの作成方法及び貼付方法について、不備が発見された。

図表34 管理シールの貼付に不備がある備品

物品番号	品目	供用開始日	取得価格(円)
16151000198	ダイコン選別洗浄機	19950306	4,223,000
			
(監査人撮影)			(監査人撮影)

物品管理者は、備品を受け入れたときは、当該備品に管理シールを適宜の方法により貼付しなければならない（財務規則第167条第1項）と規定されている。具体的には、物品管理事務の手引には、貼付が難しい場合には貼付方法を工夫するよう記載されている。上記ダイコン選別洗浄機は温室に設置された農水産機器類であり、管理シールの貼付が難しく剥がれやすい状況にある。更に、管理シールの各項目は手書きで記載され、管理番号は読みづらく、品目と細分類は記載漏れとなっている。

このような状況では、現物照合を効率よく実施できないため、物品管理者は工夫し改善することが求められる。

【意見 6-4】 現在使用していない備品の取扱いについて

備品台帳と現物との照合を行ったところ、次の備品について、使用していない事実が発見された。

図表35 現物照合にて検出された実際に使用していない備品

物品番号	品目	供用開始日	取得価格(円)
16151000118	ビデオデッキ	19950310	137,505



(監査人撮影)

物品は、県の管理する施設において常に良好な状態で保管しなければならない（財務規則第165条第1項）と規定されており、当該ビデオデッキについても良好な状態で保管されているようではあったが、実際には常時使用している状態にはなかった。

財務規則には、不用の決定等に関する、物品管理者は、使用する必要のない物品又は破損した物品のうち管理換え、修理等により使用のできない物があるときは、物品処分調書により不用の決定をしなければならない（財務規則第165条第1項）と記載されている。

当該ビデオデッキのように、物理的には使用可能な状態ではあるが、DVDやSDカードといった新たなデジタルメディアに移行したことにより機能的に陳腐化している場合であっても、不用決定が適時に行われず、今後の使用が見込まれないにもかかわらず、物品としては残り続けている物品が多くみられる。

今後、使用の見込みがなくなった場合には適時に廃棄し、研究室内や管理室内を整理し効率よく作業ができる環境を常に整備することが求められる。

② 薬品等の管理

該当事項無し

③ 契約等

該当事項無し

④ その他

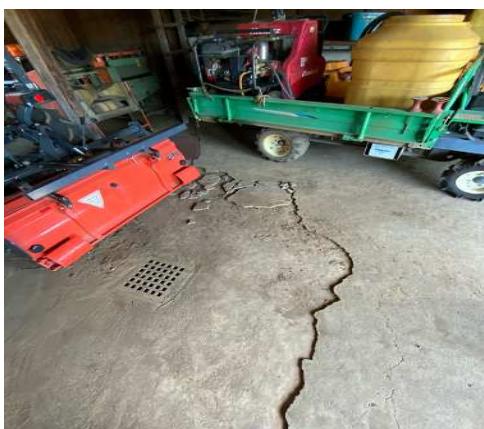
【意見 6-5】 施設の有効利用に向けた整備について

農業技術センター三浦半島地区事務所は、昭和46年5月に現在の三浦市初声町下宮田に移転している。施設内には、温室、機械庫、倉庫、車庫等の施設があるが、どの施設も建設後かなりの年数が経過し、老朽化による影響が懸念される。特に、機械庫やロッカー室は耐震診断の対象にもされておらず、安全で健全な業務実施に悪影響を及ぼしかねない状況にあると考えられる。

例えば、1の画像は機械庫内の様子であるが、床のコンクリートが剥がれ、機器類の移動の障害となる可能性があり、作業員のつまずきや転倒の原因にもなり機器類の破損にもつながり兼ねない。また、2の画像はロッカー室であるが、男女の区別はなく、更にシャワー室についても男女の区別はないことからあまり利用されていない。

図表36 機械庫（左）とロッカー室（右）の様子

1. 床のコンクリートが剥がれが機械庫



(監査人撮影)

2. ロッカー室の内部



(監査人撮影)

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない（地方自治法第2条第14号）と定められており、既存設備を有効に活用するため、早急に施設整備を行うことが求められる。

7 畜産技術センター

(1) 研究施設の概要

① 設立目的等

畜産技術センターは、神奈川県内の畜産振興に寄与するため、畜産の発展に必要な技術開発と研究を通じて安全・安心な畜産物の供給を確保すること、畜産農家や関係者に対して高度な技術支援・普及指導を行い経営発展や人材育成を支援すること、気候変動や社会情勢の変化や現代的な課題に対応した畜産経営の取り組みを支援すること、都市と調和した持続可能な畜産の振興を図ることを目的とし、畜産に関する各種の試験研究、普及指導事業及び畜産の改良増殖事業を行っている。なお、所管区域は、県内の全域である。

神奈川県行政組織規則より抜粋

(畜産技術センター)

第29条 畜産の振興に必要な試験研究、普及指導及び家畜の改良増殖を行わせるため、神奈川県畜産技術センターを海老名市本郷3,750番地に設置する。

2 神奈川県畜産技術センターに次の部及び課を置く。

	管理課
企画指導部	企画研究課
	普及指導課

3 前項の部及び課は、次の事務を分掌する。

管理課

- (1) 公印に関すること。
- (2) 人事に関すること。
- (3) 文書の収受、発送、保存及び閲覧等に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関すること。
- (5) 予算の経理に関すること。
- (6) 物品の調達及び処分に関すること。
- (7) 財産の管理に関すること。
- (8) 所内の取締りに関すること。
- (9) その他他課の主管に属しないこと。

企画指導部

企画研究課

- (1) 畜産の試験研究の企画及び調整に関すること。
- (2) 畜産情報の収集及び提供並びに畜産技術の研修に関すること。

- (3) 畜産経営及び畜産物の流通の調査研究に関すること。
- (4) 畜産に係る環境保全の研究開発に関すること。
- (5) 家畜の改良増殖及び飼養管理技術の研究開発に関すること。
- (6) 畜産物の品質向上についての研究開発に関すること。
- (7) 飼料の生産、貯蔵、加工及び給与の研究開発に関すること。

普及指導課

- (1) 畜産の普及指導の調査研究及び普及指導計画の策定に関すること。
- (2) 畜産経営の合理化、畜産環境改善その他経営改善に関する技術及び知識の普及指導に関すること。
- (3) 畜産の新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動に関すること。

② 所在地

神奈川県海老名市本郷 3750 番地

③ 施設の概要

敷地及び建物

- ・敷地：敷地面積 175,765.53 m²
(うち、ほ場：89,829 m²、放牧地その他：73,453 m²)
- ・建物：延床面積 12,481 m² (76 棟)

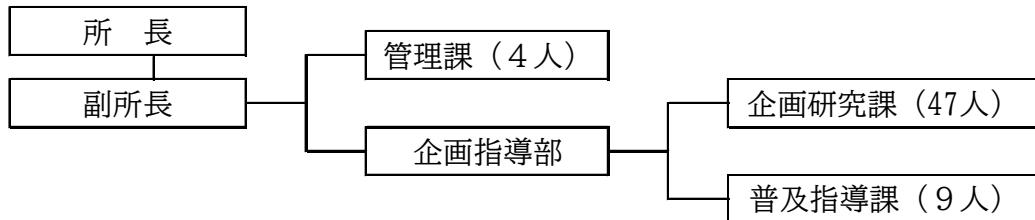
④ 沿革

明治 40 年 4 月	横浜市岡野町の農事試験場に畜産科が創設
大正 9 年 6 月	横浜市保土ヶ谷町に「神奈川県種畜場」を設置
昭和 18 年 3 月	高座郡有馬村本郷（海老名市本郷）の現在地に移転
昭和 21 年 4 月	高座郡相模原町田名及び足柄下郡橋町小舟に分場を設置
昭和 24 年 8 月	藤沢市石名坂及び中郡土沢村上吉沢に分場を設
昭和 34 年 7 月	庶務課ほか 4 科（養牛科、養豚科、養鶏科、飼料作物科）設置
昭和 36 年 12 月	神奈川県畜産試験場に改称 庶務課、養牛科、養豚科、養鶏科、飼料作物科を設置
昭和 38 年 6 月	庶務課ほか 6 科（種畜科、酪農科、養豚科、養鶏科、生理衛生科、飼料科）に改組
昭和 40 年 4 月	庶務部（1 課）と技術研究部（6 科）に改組

昭和 55 年 8 月	技術研究部を 2 部制とし、管理部 1 課、飼料環境部 2 科、飼養改良部 4 科体制に改組。
平成 7 年 4 月	神奈川県畜産研究所に改称 2 部 1 課（管理課）、企画経営部 3 グループ、畜産工学部 3 グループ体制に改組
平成 17 年 4 月	神奈川県畜産技術センターに改称 2 部 1 課に加え、普及指導部 3 グループ設置
平成 22 年 4 月	神奈川県農業技術センター畜産技術所に改称 部を廃止し、3 担当 1 課に改組
平成 23 年 6 月	3 課（管理課、企画研究課、普及指導課）に改組
平成 26 年 4 月	神奈川県畜産技術センターと改称 企画指導部と管理課の 1 部 1 課に改組

⑤ 組織と職員数（令和 6 年 4 月 1 日現在）

令和 6 年 4 月 1 日現在において 1 課 1 部体制であり、事務職員 3 名、技術職員 18 名他計 63 名が配置されている。



[職員の配置状況及び分掌事務]

組織 (長の職名)	事務 職員	技術 職員	技能 職員	臨時的任 用職員	暫定再任 用職員	非常勤 職員	計
所長	一人	1 人	一人	一人	一人	一人	1 人
副所長	一人	一人	一人	一人	1 人	一人	1 人
管理課	3 人	一人	一人	一人	一人	1 人	4 人
企画指導部長	一人	1 人	一人	一人	一人	一人	1 人
企画研究課	一人	11 人	14 人	一人	2 人	20 人	47 人
普及指導課	一人	5 人	一人	1 人	1 人	2 人	9 人
合計	3 人	18 人	14 人	1 人	4 人	23 人	63 人

(注) 暫定再任用職員：地方公務員の定年が段階的に引き上げられる期間中に、定年退職後に改めて採用される職員

組織 (長の職名)	事務 職員	技術 職員	技能 職員	臨時的任 用職員	暫定再任 用職員	非常勤 職員	計
非常勤職員 : 会計年度任用職員							

⑥ 実施事業

事業名等	実施内容等
普及活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の育成・確保に関する支援 ・県民ニーズに応じた安全・安心な農畜産物の生産・販売の取り組みに関する支援 ・スマート農業の取り組みに対する支援 ・環境対策や自然災害等への取り組みに対する支援 ・地域農業の振興を図るための取り組みに対する支援
農業担い手育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者等の技術・経営能力の向上及び学習活動支援 ・経営発展段階にある農業青年等の経営支援 ・青年農業者等を「かながわ農業版MBA研修」へ誘導とともに、「かながわ農業版MBA研修」の修了者に対しての経営強化プランのフォローアップを実施
農林水産技術開発推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・外部評価を受けるための「研究課題設定部会」を開催 ・専門分野に関する最新の高度な知識を持つ人材育成を目的とした研修を実施
自給飼料対策	<ul style="list-style-type: none"> ・粗飼料・エコフィードについて、県内畜産農家等で飼料利用するために必要な成分分析及び家畜への給与試験の実施
流通飼料対策	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料の製造業者・販売業者等を対象に立ち入り検査、指導等を実施し、飼料の分析を実施
かながわ酪農活性化対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・後継牛確保プランの提案普及 ・経腔採卵(OPU)技術の実用化を図るための実証研究の実施
畜産バイオマスリサイクル事業	<ul style="list-style-type: none"> ・開放型畜舎の気流及び臭気物質拡散状況の調査及び臭気抑制技術の開発についての検討
優良系統豚利用促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・系統豚「ユメカナエル」の分娩成績、子豚育成成績等の繁殖能力調査及び産肉能力調査の実施 ・系統豚「ユメカナエル」を活用した、改良型種豚の開発
かながわ畜産物販売促進事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ鶏のブランド力強化に向けた取組 ・肉用鶏ヒナの生産

事業名等	実施内容等
発生源規制促進費	・県内特定事業場の排出水における窒素濃度の測定
一般試験研究費	<ul style="list-style-type: none"> ・生体センサを用いた繁殖管理に関する研究 ・ベンチマークによる畜産経営改善システムの確立 ・炭素や堆肥を貯留した農地での飼料作物栽培体系の確立 ・子実用トウモロコシの安定多収生産技術の開発 ・新規未利用資源を活用した採卵鶏の資料給与方法の確立 ・飼料作物奨励品種選定試験 ・神奈川県における寒地型イネ科牧草の適応性の検証
一般受託研究	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜用浄化槽の低コスト改修技術の検討 ・子実用トウモロコシの安定多収生産技術の開発 ・イタリアンライグラス系統適応性検定試験
畜産業脱炭素推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・肥育牛から発生する温室効果ガスを低減する飼養管理技術開発のためエコフィードを活用した県内肥育牛用飼料の環境影響の評価 ・エコフィードを活用した肥育牛の飼養管理技術の開発 ・未利用海藻等の飼料利用による、メタンガス排出量削減方法等の検討

⑦ 決算の推移

ア 収入

(単位：千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
使用料及び手数料	3,285	3,531	3,209
財産収入	38,910	51,938	49,324
諸収入	5,977	13,559	11,899
合計	48,173	69,029	64,431

イ 支出

(単位：千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総務管理費	96,501	110,505	128,397
政策費	7,530	2,594	2,188
農業費	1,618	1,871	1,752
畜産業費	116,701	145,115	186,081
環境保全対策費	25	25	25
合計	222,374	260,110	318,444

(2) 監査の結果

① 施設・設備の管理

【指摘 7-1】 備品台帳の管理不備について

神奈川県財務規則第193条によると、備品の管理については備品台帳への適正な記録が必要である旨定められている。

神奈川県財務規則より抜粋

(物品出納員が備える帳簿)

第193条 物品出納員は、次に掲げる帳簿を備えなければならない。

- (1) 備品台帳
- (2) 印紙類出納簿
- (3) 生産物出納簿
- (4) 動物台帳
- (5) 借用物品台帳

2 備品台帳等は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができるものを含む。）をもつて調製しなければならない。

3 備品台帳等には、次に掲げる事項（借用物品台帳にあつては、第5号及び第10号に掲げる事項を除く。）に係る電磁的記録を記録しなければならない。

- (1) 物品管理番号
- (2) 細分類
- (3) 品目名
- (4) 規格
- (5) 價額

- (6) 単位
- (7) 出納の年月日及び相手方
- (8) 出納の理由
- (9) 使用者及び使用場所
- (10) 売扱価額又は貸付け価額
- (11) 照合年月日及び照合の結果
- (12) その他会計管理者が必要と認める事項

(その1) 現物がない備品について

備品台帳からサンプル20件を抽出し現物と照合したところ、下記1件の備品については現物が存在しなかった。当該備品については、2025年3月31日における現物照合において廃棄済みであることが確認されたが、備品台帳上、処分年月日の記載が漏れていた。

図表37 廃棄済みの備品

物品管理番号	品目	当初受入日	物品価格(円)	使用場所
16221112013	滅菌器	1998/12/14	423,948	3階無菌室

(出所：県提出資料より監査人作成)

財務規則第174条及び第175条に、不用物品の決定・処分等について規定されており、物品管理事務の手引では、廃棄した場合は処分実施日に日付を入れる運用となっている。ただちに処分年月日に廃棄日を記録することが必要である。

(その2) 消耗品を備品台帳へ誤登録している事例について

神奈川県財務規則第159条第2項第1号によれば、備品のうち10万円未満（令和5年3月までは5万円未満）の物品については消耗品として取り扱うこととされているが、下記5件については10万円未満であるにもかかわらず備品台帳に記録されていた。

なお、下記5件のうち4件については、令和7年定期監査でも同様の指摘を受けている。

台帳上の誤りは直ちに修正すべきである。

神奈川県財務規則より抜粋

(分類)

第159条

...

2 前項第1号及び第4号の規定にかかわらず、次に掲げる物品は、消耗品とする。

(1) 備品に該当する物のうち、第169条に定める価額（以下「帳簿価額」という。）
が10万円未満の物（資料価値の高い図書その他保存の必要のある図書を除く。）
並びに美術品及び骨とう品以外のガラス製品、陶磁器等の破損しやすい物

会計局指導課「物品管理事務の手引」令和7年4月より抜粋

2 物品管理事務の変遷について

...

(4) 令和5年4月～

台帳管理や現物照合に係る事務負担の軽減を図るため、令和5年4月から消耗品
の扱いとする物品の帳簿価額が5万円未満から10万円未満となりました。

図表38 備品台帳に誤登録されている消耗品

物品管理番号	品目	当初受入日	物品価格(円)	定期監査
16221119095	ミートチョッパー	20190527	47,628	-
16221119179	換気扇	20250220	85,800	指摘済
16221119180	換気扇	20250220	85,800	指摘済
16221119181	換気扇	20250220	85,800	指摘済
16221119184	インバータファンコントローラ	20250220	59,400	指摘済

(出所：県提出資料より監査人作成)

(その3) 不用決定されている備品の廃棄について

備品台帳を確認したところ処理事由が「不用決定」となっているものが79件存在した。当該備品は、不用決定された後、処分費の予算がなく廃棄できないものである。保管状況について確認したところ、職員により持ち運びが可能なものは、現在倉庫として使用されている旧庁舎にて保管し、動かすことができない備品については、総合研究棟の廊下等に置かれている。これらの備品については、財務規則第175条に従い、早急に廃棄等の手続が必要である。

また、いずれの備品も備品台帳上の「使用場所」が畜産技術センターとなっており、具体的に畜産技術センター内のどこに存するか判別できないため、先ずは、廃棄対象の備品の保管場所について網羅的に把握することも必要と考える。

【指摘 7-2】 寄附物件に係る手続の不備について

現地視察において、管理シールが既に剥がされている状態で廊下に置かれていた下記備品（図表39）を発見した。当該備品は、物品管理番号が不明となり、現物は存在するが、備品台帳、物品処分調書いずれの帳簿にて管理されているのか等の登録状況の確認が困難な状態であった。

図表39 廊下に置かれた管理シールのない備品



現地視察後に所属が調査を行った結果、当該備品は、リース契約終了後に当所に無償で譲渡された物品であるものの、いつ使用していたのか、いつ故障したのか、いつ無償譲渡を受けたのかは不明であるとともに、借用物品台帳には登録がなく、物品を受けた際の事務処理に係る書類及び物品処分調書等の書類の保存がないとの回答を受けた。なお、当該備品については、故障していることから現在は使用しておらず、不用な物品となっているとのことである。

上記手続には下記2点の問題があったものと考える。

まず一つ目として、物品管理事務の手引によれば、借用物品について返納（リース期間満了）をした場合には、物品サブシステムの「物品処分等登録」で「事由」を「返却」として登録したのち、「物品処分等確認」を処理することにより、借用物品台帳に返却の登録を行うこととされている。本ケースにおいては、一旦

当該備品をリース会社に返納したのち、リース会社より無償譲渡を受けたと解すべきであることから、少なくとも、借用物品台帳にはその履歴が残っているべきであった。

二つ目として、リース契約終了後におけるリース会社からの無償譲渡（無償譲受）は寄附に該当することから、財務規則第164条第1項の規定により、物品取得調書を作成して処理しなければならない。具体的には、寄附物件取扱要領（以下「寄附要領」という。）に則った手続が必要である。

寄附要領によれば、物品の寄附を受ける場合には、寄附申込書の提出を求め、その応否を決定し、寄附申込書受領後5日以内にその結果を寄附申込者に対して通知するものとされている。また、物品の寄附受入れを決定した場合には、「物品取得調書」を作成し記帳整理を行うものとされている。本ケースにおいては、寄附要領に規定する手続が行われたことを確認できる書類はなかった。

寄附物品受領時の書類の作成保管は下記のような目的や効果があるものと考えられることから、物品の無償譲渡を受けた際には、物品管理事務の手引に則って、備品・消耗品の別を判断するとともに、寄附要領に沿った手続が必要である。

図表40 寄附物品受領手続の目的及び効果

- 備品となるか消耗品となるかは物品の評価額によるものの、備品に該当する場合には備品台帳へ登録の上、適正な管理と記録が必要である。
- 物品は金銭ではないため、会計に組み入れる際には評価額（時価）を算定し、帳簿に記録することで、会計へ適切に反映しなければならない。
- 寄附者が寄附物品の使途を特定して寄附するケースも想定されるため、寄附者の意思を明確にする必要がある。
- 寄附の物品内容等について、寄附者との間で認識の相違があった場合には、トラブルの原因となる可能性があることから、認識の相違を防止する必要がある。

【指摘 7-3】 借用物品の台帳の不備について

借用物品のうち、借用物品台帳の処理事由が「返却」以外のものはリース契約継続中であるが、リース契約継続中であるにもかかわらず、リース期間開始の日付及びリース期間終了の日付が空欄のものが存在し、台帳への適正な記録が行われていない。物品管理事務の手引に従い、適正な記録を行うべきである。

物品管理事務の手引より抜粋

6 備品台帳、動物台帳及び借用物品台帳の記録事項について（財務規則第193条第3項）

(2) 備品台帳等

⑫ その他会計管理者が必要であると認める事項（上記以外の欄全てに該当）

具体的には、物品サブシステムに設けられている入力項目のうち、上記①から⑪以外のものが、この「その他会計管理者が必要であると認める事項」に当たります。

・リース期間開始及びリース期間終了は、借用物品のリース期間の始期と終期をそれぞれ入力します。

【意見 7-4】 旧庁舎建物の管理について

畜産技術センター旧庁舎は、現総合研究棟の竣工（平成10年3月24日）後は畜産資料館として活用されていたものの、現在は、人の出入りを禁止し、廃棄前の不用決定備品等の倉庫として使用している。

旧庁舎は畜産技術センターの入口付近に位置し、外観からも老朽化が著しいことが明らかである。窓ガラスの一部は割れ、天井も一部剥落しており、雨漏りによる漏電火災を危惧して、現在は通電していないとのことである。また、不用決定備品等の保管用倉庫としてのみの使用とはいえ、消防法の規定による誘導灯の整備など一定の費用が発生している。

建物台帳において耐用年数は50年と見積もられているところ、供用開始から62年が経過しており、耐震強化のための対策を行っていないことも鑑みれば、今後の他事業への転用や大規模修繕も現実的ではなく、震災等が発生した際の安全性にも懸念がある。畜産技術センターとしても除却を実行したい考えも有することから、取り壊しや建替え等を含めた具体的な計画の立案を検討されたい。

図表41 畜産技術センター旧庁舎の概要

施工年月日	昭和37年9月30日
構造	鉄筋コンクリート造3階建て
建築面積	501.0 m ²
延床面積	1,358.59 m ²
取得価格	244,546,200円
現在価格	7円

耐用年数	50年
耐震性	なし

(出所：県提出資料より監査人作成)

図表42 畜産技術センター旧庁舎外観



(監査人撮影)

図表43 畜産技術センター旧庁舎老朽化の様子



(監査人撮影)



(監査人撮影)

② 薬品等の管理

【指摘 7-5】 農薬の管理不備について

畜産技術センターでは使用する農薬の安全管理について「農薬使用安全管理マニュアル」を定め、その第4条において、購入時の農薬受払簿への記録、毎月の在庫確認及び農薬在庫記録簿への記録、使用時の農薬使用簿への記録を行うこととなっている。

農薬使用安全管理マニュアルより抜粋

(管理記録)

第4条 農薬の管理状況に関する記録は、次のとおりとする。

- (1) 購入による受払いに関する記録は、主任者が農薬受払簿(様式1)により行う。
- (2) 農薬の在庫記録は、管理副主任が農薬在庫記録簿(様式2)を毎月作成し、毎月5日までに前月分を主任者に提出し確認を受ける。
- (3) 農薬の使用状況を明らかにするため、管理副主任は農薬使用簿(様式3)を備え使用者に払出しを行う都度必要事項を記録する。

現在の運用を確認したところ、マニュアル第4条(3)に規定する農薬使用簿への記録を行っているのみであり、マニュアル第4条(1)に規定する購入時の農薬受払簿への記録及びマニュアル第4条(2)に規定する毎月の在庫確認及び農薬在庫記録簿への記録は行われていない状況であったため、マニュアルに沿った適正な記録簿の作成及びその管理が必要である。

図表44 農薬保管庫の様子

農薬保管庫	農薬使用後の空容器
 (監査人撮影)	 (監査人撮影)

③ 契約等

該当事項無し

④ その他

【意見 7-6】 庁舎の使用許可について

現地観察において、旧庁舎の軒下にて、近隣生産者による食肉の販売・野菜の販売が行われていることを確認した。所属に確認したところ、20数年前より、畜産業等の六次産業化を目的として、月1回程度、近隣生産者による肉や野菜の販売が行われているとの回答を得た。なお、販売開始当時の経緯は不明であるものの、庁舎の使用許可が行われていた事実を確認する書類は保管がないとのことである。

神奈川県庁内管理規則第11条第1項第1号によれば、庁内において物品の販売その他これに類する商業的行為をする者は、事前に管理責任者の許可を受けなければならないとされている。

神奈川県庁内管理規則より抜粋

(許可行為)

第11条 次の各号の一に掲げる行為をする者は、事前に管理責任者の許可を受けなければならない。ただし、知事が別に指定した行為については、この限りでない。

(1) 庁内において物品の販売その他これに類する商業的行為をすること。

(中略)

3 管理責任者は、第1項の規定による許可を与えたときは、許可済の旨を明らかにするためにポスター等に検印を押し、又は許可証を発行する等必要な措置をとることができる。

神奈川県庁内管理規則制定の目的は、庁内使用の規整及び庁内秩序の維持に關し必要な事項を定め、庁内における公務の円滑かつ適正な執行を確保することにあり、庁舎は、本来の設置目的に沿って使われるべきであり、営利目的の利用は原則として制限すべきである。

本ケースの場合、月1回程度の短時間の販売であることから営利を目的としたものではなく、地産地消や六次産業化を促進する政策の一環としての販売の側面を有することから、庁舎の使用許可を出すことに異論はない。

しかし、現状では、販売を行っている近隣生産者から許可申請書等の書類は保

存されておらず、管理責任者が許可を与えた事実を確認できる書類はない。

神奈川県庁内管理規則第11条第3項において、管理責任者は、許可を与えたときは、許可証を発行する等必要な措置をとることができるとされており、許可を証する書類の保存までは求めていないが、管理責任者が使用許可を与えたことを証明する方法がない状態は適切ではないことから、今後庁舎を使用する者に対して許可を与えた場合には、それを証する書類の保存が望まれる。

【指摘 7-7】 動物台帳の正確性の確保について

畜産技術センターの備品台帳として、県のシステムから出力される備品（動物・借用物品）台帳（以下「動物台帳」という。）と畜産技術センターが独自に作成している飼養頭羽数計画実績表（以下「センター独自台帳」という。）がある。動物台帳を確認したところ、動物の出生に関しては平成31（令和元）年度以降登録が行われていなかった。

畜産技術センターにおいては、令和7年4月1日現在において、生後60日以上の動物だけでも、乳牛42頭、肉牛41頭、豚198頭、鶏1,856羽を有しております、動物台帳による管理は実質不可能である旨の回答を受けた。確かに2千を超える動物を動物台帳で管理することは相当の労力を要するものと思われる。

しかしながら、神奈川県財務規則において動物台帳の備え付けが義務付けられている以上、動物台帳は一定の正確性を有しなければならない。

物品管理事務の手引によれば、登録する動物の数量が多数となり、一匹等ごとの登録が実務上困難であると、物品管理者及び(物品)出納員が判断する場合は、出生単位の数量を一括して一明細で登録し、その後の減は、副簿等で管理し、当該副簿等の残数がなくなったときに、動物台帳から払い出すことができるものとされ、簡略化された手続が認められている。

これらの簡略化手続も踏まえ、動物の出生に関して動物台帳の正確性を担保した運用を行わなければならない。

8 水産技術センター〈本所〉

(1) 研究施設の概要

① 設立目的等

水産技術センターは、「きれいな海」を守り、「新鮮な魚」を提供する水産業の振興を目的として、資源管理型漁業や栽培漁業の推進、水産物の加工利用、海況・漁況情報の活用、水域環境の保全などに関する研究、漁業無線に関する指導及び通信業務、漁業技術及び経営に関する普及・指導業務、漁業取締業務を行っている。なお、所管区域は神奈川県全域である。

神奈川県行政組織規則より抜粋

(水産技術センター)

第31条 水産業の振興に必要な試験研究、普及指導及び漁業の取締りを行わせるため、神奈川県水産技術センターを三浦市三崎町城ヶ島養老子105番地の1に設置する。

2 神奈川県水産技術センターに次の部及び課並びに支所として次の試験場を置く。

	管理課
	船舶課
企画研究部	企画指導課
	資源管理課
内水面試験場	
相模湾試験場	

3 前項の試験場の位置は、次のとおりとする。

内水面試験場	相模原市緑区大島3,657番地
相模湾試験場	小田原市早川1丁目2番1号

4 第2項の部、課及び試験場は、次の事務を分掌する。

管理課

- (1) 公印に関すること。
- (2) 人事に関すること。
- (3) 文書の収受、発送、保存及び閲覧等に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関すること。
- (5) 予算の経理に関すること。
- (6) 物品の調達及び処分に関すること。
- (7) 財産の管理に関すること。

- (8) 所内の取締りに関すること。
- (9) その他他部課の主管に属しないこと。

船舶課

- (1) 船舶の運航管理に関すること。
- (2) 船舶の維持管理に関すること。
- (3) 漁業の取締りに関すること。
- (4) 漁業無線通信施設の運営及び維持管理に関すること。
- (5) 漁業無線の指導に関すること。
- (6) 気象の観測に関すること。

企画研究部

企画指導課

- (1) 試験研究の企画及び調整に関すること。
- (2) 水産関係行政機関等との連絡調整に関すること。
- (3) 水産物の利用、加工及び流通の調査研究に関すること。
- (4) 鎌倉市以東の沿岸区域に係る水産業の普及指導に関すること。
- (5) 水産業に係る海洋環境の調査研究に関すること。
- (6) 水産情報の収集、提供及び調査研究に関すること。
- (7) その他他課試験場の主管に属しない調査研究に関すること。

資源管理課

- (1) 水産資源及び水域生態系の調査研究に関すること。
- (2) 水産生物の増殖及び養殖並びに防疫の研究開発に関すること。
- (3) 水産生物の種苗の生産及び量産並びに放流の研究開発に関すること。
- (4) 漁場の開発及び漁場形成の調査研究に関すること。
- (5) 増殖試験池及び種苗生産池の維持運営に関すること。

内水面試験場

- (1) 河川湖沼における水産資源の調査研究に関すること。
- (2) 淡水魚等の生息環境及び生態の調査研究に関すること。
- (3) 増殖及び魚類防疫の研究開発に関すること。
- (4) 飼育技術及び養殖経営の指導に関すること。
- (5) 増殖試験池の維持運営に関すること。

相模湾試験場

- (1) 相模湾における水産資源の調査研究に関すること。
- (2) 相模湾における漁況及び海況の調査研究に関すること。
- (3) 漁具及び漁法の試験研究に関すること。
- (4) 水産工学の試験研究に関すること。
- (5) 藤沢市以西の沿岸区域に係る水産業の普及指導に関すること。

② 所在地

神奈川県三浦市三崎町城ヶ島養老子 105 番地の 1

③ 施設の概要

ア 敷地及び建物

- ・敷地：敷地面積 36,093.84 m²
- ・建物：延床面積 9,399.33 m² (24 棟)

名称	敷地面積(m ²)	延床面積(m ²)
水産技術センター	23,758.72	8,870.53
漁業無線局受信所	6,570.68	54.00
漁業無線局送信所	4,803.28	184.00
晴海町職員公舎	961.16	290.80
合計	36,093.84	9,399.33

イ 船舶等

名称	用途	規模又は構造
江の島丸	漁業資源環境調査 (漁業調査指導船)	鋼船 105 トン ディーゼル機関 1,300 馬力
たちばな	漁業取締船	軽合金船 33 トン 高速ディーゼル機関 2,950 馬力
浮桟橋	漁業取締船係留用	鋼構造 15×3.8×1.5 メートル

ウ 借用不動産

区分	用途	面積(m ²)
土地	神奈川県漁業無線局発祥の地の記念碑設置	1.87

④ 沿革

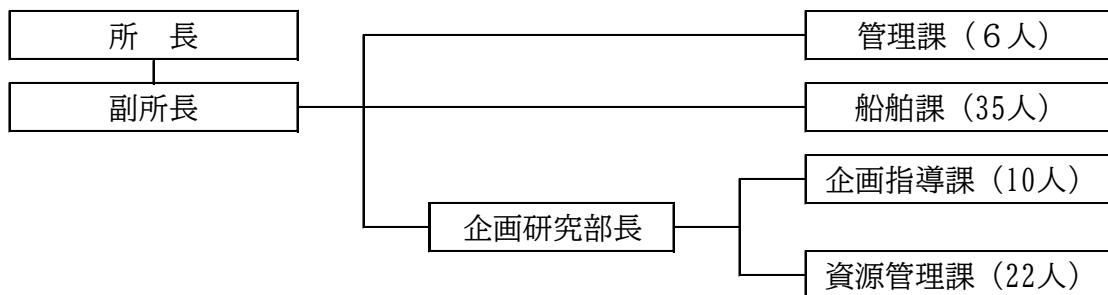
明治 45 年 4 月	県庁内に水産試験場を設置
大正 12 年 1 月	酒匂村（現小田原市）網一色に庁舎を建設

昭和3年3月	三崎町（現三浦市）に三崎分場を設置
昭和17年1月	小田原庁舎を閉鎖し、三崎分場を本場とする
昭和38年6月	漁業通信科が三崎漁業無線局として独立 水産指導所内湾支所を金沢分場として編入
昭和39年10月	三浦市三崎町城ヶ島養老子の現住所に移転 庶務部、技術研究部を設置し、2部6課（科）とする
昭和44年7月	小田原市下新田の水産指導所を相模湾支所として編入 庶務部を管理部と改め、2部8課（科）1支所とする
昭和47年8月	金沢分場を廃止 技術研究部を漁業研究部と増殖研究部とし、3部8課（科）1支所とする
昭和51年7月	栽培漁業センターを併設
昭和53年7月	資源研究部を設置するとともに、科制を廃止し、4部1課1支所とする
昭和56年6月	指導普及部を設置し、5部1課1支所とする
昭和58年6月	管理部に船舶課を設置し、5部2課1支所とする
平成5年4月	水産試験場相模湾支所を水産試験場相模湾試験場と改称
平成7年4月	水産総合研究所に改称 漁業研究部を企画経営部に、資源研究部を資源環境部に、増殖研究部を栽培技術部に、水産試験場相模湾試験場を水産総合研究所相模湾試験場に改組 淡水魚増殖試験場を廃止し、水産総合研究所内水面試験場を設置して当所に編入 5部2課2試験場とする
平成9年4月	漁業無線局を統合し、海洋情報部とする 指導普及部を廃止し、5部2課2試験場とする
平成10年2月	新庁舎が完成
平成15年5月	栽培漁業センターを廃止
平成17年4月	水産技術センターに改称 海洋情報部を廃止し、4部2課2試験場とする 企画経営部及び相模湾試験場に「研究担当」及び「普及指導担当」を設置
平成22年4月	漁業取締船「たちばな」を管理部船舶課に配置
平成25年4月	本所は4部2課から2部2課とする
令和元年6月	企画資源部を企画指導部に改組

令和5年6月	企画指導部及び栽培推進部を廃止 企画研究部企画指導課及び企画研究部資源管理課を設置
--------	--

⑤ 組織と職員数（令和6年4月1日現在）

令和6年4月1日現在において1部4課体制であり、事務職員6人、技術職員39人他計76人が配置されている。



[職員の配置状況及び分掌事務]

組織 (長の職名)	事務 職員	技術 職員	技能 職員	臨時的任 用職員	暫定再任 用職員	非常勤 職員	計
所長	一人	1人	一人	一人	一人	一人	1人
副所長	1人	一人	一人	一人	一人	一人	1人
管理課	5人	一人	一人	一人	一人	1人	6人
船舶課	一人	23人	一人	4人	1人	7人	35人
企画研究部長	一人	1人	一人	一人	一人	一人	1人
企画指導課	一人	8人	一人	1人	一人	1人	10人
資源管理課	一人	6人	3人	一人	4人	9人	22人
合計	6人	39人	3人	5人	5人	18人	76人

(注) 暫定再任用職員：地方公務員の定年が段階的に引き上げられる期間中に、定年

退職後に改めて採用される職員

非常勤職員　　：会計年度任用職員

⑥ 実施事務事業

項目	実施内容等
漁業無線通信事業	・無線指導、無線相談、気象漁況相談を実施。電波関係法令の周知や無線運用に関する指導を実施

項目	実施内容等
	<ul style="list-style-type: none"> ・城ヶ島沖浮魚礁の潮流観測による急潮情報の提供 ・漁業の指導監督の通信（漁船の安全や効率的な操業に関する通信） ・防災行政通信網を利用した防災訓練を実施。
漁業調査指導船運航業務	漁業調査指導船「江の島丸」にて、海況調査、サバ類・底魚類・資源調査、サメ類分布調査、東京湾貧酸素水塊対策調査等を実施
漁業取締船運航業務	漁業取締船「たちばな」にて、巡回指導取締、緊急出動、委員会指示等取締を実施
県産水産物普及推進事業	地元蒲鉾店と共同で、サメ・カジキ等の未晒しすり身に地元産浅漬け野菜を混ぜ込んださつま揚げを開発
磯焼け対策事業費	磯焼けの原因生物とされているムラサキウニの陸上養殖技術の開発
海況調査事業費	定線観測、赤潮・有害プランクトン調査、連続海象観測、人工衛星画像観測を実施
三崎水産加工のブランド化技術研究	三崎のマグロ・カジキ加工業界に対し、HACCPに準ずる衛生管理体制の構築とヒスタミン対策等の品質管理を支援
東京湾貧栄養事業	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋環境の変動が東京湾における低次生態系へ及ぼす影響の把握 ・ノリ養殖場周辺海域の栄養塩環境評価手法の確立
東京湾貧酸素水塊対策研究費	マアナゴ等底生性魚介類の漁場形成に影響を与えていたる貧酸素水塊の動向を監視し、漁業者へ情報提供
科学技術イノベーション推進事業費	セレノネイン等を含有するマグロの血合筋の健康機能性の検証
政策推進受託研究事業費	ムラサキウニの陸上養殖において、抗酸化物質エルゴチオネインを含有するキノコの餌料効果を検証
磯焼け対策事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・逗子市大崎周辺の海岸で市民参加型ムラサキウニ除去イベントによるウニの生息密度低減効果を検討 ・フリー配偶体技術によるワカメ種糸のバックアップ体制確立と、高水温耐性や早生化系統の創出による養殖支援 ・藻類生産技術の開発・量産と、早熟性カジメ等の種苗の海域展開による核藻場を造成し藻場再生を推進 ・ブルーカーボンの創出と藻場再生事業を企業等の寄付で実施し、藻場保全活動の促進を図る
新魚種等放流技術開	トラフグ種苗生産技術開発、トラフグ放流技術開発、カサゴ

項目	実施内容等
発事業	種苗生産技術開発（マニュアル作成）を実施
二枚貝類の増養殖技術開発事業	新たな栽培対象種として、チョウセンハマグリの種苗生産基礎技術開発、放流技術開発を実施
資源管理型栽培漁業推進事業費	サザエをモデルとして、適正放流条件の解明や放流効果の把握、資源管理方策などを検討
魚類等養殖技術開発事業費	付加価値の高い魚（マサバ、ニジマス等）の養殖技術を開発するとともに本県海面における魚類養殖の実現可能性を評価
水産動物保健対策事業	魚病の発生・蔓延を阻止し、魚病被害の軽減及び食品として安全な養殖魚生産の確立
「江の島丸」資源環境調査費	キンメダイ資源調査、サバ資源調査の実施
高度回遊性魚類資源対策調査	クロマグロ資源調査、その他まぐろ類・かじき類・さめ類の水揚量調査
200 海里内漁業資源調査	本県沿岸域における卵稚仔調査、本県沿岸域におけるサバ類の漁業資源調査、本県沿岸域におけるいわし類の漁業資源調査、本県沿岸域におけるキンメダイ漁業資源調査、マダイモニタリング調査、ヒラメモニタリング調査
資源管理計画等評価事業	アワビ資源回復効果調査、東京湾のシャコ資源のモニタリング調査、東京湾のマアナゴ資源のモニタリング調査、東京湾のタチウオ資源の管理のためのモニタリング調査、東京湾の生物相モニタリング調査の実施
地域科学技術振興事業費	トラフグの種苗生産に不可欠な人工採卵技術の開発
科学技術イノベーション共創拠点推進事業費	ブルーカーボンの増大を図るため、有用かつCO ₂ 吸収効果の高い海藻種（アラメ、ヒジキ）の生産・育成技術を開発

⑦ 決算の推移

ア 収入

(単位：千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
農林水産業使用料	45	38	40
財産貸付収入	200	181	181
物品売払収入	0	144	0
生産物売払収入	8,603	9,513	0
農林水産業費指定寄付金	0	500	1,000
総務受託事業収入	948	0	92
農林水産業受託事業収入	23,779	26,316	23,191
農林水産立替収入	790	253	118
雑入	120	256	388
合計	34,485	37,201	25,010

イ 支出

(単位：千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般管理費	35,484	41,275	44,090
人事管理費	82	0	121
財産管理費	11,763	37,643	34,778
政策調整費	6,927	1,918	1,161
ヘルスケア・ニューフロンティア推進費	0	15,305	15,178
農業技術センター費	557	583	564
水産業総務費	114	57	135
水産業振興費	3,642	34,946	12,802
漁業調整費	28,903	60,502	88,272
水産技術センター費	98,027	478,830	159,659
漁港費	5,422	10,976	0
廃棄物対策費	1,786	0	0
合計	192,707	682,035	356,760

(2) 監査の結果

① 施設・設備の管理

【指摘 8-1】 備品台帳の登録不備について

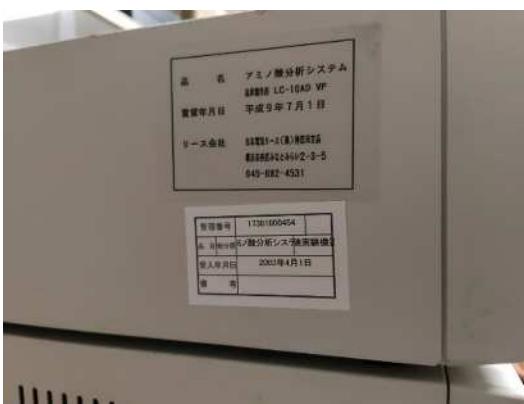
備品台帳からサンプル39件を抽出し、現物との照合を行ったところ、下記の不備が確認された。

図表45 備品台帳に不備のある備品

物品管理番号	品目	備品台帳不備の内容
17300000001	生け簀網2枚、防鳥ネット2枚	不用決定したものであるが、備品台帳上「不用決定」になっていない。
17301000493	紫外線殺菌装置	
17301000012	演台	
17301000258	ドライスーツ	
17301000354	ダイビングコンピューター	廃棄済みであるが、備品台帳上「廃棄済み」になっていない。
17301001557	プロジェクター	
17305000085	高速液体クロマトグラフィー	管理シールの貼付がない。
17301000454	アミノ酸分析システム	使用中であるものの、備品台帳上「廃棄済み」になっている。
17301001609	インキュベータ	備品台帳に当該備品が登録されていない。

(出所：県提出資料より監査人作成)

図表46 不備が確認された備品の画像

使用中のアミノ酸分析システム	備品台帳に登録がないインキュベータ
 (監査人撮影)	 (監査人撮影)

また、備品台帳の記録にあたっては、少なくとも年に1回は見直すことが必要である（財務規則第167条第2項）が、所属へのヒアリングによると、令和6年12月16日から同月27日に現物照合を実施済みであるものの、現物照合の結果を備品台帳に反映しておらず、備品台帳上の最終現物照合基準日は令和5年10月10日のままとなっているとのことであった。

以上の備品台帳上の不備について、現状を適正に反映した内容に是正しなければならない。

【意見 8-2】 現在使用していない備品の取扱いについて

現物照合した備品のうち、下記の備品については、いずれも正常に動作するものの代替機が存在する等の理由により、現在はほとんど使用していないとのことであった。

図表47 使用していない備品

物品管理番号	品目	当初受入日	物品価格(円)	使用場所
17301000443	ビデオカメラ	20071112	118,500	生物測定室
17301000445	ビデオプロジェクター	19970513	649,992	セミナー準備室
17301000478	ケルダール窒素分解装置	20030701	103,100	化学分析室

（出所：県提出資料より監査人作成）

ビデオカメラについては、保管場所が不明であり現物照合に時間を要し、他2件については、その大きさから保管スペースを要するものであった。

現物が存在する以上、現物照合の管理も必要であることから考えれば、業務効率化のためにも、今後も使用する予定のない備品については、売却、廃棄、所管替え等の処分を視野に入れ今後の取扱いを検討されたい。

図表48 ケルダール窒素分解装置



(監査人撮影)

【指摘 8-3】 消耗品を備品台帳へ誤登録している事例について

神奈川県財務規則第159条第2項第1号によれば、備品のうち10万円未満（令和5年3月までは5万円未満）の物品については消耗品として取扱うこととされているが、下記2件については備品台帳に記録されている。

帳簿上の誤りを修正すべきである。

図表49 消耗品とすべき物

物品管理番号	品目	当初受入日	物品価格(円)	使用場所
17301001585	生物顕微鏡	20230401	57,550	生物工学室
17301001586	改ざん防止型デジタルカメラ	20230401	75,600	たちばな

(出所：県提出資料より監査人作成)

② 薬品等の管理

【指摘 8-4】 薬品在庫量の把握について

水産技術センターでは使用する薬品について「水産技術センター化学物質管理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を定め、マニュアルに基づいて管理を行っているとのことであったため、その管理状況について確認した。

水産技術センター化学物質管理マニュアルより抜粋

1 目的

このマニュアルは、水産技術センター環境保全及び安全管理規程(平成14年1月1日施行、以下「規程」という。)第7条第2号に基づき、水産技術センターにおいて行う試験研究業務で使用する化学物質についての取り扱いに関する基準を定める。

2 規程第7条第2号に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 化学物質(化学物質から調整した試薬を含む。以下同じ)の使用計画、購入量、使用量及び在庫量の把握
- (2) 化学物質の使用にあたっての適正管理
- (3) 化学物質の保存、保管にあたっての適正管理に関する指示
- (4) 薬品保管庫(薬品保管棚を含む。以下同じ)の管理
- (5) 化学物質の適正な管理に関する情報収集
- (6) その他、化学物質の安全管理に必要な事項

水産技術センター環境保全及び安全管理規程より抜粋

(化学物質安全管理主任者の職務)

第7条 化学物質安全管理主任者は、化学物質の取扱い及び設備等の環境保全等に関する業務について、直接その任に当たるとともに、次の職務を行う。

- (1) 化学物質の安全管理に関する知識の習得及び職員への周知
- (2) 化学物質の安全管理に関する具体的な手順書の作成及び職員への周知並びにこれの遵守状況の確認
- (3) その他、総括責任者が命じた事項の処理

(その1) 薬品庫における薬品の管理状況について

水産技術センターにおける薬品の管理状況について確認したところ、薬品の購入時においては、「試薬購入表《購入した薬品名》」(以下「受入簿」という。)へ記録し、薬品の払出時においては、薬品を使い切ってから、「試薬購入表《使い切った薬品名》」(以下「払出簿」という。)に記録する運用がなされていた。なお、開封済みで使い切っていない薬品については、払出簿への使用量の記載が行われていなかった。

また、年に一度、すべての薬品について在庫確認が行われていたものの、開封済みで使い切っていない薬品については、払出簿における当該薬品使用量の記載がないことから書面による残量計算ができない状況であるとともに、実地棚卸による在庫確認においても目分量による推計での計測であったことから、正

確な在庫量を把握している状況にはなかった。

マニュアルを確認すると、2(1)において「化学物質(化学物質から調整した試薬を含む。以下同じ)の使用計画、購入量、使用量及び在庫量の把握」をしなければならない旨が定められている。現状の運用方法を当てはめた場合、「購入量」は受入簿に記載がなされており、「使用量」は払出簿に記載(ただし、使い切った薬品のみ)されており、「在庫量」については実地棚卸による在庫確認(ただし、使い切っていない薬品については自分で量による計測)がなされていることから、一見、マニュアルに沿った運用がなされているようにも思われる。

しかしながら、毒物及び劇物取締法第11条第1項及び厚生労働省より発出された「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について(平成30年7月24日)(薬生薬審発0724第1号)」(以下「通知」という。)において、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならないと定められていることを鑑みると、薬品を使い切った段階で初めて払出簿に使用量を記録する現在の運用方法では、仮に薬品の紛失や盗難があった場合に、いつ、どの程度薬品が減少したか等を即時に把握することが困難な状況である。さらに、薬品の使用量が管理されていないことから、薬品の在庫量についても実地棚卸を行わなければ把握できない。

以上より、薬品の管理においては、薬品簿(薬品ごとに受入量・使用量・在庫量を適時に記載することができるような帳簿)の作成を義務付ける等、マニュアルの改訂も視野に入れたうえ、毒物及び劇物取締法第11条第1項及び通知を遵守できるよう適切な薬品管理体制の構築が必要である。

なお、薬品の保管状況については、化学分析室隣室の施錠付きロッカーが設置された薬品庫にて保管がされており、薬品庫自体施錠可能となっていることから適切な保管がなされているものと考える。

(その2) 生物測定室におけるホルマリン以外の薬品の管理状況について

水産技術センター1階の生物測定室で使用するホルマリン以外の薬品は、同室内の施錠可能な薬品棚にて保管されていた。当該薬品棚中に保管されている薬品には毒物及び劇物は含まれていないものの、エタノール等の危険物が保管されており、薬品ごとに薬品台帳を作成するとともに、薬品の購入時及び、使用時の記録がなされていた。

薬品台帳について、不明瞭な記録があったため詳細をヒアリングしたところ、記録者は現在在籍しておらず、当該薬品棚の管理者を選任していないことから

詳細は不明であるとの回答を得た。また、当該薬品棚保管の薬品は現在ほとんど使用しておらず、在庫確認も行っていないとのことであった。

以上より、当該薬品棚保管の薬品について管理者を定め、マニュアル2(1)に定められる在庫量の把握を定期的に行うとともに、今後も使用予定のない薬品については廃棄をする等の対策を講じられたい。

図表50 生物測定室薬品棚



【意見 8-5】生物測定室におけるホルマリンの管理状況について

水産技術センター1階の生物測定室においては、劇物に指定されているホルムアルデヒド液（以下「ホルマリン原液」という。）が保管されている。ホルマリン原液は一斗缶（18 kg）にて購入し、生物測定室と宿直室の間にある保管スペースに収納されていた。普段使用するホルマリン原液は、一斗缶からポリタンクにある程度の量を移し、生物測定室内の施錠可能な流し下部に保管されていた。流し下部に保管されているポリタンクは、ホルマリン原液が格納されているポリタンクと、ホルマリン 10%希釀液が格納されているポリタンクの2種類が存在した。なお、一斗缶、ポリタンク原液及びポリタンク 10%希釀液の管理状況については、それぞれ別の薬品台帳にて購入量、使用量及び在庫量が記録されており、管理者が不定期で在庫確認を行っているとのことであった。

当該薬品台帳を確認したところ、その一部について、10%希釀液は増加しているにもかかわらず、原液は減少していない等、各薬品台帳間の整合性がとれてい

ない記載が見受けられた。現在の管理方法及び薬品台帳の記載内容については正確性に欠けており、その見直しを検討されたい。

図表51 ホルムアルデヒド液（左：一斗缶、右：ポリタンク）



図表52 流し下部保管場所



③ 契約等

【指摘 8-6】 契約書における契約金額の記載漏れについて

水産技術センターにおける令和6年度の支出関係書類を閲覧したところ、契約書の記載事項に不備のある事案が見受けられた。

図表53 契約書記載事項に不備がある契約

件名	相手先	見積書記載金額
産業廃棄物の収集運搬及び処分委託標準契約書	木村金属工業株式会社	378,400 円

(出所：県提出資料より監査人作成)

当該契約は、水産技術センター内の産業廃棄物 20 m³分の収集・運搬及び処分に係る業務委託契約であり、見積書によればその委託金額は 378,400 円とされている。

また、契約書第4条第1項において、廃棄物の収集運搬に関する「廃棄物の種類」「予定数量」「収集運搬単価（税込み）」「取引に係る消費税及び地方消費税」を定め、同条第2項において、廃棄物の処分にかかる「廃棄物の種類」「処分の方法」「予定数量」「処分単価（税込み）」「取引に係る消費税及び地方消費税」を定めることとなっており、双方ともに「別紙1のとおり」との記載がされていた。

別紙1を確認したところ、本来記載すべき記載事項のうち、以下の事項が記載漏れであり、不当な高額請求をされるリスクや、金額の合意がないため契約自体が不成立であるとの主張による契約履行拒否のリスクが生じていた可能性を否定することができない。

図表54 委託契約書の記載不足事項

契約書第4条第1項の記載不足事項	契約書第4条第2項の記載不足事項
・「収集運搬単価（税込み）」 ・「取引に係る消費税及び地方消費税」	・「処分の方法」 ・「処分単価（税込み）」 ・「取引に係る消費税及び地方消費税」

(出所：県提出資料より監査人作成)

上記の記載漏れは、次の2点の要因により生じた可能性が高い。

まず一つ目として、県の標準様式である「産業廃棄物の収集運搬及び処分委託標準契約書」においては、第4条第1項及び同条第2項の記載欄が各3行しか設けられていなかった。当該契約の対象となる廃棄物は35品目存在するが、標

準様式の契約書内に収まる品目数ではない。その結果として、別紙1を作成し対応したところ本来記載すべき事項が漏れたものと推察される。

二つ目として、事前に取得した見積書における記載項目と、標準様式の契約書第4条第1項及び同条第2項の記載項目に相違があったことが挙げられる。標準様式の契約書第4条1項及び同条第2項の記載内容は前述のとおりであり、その一方で、取得した見積書には下記事項が記載され、35品目存在する各廃棄物の収集運搬単価等についての記載がなかったことから本来記載すべき事項を記載する術がなかったものと推察される。

図表55 見積書における記載事項

名称/仕様	数量/単位	単価	金額(円)
運搬費(4t車)	3台	25,000	75,000
作業費	3人工	18,000	54,000
廃棄物処分費/普通産業廃棄物	20 m ³	10,000	200,000
諸経費	1式		15,000
		小計	344,000
		消費税	34,400
		合計	378,400

(出所：県提出資料より監査人作成)

産業廃棄物の収集運搬及び処分委託に係る取引については、今後も発生する可能性が高く、かつ、品目数が多数に上ることが予想される。本ケースのような誤りが再度発生する可能性がないとは言い切れないことから、標準様式契約書第4条1項及び同条第2項の記載欄を増やすこと、標準様式契約書第4条1項及び同条第2項の記載欄を多数記載することができるよう標準様式をあらかじめ用意しておくこと、各廃棄物の処分単価等を特定することができない見積書を取得した場合には総額にて契約を締結することが可能な標準様式の契約書をあらかじめ用意しておくこと等、本ケースのような記載漏れが生じることのないよう対策を施したうえ、契約締結時の事前確認を徹底し、適切な契約を締結しなければならない。

【指摘 8-7】 予定価格の算定誤りについて

神奈川県会計事務の手引によれば、予定価格とは、地方公共団体が契約を締結するに際し、その契約金額を決定する基準として長があらかじめ設定するもの

であり、その設定の方法については法律及び政令には特に明確な規定がないとされているが、予定価格を基準として自動的に落札者を決定することにより、競争の公正性を確保しようとするものであるため、予定価格の決定は極めて重要な意義を持ち、その決定に当たっては、常に厳正・公正に行わなければならない。

一般的には、市場価格、過去の取引実績、業者からの参考見積の取得等により、個々の案件の特性を考慮して積算されるものと考えられる。

水産技術センターにおける令和6年度の支出関係書類を閲覧したところ、予定価格の積算に当たって、予定価格積算のための参考見積を基に積算された契約について下記の事案が見受けられた。

図表56 予定価格が参考見積額よりも高い契約

購入品名	参考見積 税込額	予定価格		契約額
		税抜額	税込額	
測深線傾角度計測器	108,900円	108,900円	119,790円	108,900円

(出所：県提出資料より監査人作成)

本ケースにおいては、備品の取得に当たり予定価格積算のための参考見積が取得されていたものの、予定価格の積算に当たり、誤って参考見積の税込額を税抜額欄に転記したことにより、予定価格が参考見積より 10%ほど高い結果となっていた。実際の契約額は参考見積額と同額であったことから問題はないものの、参考見積額を超える金額にて本見積りの提出があった際、参考見積額を超える金額による契約が成立しうる状況にあった。

予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短、消費税等を考慮して適正に定めることが義務づけられていることから、予定価格積算時の確認を徹底し、誤りなく予定価格を積算しなければならない。

【指摘 8-8】 最低制限価格率の計算方法について

水産技術センターにおける令和6年度の入札関係書類を閲覧したところ、下記事案が見受けられた。

図表57 最低制限価格率が著しく高い契約

件名	予定価格(円) ①	最低制限価格率 ②	最低制限価格(円) ③=①×②
高圧ケーブル更新工事	6,061,000	97%	5,879,170
海水ポンププロア棟海水ポンプ分解整備工事	2,717,000	98%	2,662,660
海水ポンププロア棟他プロア更新工事	3,619,000	98%	3,546,620

(出所：県提出資料より監査人作成)

最低制限価格は、予定価格に最低制限価格率を乗じて算出しており、予定価格は工事設計額を参考に設定される。

最低制限価格率の算出の具体式は「神奈川県公共工事等における最低制限価格の取扱要領」(以下「要領」という。)に定められており、県HPにおいて、建築工事等に係る最低制限価格率は下記の計算式により算定するものと公開されている。

図表58 建築工事等に係る最低制限価格率の計算式

最低制限価格率 (%) = [{直接工事費×0.94+共通仮設費（積上分）×1.00+共通仮設費（率分）×0.7+現場管理費×0.8×α+一般管理費等×0.68}／工事価格] ×100
(注1)直接工事費に乘じる補正係数(0.94)については、当分の間、これを1.00に置き換えて適用するものとします。
(注2)最低制限価格率(%)は工事毎に設定するものとし、小数点以下第1位を切り上げて整数とする。(小数点以下第1位を切り上げとは、例 90.10→91% 90.09→90%)

(出所：県HPより一部抜粋)

また、予定価格の想定に必要な、基準書(歩掛)や単価等の情報も公開しており、予定価格を公開情報と同様の方法で積算している場合には、入札参加者は高い精度で最低制限価格を想定することができる。

「要領に係る運用マニュアル」(以下「運用マニュアル」という。)では、県土整備局建築工事積算要綱に基づき、国が定める「公共建築工事共通費積算基準」(以下「積算基準」という。)により算出された共通仮設費(率分)、現場管理費及び一般管理等を用いて、最低制限価格率を算定する事になっている。

水産技術センターにおいては、本3件の工事における工事設計額について、積

算基準は使用せず、1者より参考見積を入手し、その見積額を工事設計額としていた。また、最低制限価格率に影響する「共通仮設費（率分）」「現場管理費」「一般管理費」については、積算基準に記載の算式から求められる数値を代入すべきところ、参考見積に記載の共通仮設費（率分）・現場管理費・一般管理費の数値をそのまま代入して計算していた。

積算基準に則った計算が、契約担当の事務職職員では技術的に極めて困難であることから、従前より、事前に入手した参考見積の数値を基に最低制限価格率を算出しているとのことである。

上記3件の最低制限価格率は予定価格の97%、98%という極めて高い水準となっている。最低制限価格制度は公共工事の品質確保や、ダンピング防止を目的とした制度ではあるものの、このような高水準の最低制限価格率は、入札業者に価格競争の余地をほとんど与えないこととなり、競争入札の原則から外れてしまう懸念もあると考えられる。

最低制限価格率の計算式から考えれば、工事設計額のうちに含まれる「共通仮設費（率分）」「現場管理費」「一般管理費等」の割合が高いほど、最低制限価格率が低下する傾向にあるが、前述のとおり本件3件は参考見積を基に計算されたものであり、積算基準に記載の算式から求められる「共通仮設費（率分）」「現場管理費」「一般管理費等」と乖離が生じたことにより、結果として高水準の最低制限価格率が算定されたものと考えられる。

一方、その乖離が最低制限価格率を下げる方向に計算されることも考えられる。この場合には、運用マニュアルにも記載されているが、本来であれば落札できない者を落札者としてしまうなど、場合によっては、入札中止等の重大な事態に直結することにもつながりかねない。

したがって、最低制限価格率を算定する場合には、「共通仮設費（率分）」「現場管理費」「一般管理費」について、運用マニュアルで規定する、積算基準に記載の算式から求められる数値を代入すべき旨を周知徹底し、より経済的で適正な入札を妨げることがないよう最低制限価格率を計算しなければならない。

④ その他

【意見 8-9】 請書に係る印紙の取扱いについて

水産技術センターに保存の民間事業者から入手した久里浜・金谷間における海水温航走調査に係る請書を確認したところ、当該請書には印紙の貼付がなかった。契約金額は33,000円と明記されており、海水温の調査に関する業務請負契約と考えられるため、印紙税法上の第2号文書に該当し200円の収入印紙の

貼付が必要であったものと判断できる。

水産技術センターで保管している契約書等の印紙の貼付義務は相手先企業にあるため、水産技術センター側で問題となるものではないが、地方公共団体という公の立場であることを考えると、適切に印紙が貼付されているかどうかの確認を行い、印紙の貼付に誤りがある場合には、相手先企業に印紙の貼付を促し、印紙税法に規定する金額の収入印紙が貼付された請書を入手されたい。

9 水産技術センター〈内水面試験場〉

(1) 研究施設の概要

① 設立目的等

水産技術センター内水面試験場は、神奈川県水産技術センターの支所として設置される試験場であり、アユ等淡水魚の飼育技術・疾病対策等の各種試験研究、湖沼河川における資源・生息環境・構造物改善等の調査研究及び増殖技術・経営の指導等を行っている。

なお、所管区域は、県内全域である。

② 所在地

神奈川県相模原市緑区大島 3657 番地

③ 施設の概要

敷地及び建物

- ・敷地：敷地面積 17,830.52 m²
- ・建物：延床面積 4,584.04 m² (7棟)

④ 沿革

昭和 38 年 6 月	神奈川県水産指導所から分離、神奈川県淡水魚増殖場（相模原市南区下溝）として発足
昭和 48 年 6 月	神奈川県淡水魚増殖試験場に改称
平成 7 年 4 月	神奈川県淡水魚増殖試験場を廃止し、相模原市緑区大島に、神奈川県水産総合研究所内水面試験場を設置
平成 17 年 4 月	神奈川県水産技術センター内水面試験場に改称

⑤ 組織と職員数（令和6年4月1日現在）

令和6年4月1日現在において、事務職員1人、技術職員6人他計13人が配置されている。

[職員の配置状況及び分掌事務]

組織 (長の職名)	事務 職員	技術 職員	技能 職員	暫定再任 用職員	非常勤 職員	計
場長	一人	1人	一人	一人	一人	1人
	1人	5人	1人	一人	5人	12人
合計	1人	6人	1人	一人	5人	13人
(注) 暫定再任用職員：地方公務員の定年が段階的に引き上げられる期間中に、定年退職後に改めて採用される職員 非常勤職員：会計年度任用職員						

⑥ 実施事務事業

項目	実施内容等
あゆ種苗調査費	県人工産アユについて、継代数の違いによるとびはね能力の検討及びアユ冷水病等の保菌状況の検査を実施
地域課題研究費	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤマメ資源回復、ワカサギ資源活用、カワウ被害対策防除、外来魚被害対策等の内水面生態系復元研究実施 ・アユの資源管理、種苗親魚育成、発眼卵供給等アユ資源増殖研究を実施
水産動物保健対策事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・養殖業者の魚病の適切な治療、予防方法等に関する指導 ・養殖魚の医薬品残留検査を実施
一般受託研究費	<ul style="list-style-type: none"> ・ミヤタナゴ保護増殖事業の受託（委託者：横浜市教育委員会） ・ホトケドジョウ緊急保護増殖事業の受託（委託者：川崎市、横浜市） ・メダカ保護区における生物相および環境調査の受託（委託者：小田原市） ・酒匂川アユ産卵場調査研究の受託（委託者：酒匂川河口漁業対策協議会） ・酒匂川アユ繁殖調査の受託（委託者：酒匂川漁業協同組合） ・アユ繁殖調査の受託（委託者：(一財)神奈川県内水面漁業振興会） ・相模湾におけるアユの海洋生活期調査の受託（委託者：国）

⑦ 決算の推移

ア 収入

(単位：千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
農林水産業使用料	100	95	95
生産物売扱収入	160	174	171
総務受託事業収入	0	980	0
農林水産業受託事業収入	1,945	2,439	4,205
雑入	10	2	1
農林水産立替収入	2	0	0
合計	2,217	3,690	4,472

イ 支出

(単位：千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般管理費	11,444	15,638	16,919
財産管理費	5,850	6,677	8,701
政策調整費	0	1,896	0
農業技術センター費	152	263	258
水産業総務費	0	0	1,848
水産業振興費	340	330	323
水産技術センター費	19,337	32,234	38,785
合計	37,123	57,038	66,834

(2) 監査の結果

① 施設・設備の管理

【指摘 9-1】 破損した物品の不用決定の未実施

水産技術センター内水面試験場の備品台帳からサンプルを抽出し、備品の現物と照合した際、故障のため使用不能であるが不用決定が行われず、備品台帳に登録されたままになっている備品2点が確認された。

図表59 使用不能であり代替備品の取得がされたが台帳に登録されている備品

物品管理番号	細分類	品目	供用開始日	取得価格(円)
17341000263	試験実験機器類	低温恒温器	19950228	533,540
17341000227	医療機器類	高圧滅菌器	19870729	338,000

(出所：県提出資料より監査人作成)

当該備品は故障のため使用不能となり、代替資産への取り替えが行われているが、代替資産の事業供用開始日以後も、不用決定は行われていない。備品台帳上は備考欄に故障のため使用不能と記載され、現物は元々使用されていた場所の前の廊下に移動されていた。

所属に確認したところ、当該備品は時期や予算等の事情により、年度内の廃棄が見込まれないことにより、不用決定も行なわれなかったとの回答であった。

現物が存在する以上、現物照合等の管理も必要であることから考えれば、業務効率化のためにも、当該備品は、財務規則第174条第1項に規定する「破損した物品」に該当するため不用決定が必要である。

なお、不用決定を行うときは、管理換え等の物品の効率的な利用についても十分に留意が必要である。

② 薬品等の管理

【意見 9-2】 毒劇物の管理方法の見直しについて

水産技術センター内水面試験場では、業務に使用する目的で保有する化学物質につき、「神奈川県水産技術センター内水面試験場自主管理マニュアル」(以下「マニュアル」という。)及び「化学物質受け入れ、使用記録簿」(以下「記録簿」という。)を策定・整備している。

化学物質の管理に係る状況を確認したところ、以下のとおり適切な管理が行

われていない状況が確認された。

- ① マニュアルでは、薬品・天秤室内での、記録簿への記録が義務づけられているが、令和3年度から令和6年度分の記録簿が存在していなかった。
- ② マニュアルでは、記録簿の様式が定められており、場長及び化学物質安全管理担当者の検印欄が設けられているが、令和2年度の記録簿には同検印がなく、記録簿の管理、点検が行われている事を確認できなかった。

したがって水産技術センター内水面試験場では、事故や犯罪の防止及び対策が求められる毒劇物を取り扱う上で重要な保管・管理につき、少なくとも令和2年度以降、適正な記録による管理がなされていない状況が続いていたといえる。

令和7年度において、総括者より適正な管理体制を確立する方針が示され、記録簿(令和7年度)への記載及び保管量の確認が行われているが、化学物質量の記載は重量又は容積とされるだけで、具体的な計量方法等の指示書等がなく、使用量及び保管量の計量につき差異が生じる可能性がある。

今後、具体的な記録方法を見直し、適正な管理が必要である。

【指摘 9-3】 廊下保管の標本の管理方法の見直しについて

水産技術センター内水面試験場が保管する化学物質には、ホルマリン等も含まれている。劇物であるホルマリンは、毒物よりも毒性が弱いものの、身体を著しく害する性質を持っており、不適切な利用がなされた場合には人体に悪影響を及ぼす恐れがあることから、厳格な管理が求められる。

化学物質については施錠可能な保管庫に保管されており、毒劇物は保管棚にて施錠管理し、保管棚の鍵の開錠及び施錠は担当者が行っている一方、現地往査において保管庫前の廊下にホルマリン標本等が置かれていることを確認した。

その原因について、所属に確認したところ、以下の回答を得た。

- ① 保管庫に入りきらないため廊下に一時的に置いているものである。
- ② 内容物の漏洩を防ぐため、専用の容器にて保管し、日光から遮断され、職員以外の立ち入ることのない2階廊下での一時保管となっている。
- ③ 令和7年度中に予算の範囲内で廃棄予定(令和7年12月現在、ホルマリン標本の廃棄について、年内に処分・運搬業者と契約を締結予定)である。

ホルマリン標本等の保管庫以外での長期間の保管は、盜難や紛失、容器の劣化による漏洩等、事故につながる恐れがあるとも考えられることから、たとえ一時保管であったとしても、適切な保管場所の確保、保管方法を検討するとともに、早期の廃棄を検討されたい。

③ 契約等

【意見 9-4】 予定価格の鉛筆書きについて

水産技術センター内水面試験場における令和6年度の支出関係書類を閲覧したところ、見積書提出依頼書書（案）の作成に当たって、予定価格が鉛筆書きされた下記2件の事案が見受けられた。

図表60 予定価格が鉛筆書きされていた契約

件名	相手先	予定価格(円)	契約額(円)
養殖魚の医薬品残留検査委託	一般財団法人日本食品検査	132,000	100,650
公用車1台ノーマルタイヤへの交換	有限会社篠崎モータース	2,500	2,200

（出所：県提出資料より監査人作成）

鉛筆により記入した場合、容易に証跡を残さずに改ざんが可能であることを考えると、公文書として残される書類の作成にあっては、鉛筆書きによることは不適切であり、容易に改ざんが出来ないボールペン等を用いられたい。

【意見 9-5】 予定価格の積算単価について

神奈川県会計事務の手引によれば、予定価格とは、地方公共団体が契約を締結するに際し、その契約金額を決定する基準として長があらかじめ設定するものであるが、その設定の方法については法律及び政令には特に明確な規定がないとされている。一般的には、市場価格、過去の取引実績、業者からの参考見積の取得等により、個々の案件の特性を考慮して積算されるものと考えられる。

水産技術センター内水面試験場における令和6年度の支出関係書類を閲覧したところ、下記の事案が見受けられた。

図表61 同一でありながら予定価格が異なる消耗品

件名	相手先	購入品	予定価格(円)	契約額(円)
消耗品（調査用資材）	尾崎理化株式会社	エタノール 99% 1級 18L 入り	55,000	45,540
消耗品（調査用資材）	株式会社東明サイエンス	エタノール 99% 1級 18L 入り	49,500	38,962

(出所：県提出資料より監査人作成)

上記2件においては、予定価格が30万円未満であることから1者随意契約により契約がされている。予定価格の積算に当たっては、当該契約相手先業者に係る過去の取引実績より積算単価を算定しているとのことであった。

本ケースにおいては、エタノール(99.9%)という同一製品の購入に関するものでありながら、その積算単価には約11%の乖離が生じていた。

事務手続の簡略化の観点から少額の取引について1者随意契約を行うことに異論はないが、競争原理が働かない随意契約であるからこそ、市場の動向やより効率的に事務を扱う者がいないか等を把握し、競争性を確保することが重要であるものと考える。

予定価格の設定については法律及び政令には特に明確な規定が設けられていないことから、この予定価格が直ちに問題となるような誤りではないが、同一の出先機関において、同一の消耗品を購入するにもかかわらず予定価格が異なることには違和感がある。地方自治法第2条第14項に規定する、最小の経費で最大の効果を挙げるためにも、予定価格の妥当性については、同一契約業者実績での検証にとどまらず、契約間においても比較するなど、横断的な検証を行われたい。

④ その他

【意見 9-6】 請書に係る印紙の取扱いについて

水産技術センター内水面試験場に保存の民間事業者から入手した一般廃棄物(可燃物)収集・運搬業務に係る請書を確認したところ、当該請書への印紙の貼付は適正になされていたものの、消印がなされていなかった。

印紙税法第8条第2項において、課税文書の作成者は、当該課税文書に印紙をはり付ける場合には、判明に印紙を消さなければならない旨が定められている。また、消印がなされていない場合には、消されていない印紙の額面金額に相当す

る金額の過怠税を徴収されることになっている。

水産技術センター内水面試験場で保管している契約書等の印紙の貼付義務等は相手企業にあるため、水産技術センター内水面試験場側で問題となるものではないが、地方公共団体という公の立場であることを考えると、適切に印紙が貼付・消印されているかどうかの確認を行い、印紙の貼付に誤りがある場合や消印がなされていない場合には、相手先企業に印紙の貼付や消印を促し、印紙税法に則った請書を入手されたい。

なお、印紙の消印に当たっては、文書の作成者又は代理人、使用人その他の従業者の印章又は署名によることとなっており、当該請書等に使用した印章に限定されているものではないことに留意されたい。

【意見 9-7】 金券受取簿の日付の記載誤りについて

神奈川県情報公開条例に基づく情報公開制度においては、誰でも、目的を問わず、県の機関が管理する行政文書の公開を請求できることとなっている。情報公開請求は、来庁による方法・郵送又はファックスによる方法・電子申請による方法の3つの方法で請求することができ、所定の費用を支払えば文書の写しの交付を受けることが可能である。

水産技術センター内水面試験場において、行政文書の写し等の交付費用を定期小為替又は普通為替証書で受け取った際に記載する金券受取簿を閲覧したところ、実際の収受年月日は令和6年12月26日であったにもかかわらず令和7年12月26日の記載誤りが見受けられたことから、金券受取簿の記載に当たっては、正確な記録に留意されたい。

10 水産技術センター〈相模湾試験場〉

(1) 研究施設の概要

① 設立目的等

水産技術センター相模湾試験場（以下「相模湾試験場」という。）は、神奈川県水産技術センターの支所として設置される試験場であり、定置網等の漁具・漁法など水産工学分野の試験研究及び定置資源などの調査研究、沿岸漁場環境の調査研究、新技術導入試験研究、水産業改良普及指導業務を行っている。

なお、所管区域は県内の相模湾沿岸区域（水産工学分野については神奈川県全域）である。

② 所在地

神奈川県小田原市早川1丁目2番1号（小田原水産合同庁舎内）

③ 施設の概要

相模湾試験場は小田原水産合同庁舎内に設置されており、土地や建物等の公有財産は所管していない。主要な実験設備である水産工学実験用回流水槽も合同庁舎内に設置されたものであり、個別の公有財産としては位置付けられていない。また、漁業調査指導船ほうじょうと船外機船はやかわを保有しているが、いずれも総トン数20トン未満の小型船舶であり、物品の一種である備品として取り扱われている。

[主な実験設備等]

- 水産工学実験用回流水槽（小田原水産合同庁舎内）
- 漁業調査指導船ほうじょう（物品）
- 船外機船はやかわ（物品）

④ 沿革

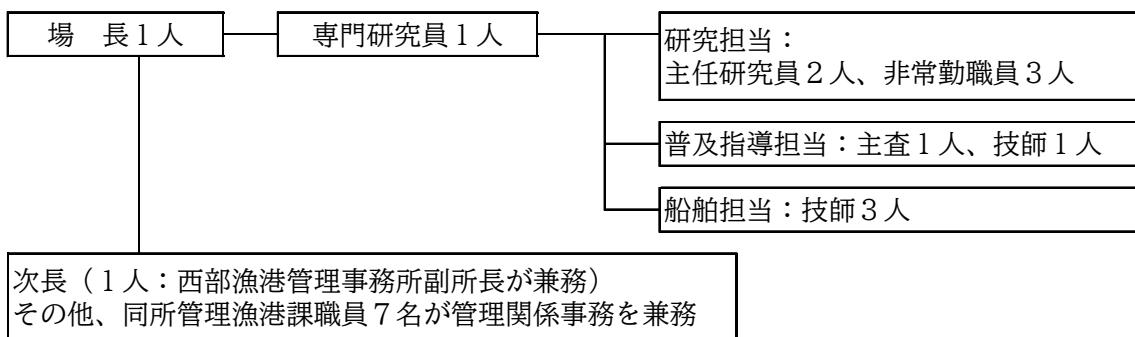
昭和25年4月	内水面における魚類の増養殖を行うために、小田原市下新田350番地に水産指導所を設置
昭和28年7月	東京湾のノリ等の増養殖指導を行うために、川崎市千鳥町3番地に水産指導所内湾支所を設置

昭和 29 年 4 月	水産指導所を小田原市網一色 303 番地に移転し、沿岸漁業の漁業者育成を開始
昭和 38 年 4 月	水産指導所内湾支所を横浜市金沢区柴町 355 番地に移転
昭和 38 年 6 月	水産指導所の内水面関係の業務は淡水魚増殖場に、水産指導所内湾支所は水産試験場金沢分場として分離 水産指導所に研究指導科（定置漁業を主対象とした試験及び研究）と漁業通信科（漁業無線）の 2 科を設置
昭和 44 年 5 月	小田原市早川 1 丁目 8 番地 1 に庁舎を新築し、水産指導所を移転
昭和 44 年 7 月	水産指導所を廃止して水産試験場相模湾支所とし、従来の定置漁業研究を継承 漁業通信科は漁業無線局小田原分局として分離
平成 5 年 4 月	小田原水産合同庁舎を現在地に新築/移転 名称を水産試験場相模湾試験場と改称し、新たに水産工学の試験研究も行うこととし、科名を水産工学科と改称
平成 7 年 4 月	名称を水産総合研究所相模湾試験場と改称
平成 17 年 4 月	名称を水産技術センター相模湾試験場と改称 普及指導部門（藤沢市から湯河原町までの区域）の業務を統合

⑤ 組織と職員数（令和 6 年 4 月 1 日現在）

令和 6 年 4 月 1 日現在において、技術職員 8 名、暫定再任用職員 1 名及び非常勤職員 3 名の計 12 名が配置されており、次長が管理事務の総括に関するこことを、専門研究員が研究業務の総括に関するこことを分掌している。

ただし、次長を始めとする管理関係事務に従事する職員 8 名は兼務職員であり、同じ小田原水産合同庁舎内にある西武漁港管理事務所に所属する職員が兼務している。



[職員の職種等]

組織 (長の職名)	事務職員	技術職員	暫定再任用職員	非常勤職員	計
場長	一名	1名	一名	一名	1名
次長	(1名)	一名	一名	一名	(1名)
管理関係事務	(4名)	(1名)	(1名)	(1名)	(7名)
専門研究員	一人	1名	一人	一人	1名
研究担当	一人	2名	一人	3名	5名
普及指導担当	一人	2名	一人	一人	2名
船舶担当	一人	2名	1名	一人	3名
合計	(5名)	(1名) 8名	(1名) 1名	(1名) 3名	(8名) 12名

(注1) () 書きは兼務職員。

(注2) 暫定再任用職員：地方公務員の定年が段階的に引き上げられる期間中（令和5年度から令和13年度）に、定年退職後に改めて採用される職員

非常勤職員　　：会計年度任用職員

⑥ 実施事務事業

事業名等	実施内容等
地域科学技術振興事業費	・定置網モニタリングシステムの実現に向けた魚探ブイの画像解析及びカメラ映像の自動判別 AI ソフトウェアの作成
科学技術イノベーション共創拠点推進事業費	・二酸化炭素吸収効果の高いアラメ及びヒジキの海藻類種苗生産及び天然海域における育成技術等の開発
磯焼け対策事業費	・磯焼けが進んだ相模湾の藻場回復のための技術開発及び実証試験等 ・藻場再生に取り組む漁業関係者等への技術的支援
漁業活性化促進事業費	・漁業経営の安定や担い手の確保を図ることを目的とした、ICT 技術を活用した省エネルギー化及び省力化の推進 ・定置網の防災対策を講じる上での課題に係る解決方法の検討
漁業就業支援事業	・漁業就業希望者を対象としたセミナー及び研修等の実施

事業名等	実施内容等
水産業改良普及活動促進費	・漁業者の生産性向上を促すための、各浜の課題/ニーズに沿った企画立案、漁業者研修会開催、研究会指導の実施
経常試験研究費	・200海里内漁業資源調査 ・酒匂川濁流影響調査 ・定置網安全対策調査 ・磯根資源の有効利用試験 ・相模湾の漁場環境再生試験 等
地球温暖化適応事業調査研究費	・貝毒原因プランクトンのモニタリング調査及び貝毒検査の実施
養浜環境影響調査	・養浜事業を行う茅ヶ崎市地先、平塚市・二宮町地先、小田原市地先において、低質や生物相の特性を明らかにするための調査の実施

⑦ 決算の推移

ア 収入

(単位：千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
農林水産業受託事業収入	4,931	2,231	2,365
雑入	4	362	121
合計	4,935	2,593	2,486

イ 支出

(単位：千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般管理費	6,037	6,589	7,335
人事管理費	24	0	0
政策調整費	50	4,946	4,933
ヘルスケア・ニューフロンティア推進費	0	0	56
生活衛生指導費	103	103	103
農業技術センター費	170	154	84
水産業総務費	20	20	20

(単位：千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水産業振興費	2,278	12,320	11,470
漁業調整費	421	457	457
水産技術センター費	19,052	35,040	15,932
海岸保全費	5,422	4,650	4,287
合計	33,577	64,279	44,677

(2) 監査の結果

① 施設・設備の管理

【指摘 10-1】 使用できない備品（物品）等への対応について

水産技術センター相模湾試験場は、小田原水産合同庁舎内に設置されているため、土地及び建物等の公有財産は所管しておらず、顕微鏡や水中カメラ等を始めとする物品の管理を行っている。例えば、漁業調査指導船ほうじょう及び船外機船はやかわを保有しているが、いずれも総トン数20トン未満の小型船舶であり、物品の一種である備品として取り扱われている。

備品の管理に関しては、物品管理者である試験場長は、少なくとも毎年度1回、管理する備品について備品台帳等の記録と照合することが神奈川県財務規則に定められており、令和6年度においても、同年11月に現物照合が実施されている。また、具体的な照合方法を定める「備品の現物照合等実施要領（平成28年11月28日付け会指第58号）」においては、現物照合の結果、現物と備品台帳等に記録されている事項との間に不一致の存在を確認した場合や使用不能等の状態を確認した場合には、内容を吟味の上対応方針を立て、所属長の決裁を得て、適切な対策を適宜講ずるものとされている。

神奈川県財務規則より抜粋

（備品等の照合等）

第167条 物品管理者は、備品を受け入れたときは、当該備品に管理シールを適宜の方法により貼付しなければならない。ただし、受入れ後直ちに管理換えする備品にあっては、この限りでない。

2 物品管理者は、少なくとも毎年度1回、その管理する備品及び借用物品（職員に使用させている備品及び借用物品を含む。）の管理の状況を、備品台帳若しくは借用物品台帳に記録されている事項又は物品管理票若しくは借用物品管理票に記載されている事項と照合するとともに、その結果を備

品台帳又は借用物品台帳に記録しなければならない。

備品の現物照合等実施要領より抜粋

5 現物照合の方法

(3) 現物確認作業等

ア 備品等（イからエを除く）

現物確認者は、実際に現物に当たり、確認用帳票を基に4（1）～（4）の照合事項について確認し、更に物品使用者が保管する物品管理票等に記載されている事項と突合し、その結果及び確認日を確認用帳票の余白に記入するものとする。その際、現物に故障等を発見した場合には、併せて物品管理者に報告するものとする。

イ～エ（略）

(4) 結果報告等

物品管理者は、（3）についての報告を受け、内容を確認のうえ、その結果を所属長に報告する。ただし、次のアからウのような不一致の場合（以下「不一致等の場合」という。）が認められたときは、対応方針について所属長の決裁等を得て、適切な対策（指定の変更、台帳等の修正、修理又は遊休物品への登録等）を適宜講じるものとする。

ア 現物の管理状況と備品台帳等に記録又は物品管理票等に記載されている事項（使用者、使用場所等）とが一致しなかった場合

イ 要修理・使用不能等の状態にある備品等を確認した場合

ウ 自所属では使用しないことが明らかなため遊休物品登録を行って他所属への管理換え等を検討すべき備品等を認めた場合

一方、備品台帳からサンプルを抽出し、現物と照合したところ、実際には使用できないものや今後の使用が見込めないものが備品台帳に記録されたままになっている事案が検出された。

これらの備品に関しては、令和6年11月の現物照合時点から同様の状況にあったものの、照合者に対して、「備品の現物照合等実施要領」に定められているように、「要修理・使用不能等の状態にある備品等を確認した場合」は「不一致等の場合」に該当し、現物照合用データに確認日とともに「×」をつける旨の指示が徹底されておらず、結果として、照合者は備品の有無のみを確認していたとのことである。このため、遊休物品登録等の対策は講じられておらず、保管場所を変更した備品についても、備品台帳上における使用場所の記載変更も行われていなかった。

今後、毎年度の現物照合においては、老朽化や機能の滅失、低下等により使用

できない備品や今後の使用が想定されない備品も把握し、当該備品については速やかに不用決定もしくは遊休物品登録等の対応を行わなければならない。

なお、稼働を前提とする備品と所管替え、売却及び廃棄等の処分を想定する備品とを峻別することにより管理対象を明確化し、より効率的な管理につながるものと考える。

図表62 現物照合にて検出された実際に使用できない備品等

No.	物品管理番号	細分類	品目	供用開始日	取得価格(円)
1	17321110015	写真光学機器類	水中カメラ	19930331	7,931,000
2	17321110016	写真光学機器類	水中カメラ	20061130	15,978,000
3	17321140001	農水産機器類	魚群探知機	19930331	4,944,000
4	17321130001	試験実験機器類	可搬式ソナー	19930331	4,995,500
5	17321110030	写真光学機器類	接写用ボディ	19930331	177,894
6	17321090011	事務用機器類	ノートパソコン	20090317	103,950

(注1) No. 1 及び No. 2 :一般展示用としてロビーに置かれているが、備品台帳上の使用場所は従前の「工学実験制御室」と記載されたままとなっている。

(注2) No. 3 及び No. 4 :「廃棄」と記載された紙が貼付されて保管されている。

(注3) No. 5 :フィルムカメラ（ニコンF-4）である。実務上は他のデジタルカメラを使用していることから直近における使用実態はなく、今後の使用も想定されていない。

(注4) No. 6 :OS のアップデートがされていない。直近における使用実態はなく、今後の使用も想定されていない。

(注5) No. 1 から 4 は取得価格が 100 万円以上であり、重要物品に該当する。

(出所：県提出資料より監査人作成)

【意見 10-2】 水産工学実験用回流水槽の使用計画の策定について

水産技術センター相模湾試験場は、従前、水産試験場相模湾支所と称していたが、平成5年4月の小田原水産合同庁舎新築・移転に伴い、庁舎内に水産工学実験用回流水槽（以下「回流水槽」という。）を設置した。これに伴い、相模湾地域の基幹漁業である定置網等の漁業生産技術に関する研究を、先端技術を導入した水産工学的側面から進めることができとなり、その名称も水産試験場相模湾試験場に改称している。

図表63 回流水槽の基本性能

区分	内容
形式	2インペラ垂直循環型
全体規模	長さ×幅×高さ：14.5m×4.2m×5.5m
材質	SUS316 及び FRP
水量	約140t
発生流速	0.025m/s～1.0m/s
流速分布	±1.5%

(出所：県提出資料より監査人作成)

平成5年における当該回流水槽の設置費用は3億4千万円程度とのことであるが、当時においては、模型網を使用した実験が可能な回流水槽として、国内有数の規模と性能を備えたものであり、定置網の急潮による被害を防止するための実験の他、生簀網や小型底曳網等の改良実験にも活用されていた。その実験結果等は漁具の強化や急潮時における箱網の撤去等といった急潮対策につながり、その結果、平成10年以降はその被害額等が大きく減少したことである。

一方、コンピュータ等の能力の急速な発達に伴い、急潮時等の定置網への影響等についてもパソコン上でのシミュレーションや解析等を行うことが可能となってきた。このため、現状においてはほぼ稼働しておらず、令和6年度における稼働は、北海道大学大学院水産科学研究院との共同研究に伴う1週間程度にとどまり、遊休化している実態がある。特に、回流水槽を用いた実験に必要となる定置網模型の作成ノウハウ自体が喪失されており、回流水槽を用いた新規の研究を行うことが困難となってきているとのことである。

設置から30年以上が経過し老朽化も進んでいることから、機能を維持するためにも一定の改修等を行っていく必要がある。水産技術センター相模湾試験場としては、今後5年程度に期限を区切り、シミュレーションの精度向上のために回流水槽を活用していくことであるが、そうであれば、5年間においてどの程度のシミュレーションの精度向上を図るのかを明確にした上で、どのような実験をどの時点で行うか整理し、当該期間における修繕費も含めた維持コストの見積額との費用対効果を踏まえた使用計画を策定して行われたい。

また、当該使用計画等を検討するにあたり、他機関における研究成果を活用等することにより、必ずしも回流水槽を使用しなくともシミュレーション精度の向上が見込まれる場合には、稼働を休止させる等により維持コストの低減を図られたい。

② 薬品等の管理

【意見 10-3】 効物の管理方法の見直しについて

水産技術センター相模湾試験場では、試験研究業務に使用する化学物質を保管しており、この中には、毒物及び効物取締法上の効物に該当するホルマリン等も含まれている。効物は毒物よりも毒性が弱いものの、少量でも身体を著しく害する性質を持っており、不適切な利用がなされた場合には人体に悪影響を及ぼすことがあることから、厳格な管理が求められる。

図表64 水産技術センター相模湾試験場で保管する効物(令和7年3月31日時点)

薬品名	残量
中性ホルマリン（20%）20L タンク	27,050ml
中性ホルマリン（20%）1000ml 瓶	2,100ml
ホルムアルデヒド液（37%）	1,000ml
ホルマリングルタル液	200ml
硫酸銅（II）五水和物	373g
塩化亜鉛	500g
硫酸亜鉛七水和物	500g
トルエン	874g
キシレン	958ml

(出所：県提出資料より監査人作成)

水産技術センター相模湾試験場は、製造、輸入、販売又は授与目的以外で、毒物効物を業務上使用する事業者に該当し、毒物及び効物取締法第7条に定める毒物効物取扱責任者を設置する必要はないが、毒物及び効物取締法第11条、第12条第1項及び第3項、第17条及び第18条に従って、毒効物の盗難防止措置や漏洩防止措置、毒効物の表示、事故対応措置、立入検査等の対応を行う必要がある。かかる対応として、「神奈川県水産技術センター相模湾試験場化学物質日常点検マニュアル」(以下「日常点検マニュアル」という。)及び「実験用試薬品受払簿」(以下「受払簿」という。)を整備し、実際の化学物質の使用に当たっては鍵のかかる保管棚において管理し、保管棚の鍵の開錠及び施錠は化学物質安全管理主任者が行っている。

しかし、日常点検マニュアルは化学物質全般の日常点検の方法等を定めた簡易なものであり、盗難防止及び漏洩防止のために化学物質安全管理主任者及びその他の職員が果たすべき役割は明確に定められていない。また、効物を含む化学物質を購入もしくは使用した際には、使用者自身が受払簿に受入及び払出の

年月日、数量、使用目的、使用者及び残量を記入するが、化学物質安全管理主任者による検印や署名等は記録されておらず、点検が行われたことを確認できなかった。

監査人がサンプリングベースで受払簿上の残量と実際の残量とを照合したところ、数量の一致は確認できたものの、劇物を管理する以上、化学物質安全管理主任者による点検を行う頻度や実施時期を定め、受払簿に照合結果を残す等、日常点検マニュアル及び業務プロセスを見直し、より適切な劇物の管理を図られたい。

神奈川県水産技術センター相模湾試験場化学物質日常点検マニュアルより抜粋

1 目的

このマニュアルは、水産技術センター相模湾試験場において行う試験研究業務で使用する化学物質において、日常的に点検する項目について基準を定めたものである。

2 点検項目

- (1) 薬品保管棚は施錠されているか。
- (2) 薬品保管棚は整理整頓されているか。
- (3) 薬品はこぼれていないか。
- (4) 薬品のラベルは劣化していないか。
- (5) 薬品が薬品保管棚外に放置されていないか。
- (6) 薬品の使用期限は過ぎていないか。
- (7) 廃液用容器から廃液がこぼれていないか。
- (8) 消火器の場所を把握しているか。
- (9) 薬品保管棚内に「実験用試薬品受払簿」はあるか。
- (10) 実験用試薬品受払簿に記載漏れはないか。

【意見 10-4】 化学物質の使用期限管理について

水産技術センター相模湾試験場では、劇物を含む化学物質は必要量を購入するよう努めており、これまで、使用期限切れの化学物質を廃棄処理することはなかったとのことである。

しかし、ホルマリン等一部の化学物質は使用期限が設定されており、使用期限が経過した場合には、機能を十分に果たせないことが想定される。このため、実験用試薬品受払簿とともに作成している「薬品保管リスト」（保管する化学物質の名称及び残量の一覧）等において、使用期限を併せて記録し、管理することを検討されたい。

【意見 10－5】 廃棄処理に関する手続の確立について

水産技術センター相模湾試験場では、化学物質の廃棄実績が無いことから、廃棄に係る処理マニュアル等は作成されていない。

今後、不用となる化学物質が生じることも想定され、特に毒劇物については、毒物及び劇物取締法上第 15 条の 2 及び毒物及び劇物取締法施行令第 40 条等において、化学分解、燃焼及び中和等の方法で処理を行い保健衛生上の危害が発生しないようにしてから廃棄することが義務づけられていることから、廃棄に係る業務マニュアル等を整備することを検討されたい。

③ 契約等

該当事項無し

④ その他

該当事項無し

11 衛生研究所

(1) 研究施設の概要

① 設立目的等

衛生研究所（以下「衛生研究所」という。）は、「保健衛生上必要な試験研究」を行うために設置された試験研究機関であり、感染症の予防、食品や医薬品などの安全確保、快適で健康な生活環境の確保等、健康をめぐる多くの研究課題に対して調査研究、試験検査に積極的に取り組むとともに、研修指導や公衆衛生情報の収集・解析・提供等を行っている。

なお、所管区域は保健所設置市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）を除く神奈川県全域である。

神奈川県行政組織規則より抜粋

（衛生研究所）

第40条 保健衛生上必要な試験研究を行わせるため、神奈川県衛生研究所を茅ヶ崎市下町屋1丁目3番1号に設置する。

2 神奈川県衛生研究所に次の部及び課を置く。

	管理課
企画情報部	企画調整課 衛生情報課
微生物部	
理化学部	
地域調査部	

3 前項の部及び課は、次の事務を分掌する。

管理課

- (1) 公印に関すること。
- (2) 人事に関すること。
- (3) 文書の収受、発送、保存及び閲覧に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関すること。
- (5) 予算の経理に関すること。
- (6) 物品の調達及び処分に関すること。
- (7) 財産の管理に関すること。
- (8) 所内の取締りに関すること。
- (9) その他他部課の主管に属しないこと。

企画情報部

企画調整課

- (1) 試験検査及び調査研究の企画及び連絡調整に関すること。
- (2) 研究成果の解析及び発表に関すること。
- (3) 試験研究機器の共同利用の調整に関すること。
- (4) 衛生検査技術者の研修に関すること。
- (5) 勤務発明の管理に関すること。
- (6) 保健福祉事務所との連絡調整に関すること。

衛生情報課

- (1) 保健情報の解析及び提供に関すること。
- (2) 疫学に関する調査研究に関すること。
- (3) 感染症情報センターとしての機能に関すること。

微生物部

- (1) ウィルス、細菌、真菌、原虫等の微生物を原因とする感染症の試験検査（検査法が確立されたものを除く。微生物部の項及び理化学部の項において同じ。）及び調査研究に関すること。
- (2) 感染症媒介動物を含む害虫獣、寄生虫、藻類等の試験検査及び調査研究に関すること。
- (3) 食中毒の試験検査及び調査研究に関すること。
- (4) 消毒薬、抗菌剤、抗ウイルス剤、ワクチン、殺虫剤、殺そ剤、駆除剤等の試験検査及び調査研究に関すること。
- (5) 食品等及び住環境中の細菌及び真菌に係る試験検査及び調査研究に関すること。
- (6) 净化槽その他の衛生設備に係る試験検査及び調査研究に関すること。
- (7) 生物学的製剤、医療機器等の無菌試験に関すること。
- (8) 標準株及び分離株並びに標準血清及び抗血清の維持管理に関すること。
- (9) 原因不明疾患の感染性病原体に係る試験検査及び調査研究に関すること。

理化学部

- (1) 食品中の残留農薬及び残留動物用医薬品その他の有害金属及び有害化学物質の試験検査及び調査研究に関すること。
- (2) 食品添加物、器具、容器包装等の試験検査及び調査研究に関すること。
- (3) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品等の試験検査及び調査研究に関すること。
- (4) 食品成分、遺伝子組換え食品及びアレルギー物質を含む食品の試験検査及び調査研究に関すること。
- (5) 毒物及び劇物その他の有害金属及び有害化学物質の試験検査及び調査研究に関すること。

- (6) 医薬品、食品、食品添加物等の毒性及び有効性に関する動物を用いた試験検査及び調査研究に関すること。
- (7) 水道原水及び飲料水の安全性評価の調査研究及び水道水質管理計画に基づく外部精度管理に関すること。
- (8) 室内環境中の化学物質の低減対策と空気質の安全性評価の調査研究に関すること。
- (9) 家庭用品等の試験検査及び調査研究に関すること。
- (10) 環境放射能に係る試験検査及び調査研究に関すること。

地域調査部

- (1) ウィルス感染症、細菌感染症、原虫感染症及び寄生虫感染症の試験検査及び調査に関すること。
- (2) 血液等の臨床検査に関すること。
- (3) 食品等の細菌及び真菌に係る試験検査及び調査に関すること。
- (4) 食中毒の原因究明検査及び調査に関すること。
- (5) 食品中の残留農薬及び残留動物用医薬品その他の有害金属及び有害化学物質の試験検査及び調査に関すること。
- (6) 食品添加物、器具、容器包装及びがん具の試験検査及び調査に関すること。
- (7) 水道原水及び飲料水の水質検査及び調査に関すること。
- (8) プール、海水浴場、その他の遊泳場等及び家庭用品の試験検査及び調査に関すること。
- (9) 健康被害を及ぼす原因物質に係る試験検査及び調査に関すること。
- (10) 前各号の試験検査及び調査に係る精度管理に関すること。

② 所在地

神奈川県茅ヶ崎市下町屋1丁目3-1

③ 施設の概要

[本所] 茅ヶ崎市下町屋1丁目3-1

- ・敷地：敷地面積 19,149.06 m²
- ・建物：延床面積 17,288 m²（研究棟を含む。）

事務棟 鉄筋鉄骨コンクリート造7階建

- ・図書情報閲覧室等（1階）、事務室（4、5階）
- ・研究棟 鉄筋コンクリート造 3階建（PFIによる借用不動産）

[小田原分室] 小田原市荻窪 350 番地 1

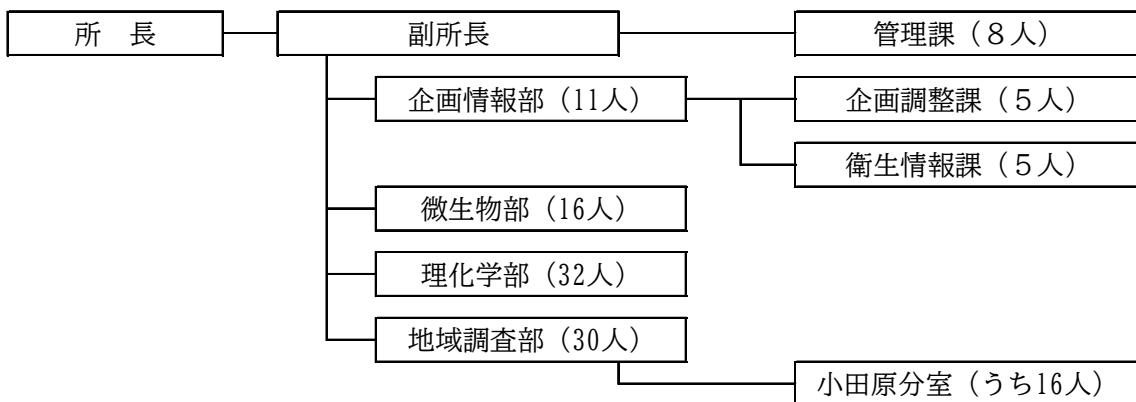
・建物：小田原合同庁舎 18,145.50 m²のうち事務室等として 720.63 m²を使用

④ 沿革

明治 35 年 11 月	横浜市中区海岸通りにペスト研究所として発足
昭和 12 年 3 月	神奈川県中央衛生試験所（現横浜市南区中村町）と改称、総合衛生試験機関として発足
昭和 23 年 9 月	厚生省 3 局長通牒「地方衛生研究所設置要綱」に基づき、神奈川県衛生研究所設置条例が制定され、神奈川県衛生研究所として発足
昭和 39 年 4 月	横浜市旭区中尾町に新庁舎新築・移転
昭和 47 年 4 月	本館隣接に新館建設
平成 3 年 4 月	衛生工学部を環境科学センターへ統合
平成 12 年 4 月	保健予防課から「地方感染症情報センター」を業務移管
平成 15 年 6 月	茅ヶ崎市下町屋に庁舎新築（事務棟は既存棟を改修）・移転 組織を 4 部 3 課 4 分室体制に再編（企画情報部の設置、保健所衛生検査課の検査機能を集約し地域情報部を設置）
平成 18 年 4 月	食品 GLP 体制における食品衛生検査施設等の信頼性確保部門を本庁生活衛生課から移管 藤沢市が保健所設置市となつたことに伴い藤沢分室を廃止
平成 22 年 4 月	防疫・食中毒業務を本所に集約
平成 25 年 4 月	地域調査部 3 分室（小田原・茅ヶ崎・厚木）を集約し、組織を 4 部 3 課 1 分室体制に再編

⑤ 組織と職員数（令和6年4月1日現在）

令和6年4月1日現在において4部3課1分室体制であり、事務職員7人、技術職員62人他計99人が配置されている。



[職員の配置状況及び分掌事務]

組織 (長の職名)	事務 職員	技術 職員	臨時的 任用職員	暫定再任 用職員	非常勤 職員	計
所長	一人	1人	一人	一人	一人	1人
副所長	1人	一人	一人	一人	一人	1人
管理課	4人	一人	一人	一人	4人	8人
企画情報部	2人	7人	一人	2人	一人	11人
微生物部	一人	12人	1人	1人	2人	16人
理化学部	一人	21人	2人	一人	9人	32人
地域調査部	一人	21人	2人	1人	6人	30人
合計	7人	62人	5人	4人	21人	99人

(注) 暫定再任用職員：地方公務員の定年が段階的に引き上げられる期間中
(令和5年度から令和13年度)に、定年退職後に改めて採用される職員
非常勤職員：会計年度任用職員

⑥ 実施事務事業

項目	実施内容等
公衆衛生調査活動	(ア) 感染症関連事業 感染症予防対策事業費、感染症予測監視事業費、

項目	実施内容等
	結核接触者健康診断・患者指導事業費、 エイズ対策推進事業費、新型インフルエンザ対策事業費 (イ) 食品関連事業 食品衛生指導事業費、食品等検査事業費 (ウ) 環境衛生関連事業 水道事業指導監督費、生活環境指導費、 水浴場対策事業費、放射能測定調査費、動物保護等事業費 (エ) 薬品関連事業 医薬品検定事務等調査費、薬事指導運営費、 医薬品等安全対策事業費、薬物乱用防止対策費
試験検査事業	依頼に基づく給食施設従事者等の保菌者検索検査等の試験検査の実施
調査研究事業	(ア) 経常研究 「感染症の監視と予防」、「食品と医薬品の安全・安心」、「くらしの安全・安心」、「健康増進と疾病予防」のもとに課題を設定し、試験検査法の改善や開発、感染症の流行に関する調査研究を実施 (イ) 指定研究 県政策局いのち・未来戦略本部室が主導する成果展開型研究事業、シーズ探求型研究推進事業並びに科学技術イノベーション共創拠点推進事業に参画し研究を実施
感染症情報センター事業	感染症情報の収集、分析、感染症発生情報の発行、ホームページでの情報提供等の実施
研修指導事業	県及び市町村の公衆衛生担当職員等を対象に衛生検査基礎技術研修、公衆衛生実務者研修、公衆衛生専門技術研修等を実施
広報事業	施設公開、公開セミナー、出前講座の開催 衛研ニュースの配信をはじめとしたホームページでの各種情報発信等
国際交流事業	海外技術研修員を受け入れて研修を実施
放射線監視調査事業	県内原子力施設（2施設）の監視をモニタリングポスト等により実施
その他	米軍横須賀基地での原子力艦寄港時放射能検査

⑦ 決算の推移

ア 収入

(単位：千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
衛生使用料	13	13	14
衛生手数料	6,901	10,472	6,695
財産貸付収入	460	288	289
物品売払収入	0	8,580	0
総務受託事業収入	100	0	0
衛生受託事業収入	7,105	2,805	2,805
衛生負担交付収入	6	7	7
衛生事業収入	120	120	60
衛生立替収入	72	68	66
雑入	41	0	17
合計	14,817	22,354	9,953

イ 支出

(単位：千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般管理費	41,305	47,240	54,540
政策調整費	1,180	9,138	9,345
ヘルスケア・ニューフロンティア推進費	10,896	3,324	2,420
災害対策費	1,492	1,380	1,522
国際交流推進費	0	0	236
公衆衛生総務費	103	75	39
予防費	51,926	39,103	44,972
衛生研究所費	975,567	914,955	967,299
生活衛生指導費	102,839	126,458	118,263
薬務費	17,865	19,477	19,343
道路橋りょう維持費	0	201	0
廃棄物対策費	150	0	0
自然保護推進費	99	93	92
合計	1,203,422	1,161,444	1,218,073

(2) 監査の結果

① 施設・設備の管理

【意見 11-1】 広域防災活動備蓄拠点に置かれた廃棄用備品について

衛生研究所本所の事務棟2階及び3階フロアには、くらし安全防災局が所管する湘南地区広域防災活動備蓄拠点が配置されている。

広域防災活動備蓄拠点は、災害時における県の応急活動体制と中央基地としての役割を担う神奈川県総合防災センターの機能を分散・補完し、広域応援体制を強化する施設であり、くらし安全防災局が所管し、災害時には湘南現地災害対策本部が運営することとされている。特に3階フロアは応援要員控室とされており、災害時において全国から派遣される「緊急消防援助隊」、「警察災害派遣隊」、「自衛隊の災害派遣部隊」及び「TEC-FORCE（国土交通省緊急災害対策派遣隊）」といった広域応援部隊等の一時待機場所として位置付けられている。

図表65 広域防災活動備蓄拠点の概要

区域	施設名	種類
県西	小田原合同庁舎	備蓄倉庫、ヘリコプター緊急離着陸場
湘南	衛生研究所	物資倉庫、応援要員控室（広域応援部隊等一時待機場所）、貯水槽（災害時備蓄用受水槽）
三浦半島	鎌倉三浦地域 児童相談所	備蓄倉庫
[湘南区域広域防災活動備蓄拠点の機能]		
(1) 備蓄資機材の貸出し (2) 一時待機場所の提供 (3) 情報連絡活動		

（出所：神奈川県広域防災活動備蓄拠点運営要綱及び県HPより作成）

一方、令和7年9月の実査時点においては、災害時における応援要員控室（広域応援部隊等一時待機場所）として位置付けられている3階フロアに、衛生研究所において使用されなくなり不用決定された廃棄用の備品が多数残置されている状況であった。衛生研究所によれば、以前は現在以上に多くの廃棄用備品が置かれている状況であったことから令和6年度中に処分を進めたものの、処分費用等の関係上、未だ残っているものがあるとのことである。

当該廃棄用備品の中には、デスクトップパソコンや顕微鏡等だけではなく、移動に人手と時間を要する大型の検査・測定用機器類も含まれており、平時における広域防災活動備蓄拠点に保管することは、不用決定された備品の管理としては適切ではない。関係部局とも協議の上で、広域防災活動備蓄拠点としての機能に支障が生じないよう、可能な限り速やかに当該廃棄用備品の移動等を検討するとともに、予算措置を図り、適宜、処分を進められたい。

図表66 広域防災活動備蓄拠点に置かれた不用物品①



(監査人撮影)

図表67 広域防災活動備蓄拠点に置かれた不用物品②



(監査人撮影)

【指摘 11-2】 使用できない備品（物品）等への対応について

備品の管理に関しては、物品管理者は、少なくとも毎年度1回、管理する備品について備品台帳等の記録と照合することが神奈川県財務規則に定められており、令和6年度においても、同年12月末を期限として現物照合が実施されている。

一方、備品台帳からサンプルを抽出し、現物と照合したところ、実際には使用できないものや今後の使用が見込めないものが備品台帳に記録されたままになっている事案が検出された。

これらの備品に関しては、令和6年度に実施された現物照合時点から同様の状況にあったものの、照合者に対して、「備品の現物照合等実施要領」に定められているように、「要修理・使用不能等の状態にある備品等を確認した場合」は「不一致等の場合」に該当し、現物照合用データに確認日とともに「×」をつけ旨の指示をしておらず、照合結果にそのような記載はなされていない。

今後、毎年度の現物照合においては、老朽化や機能の滅失や低下等により使用できない備品や今後の使用が想定されない備品も把握し、当該備品については速やかに不用決定もしくは遊休物品登録等の対応を行わなければならない。

なお、稼働を前提とする備品と所管替え、売却及び廃棄等の処分を想定する備品とを峻別することにより管理対象を明確化し、より効率的な管理につながるものと考える。

図表68 現物照合にて検出された実際に使用できない備品等

No.	物品管理番号	細分類	品目	供用開始日	取得価格(円)
1	15401000551	写真光学機器類	顕微鏡	20030530	33,967,500
2	15401001823	ちゅう具類	超低温槽	20190801	0
3	15401001826	試験実験機器類	バイオクリーンベンチ	20190801	0
4	15401000377	事務用機器類	パソコン	19930930	259,045
5	15401000725	試験実験機器類	遠心分離機	19910629	10,499,820
6	15401000890	試験実験機器類	恒温水槽	19830627	357,000
7	15401001113	試験実験機器類	電気泳動装置	19960524	189,005
8	15401001687	試験実験機器類	質量分析計	20170927	37,378,000

(注1) No. 1、No. 2 及び No. 3：電子顕微鏡室保管であり、いずれも使用不能である。なお、No. 2 及び No. 3 は寄附を受けたものである。

(注2) No. 4：データ読み取りイメージスキャナであるが、技術的に陳腐化していることから直近における使用実態はなく、今後の使用も想定されていない。

(注3) No. 6 及び No. 7：技術的に陳腐化していることから直近における使用実態は

No.	物品管理番号	細分類	品目	供用開始日	取得価格(円)
			なく、今後の使用も想定されていない。		
	(注4) No. 6 : 0S		のアップデートがされていない。直近における使用実態はなく、今後の使用も想定されていない。		
	(注5) No. 1、No. 5 及び No. 8		は取得価格が 100 万円以上であり、重要物品に該当する。		

(出所：県提出資料より監査人作成)

【意見 11-3】 試験実験機器類の取得時におけるリース契約の検討について

衛生研究所においては、計画的な備品の更新等を行うべく、この先 10 年間を対象とした備品の更新計画を策定しており、令和 6 年度においても、当該計画に沿った調達が行われているが、当該調達は全て県が購入する形態にて行われている。特に計測機器等の試験実験機器類の場合、計測値等の精度を担保するための定期的なメンテナンスや校正等が不可欠であるが、特に計測機器等の高度化等により、別途締結される保守契約の委託料が高額となる傾向がある。

衛生研究所によれば、計測機器等を始めとする備品の取得にあたっては、通常、購入の形態を採用しているとのことであるが、今後の取得にあたっては、必ずしも購入に限定することなく、可能な場合には保守契約付きのリース契約との比較を行い、使用想定期間にわたる金額面の多寡や利便性等の面から柔軟に取得方法を検討されたい。

また、計測機器等に関しては、使用期間終了後における撤去や廃棄のための手続が煩雑となり、かつ廃棄費用が相対的に高額となる場合もあることから、結果的に使用期間終了後に廃棄がなされないまま残置される一因ともなり得る。

したがって、取得に際してリース契約との比較を行う場合には、当該リース契約における返還条項の有無も考慮の上で比較されたい。

【意見 11-4】 備品更新計画への廃棄費用等の反映について

ウイルスや細菌等を対象とする計測機器等の技術進歩は目覚ましく、計測機器等の技術的な陳腐化は、効果的かつ効率的な検査や調査研究活動等を妨げるおそれがある。

衛生研究所においては、毎年度、備品の更新計画を策定し計画的な備品の更新等に努めており、この点は評価できる。ただし、現状の備品更新計画は更新時期や取得費用を中心に取りまとめたものであり、老朽化もしくは陳腐化した既存備品の撤去や廃棄のための費用等は見込まれていない。

計測機器等の中には撤去や廃棄のための費用が相対的に高額となる場合もあることから、高額な廃棄等費用が見込まれる場合には、実際の取得予定年度における予算要求時において、購入予定額とともに廃棄等予定額についても財政当局に対して報告しているとのことであるが、備品の円滑な更新を検討するための基礎情報として、金額的に重要な撤去等費用については備品更新計画に織り込むことを検討されたい。

② 薬品等の管理

該当事項無し

③ 契約等

該当事項無し

④ その他

【意見 11-5】 中期的な機関運営及び研究に関する方針・計画等の策定について

衛生研究所においては、現状、中期的な研究計画や機関の業務運営方針等は策定されていない。

確かに衛生研究所が実施する研究課題に関しては、研究計画の適正な評価を行うことにより、課題の設定、計画の立案と実施方法、成果の活用等について、

よりよい方策を見出すことを目的として、外部評価委員による評価を実施しており、衛生研究所のウェブサイトには、「調査研究の基本方針と前年度の実績」として、調査研究の重点分野や調査研究課題を選定するための視点等が記載されている。

しかし、調査研究業務は複数年度にわたって行われるものであり、その対象分野や課題等の設定方針とともに、その実施体制や、いつ頃を目途に研究を行っていくかといった研究スケジュールや目標等を策定し明示することも組織的な機関運営やより明瞭な実績評価のためには必要なものである。

例えば、科学研究費補助金を始めとする外部資金についてはできるだけ獲得する方針との説明を口頭で受けたが、外部資金の獲得実績については研究所として集計されていない。今般の監査にあたり集計を依頼した令和5～6年度における外部資金の獲得実績は下表のとおりであるが、特に外部資金の獲得に関する具体的な数値目標は設定されていない。

図表69 外部資金の獲得実績

区分	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
科学研究費補助金	12	23,885	11	21,115

(注) 金額は当該年度における直接経費及び間接経費の受領額であり、前年度からの繰越額は含まない。なお、件数は当該年度において研究を実施した件数である。

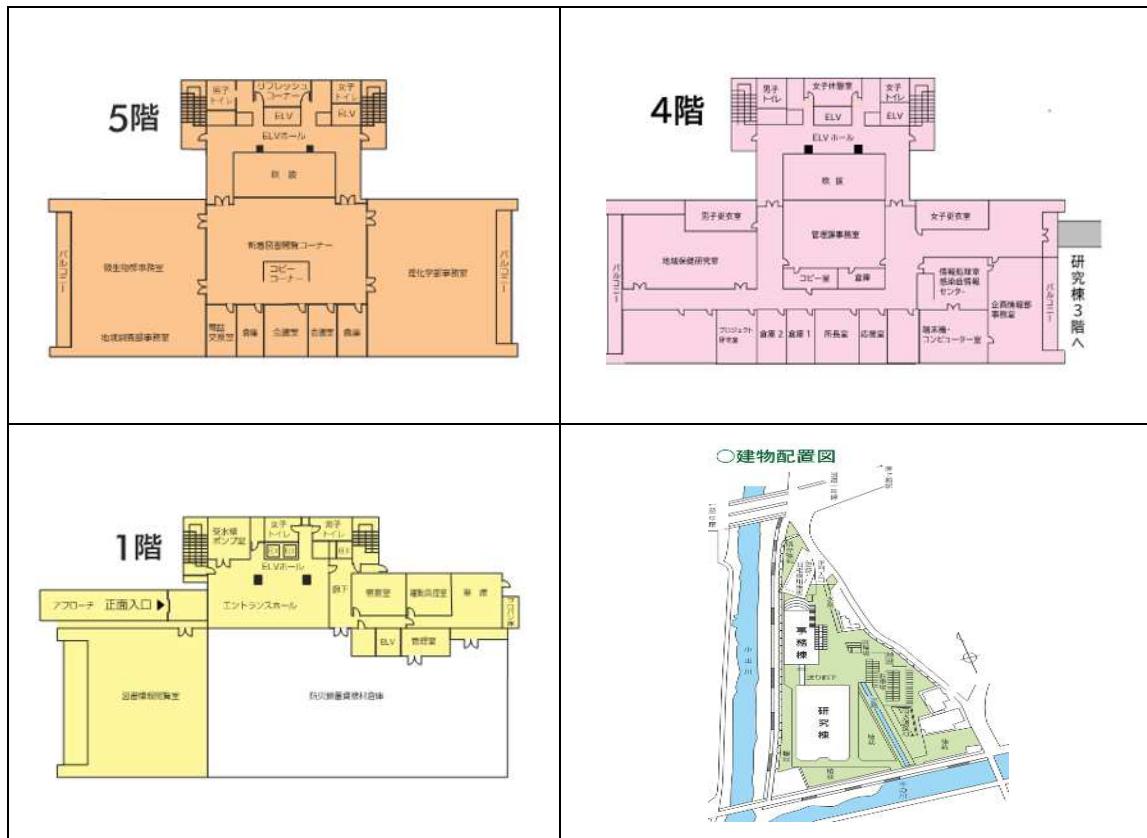
(出所：県提出資料より監査人作成)

今後、中期的な研究計画や機関の業務運営方針等を策定することを検討されたい。その際、例えば外部資金において、獲得に向けた方針や目標件数を定める等、研究計画や業務運営方針等に記載する諸活動について、実績評価に資する評価基準等を明示することも併せて検討されたい。

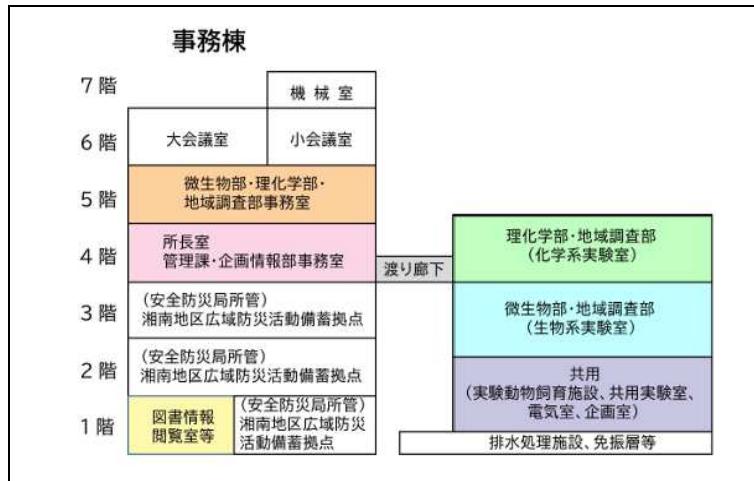
【意見 11-6】 事務棟使用方法の見直しについて

174 ページの③施設の概要に記載のとおり、衛生研究所は明治35年(1902年)に前身の検査所が設立されて以来、2度の移転を経て、平成15年6月に茅ヶ崎市下町屋に移転した。移転にあたっては、研究棟は新庁舎を新築し、事務棟については既存の建物を改修し使用している。施設の配置については、次のとおりである。

図表70 衛生研究所施設の各階平面図と配置図



図表71 衛生研究所施設の建物立面図



施設の整備及び運営については、民間の資金や経営能力、技術、ノウハウを活用するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）」に基づき、事業者が研究棟の建設・所有、既存棟の改修、維持管理、運営（実験動物の飼育管理、LAN・情報システム運用、図書情報閲覧室の管理などの研究支援業務）を行う PFI（Private Finance Initiative）方式を導入し、

経費の削減、業務の効率化に努めていると衛生研究所のパンフレットには記載されている。

監査を実施するにあたって、事務棟1階にある図書情報閲覧室（以下「図書室」という。）を視察したところ、図書室はほぼ利用されていないことが判明した。図書室は平日9時から17時まで利用可能で、利用者の制限もない。蔵書は自然科学系の雑誌が多く、辞書等も閲覧できる。また、一般利用者への蔵書の貸し出しは行っておらず、職員への貸し出しのみ行っているが、貸出実績は皆無に等しく、貸出簿等の記録も行っていない。

図書室は、事務棟のエントランスを入ってすぐの場所に位置し、ガラス張りで外観も良く、研究所が使用する前は、民間企業の展示室として使用されていたようである。

しかし、現状の研究所において、図書室として有効に活用されているとは評価できず、PFI契約に基づき支払う維持管理費は不要なコストと言わざるを得ない。可能な限り現状を見直し、経費の有効活用が求められる。